

○総務省令第六十七号

地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第九号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年七月二十七日

総務大臣 高市 早苗

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(法人の道府県民税に係る申告書等の様式)
 第三条 法人の道府県民税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

(法人の道府県民税に係る申告書等の様式)
 第三条 法人の道府県民税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

申告書等の種類	様式
(一) 確定申告書及び中間申告書並びにこれらに係る修正申告書(法第五十三條第一項及び第四項の道府県民税の申告書並びにこれらに係る同条第二十二項の道府県民税の申告書)	第六号様式又は第六号様式(その2)(別表一から別表四の三まで)
(二) 略	[略]
(三) 予定申告書及びこれに係る修正申告書(法第五十三條第一項及び第二項の道府県民税の申告書並びにこれらに係る同条第二十二項の道府県民税の申告書)	第六号の三様式又は第六号の三様式(その2)(第六号様式別表四の三)
(四) 略	[略]

申告書等の種類	様式
(一) 確定申告書及び中間申告書並びにこれらに係る修正申告書(法第五十三條第一項及び第四項の道府県民税の申告書並びにこれらに係る同条第二十二項の道府県民税の申告書)	第六号様式(別表一から別表四の三まで)
(二) 同上	[同上]
(三) 予定申告書及びこれに係る修正申告書(法第五十三條第一項及び第二項の道府県民税の申告書並びにこれらに係る同条第二十二項の道府県民税の申告書)	第六号の三様式(第六号様式別表四の三)
(四) 同上	[同上]

(法人の事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税に係る申告書等の様式)
 第五条 法人の事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

(法人の事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税に係る申告書等の様式)
 第五条 法人の事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

申告書等の種類	様式
(一) 確定申告書及び中間申告書並びにこれらに係る修正申告書(法第七十二條の二十五第八項から第十二項まで(これらの規定を法第七十二條の二十八第二項並びに第七十二條の二十九第二項及び第四項において準用する場合を含む。))及び第七十二條の二十六第一項ただし書の規定による同条第四項の申告書並びにこれらの申告書に係る法第七十二條の三十一第二項及び第三項の修正申告書	第六号様式又は第六号様式(その2)(別表五から別表十四まで)
(二) 予定申告書及びこれに係る修正申告書(法第七十二條の二十六第一項本文の規定による同条第四項の申告書並びにこれに係る法第七十二條の三十一第二項及び第三項の修正申告書)	第六号の三様式又は第六号の三様式(その2)
(三) 略	[略]

申告書等の種類	様式
(一) 確定申告書及び中間申告書並びにこれらに係る修正申告書(法第七十二條の二十五第八項から第十項まで(これらの規定を法第七十二條の二十八第二項並びに第七十二條の二十九第二項及び第四項において準用する場合を含む。))及び第七十二條の二十六第一項ただし書の規定による同条第四項の申告書並びにこれらの申告書に係る法第七十二條の三十一第二項及び第三項の修正申告書	第六号様式(別表五から別表十四まで)
(二) 予定申告書及びこれに係る修正申告書(法第七十二條の二十六第一項本文の規定による同条第四項の申告書並びにこれに係る法第七十二條の三十一第二項及び第三項の修正申告書)	第六号の三様式
(三) 同上	[同上]

[2・3 略]

[2・3 同上]

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の事業税の徴収猶予の申請書類)
 第六条の九 「略」

2 政令第三十五条の四の二第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 「一」 略

二 法第七十二条の五十七の二第一項に規定する事業税額が、租税特別措置法第四十条の三の三第二十二項第一号(同法第四十一条の十九の五第十三項において準用する場合を含む。)に掲げる更正決定に係る所得税の額の計算の基礎となつた所得に基づき課されたものであること及び前号の申立てに係る条約相手国等(法第七十二条の五十七の二第一項に規定する条約相手国等をいう。)との間の相互協議(同項に規定する相互協議をいう。次条において同じ。)の対象であることを明らかにする書類
 「三」 略

(法第四百四十四条の六十第一項の総務省令で定める道路)

第八条の五十四 法第四百四十四条の六十第一項に規定する総務省令で定める道路は、第九条の九に定める道路とする。

(法人の都民税に係る申告書等の様式)

第十条の二 法第七百三十四条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、第一条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

申告書等の種類	様式
(一) 確定申告書及び中間申告書並びにこれらに係る修正申告書(法第七百三十四条第三項の規定により準用される法第三百二十一条の八第一項及び第四項の申告書並びにこれらに係る同条第二十二項の申告書)	第六号様式又は第六号様式(その2)(別表一から別表四の三まで)
(二) 略	略
(三) 予定申告書及びこれに係る修正申告書(法第七百三十四条第三項の規定により準用される法第三百二十一条の八第一項及び第二項の申告書並びにこれらに係る同条第二十二項の申告書)	第六号の三様式又は第六号の三様式(その2)(第六号様式別表四の三)
(四) 略	略

〔2・3 略〕

(特定書面等地方税関係申告等及び特定地方税関係申告等)

第二十四条の三十九 法第七百四十七条の二第一項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるものうち、地方税関係法令(同項に規定する地方税関係法令をいう。以下この条及び次条において同じ。)の規定により書面等(法第七百四十七条の二第一項に規定する書面等をいう。以下この条及び次条において同じ。)により行うことその他の方法が規定されているもの

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の事業税の徴収猶予の申請書類)
 第六条の九 「同上」

2 「同上」

「一」 同上

二 法第七十二条の五十七の二第一項に規定する事業税額が、租税特別措置法第四十条の三の三第十六項第一号(同法第四十一条の十九の五第十三項において準用する場合を含む。)に掲げる更正決定に係る所得税の額の計算の基礎となつた所得に基づき課されたものであること及び前号の申立てに係る条約相手国等(法第七十二条の五十七の二第一項に規定する条約相手国等をいう。)との間の相互協議(同項に規定する相互協議をいう。次条において同じ。)の対象であることを明らかにする書類
 「三」 同上

(法第四百四十四条の六十第一項の総務省令で定める道路)

第八条の五十四 法第四百四十四条の六十第一項に規定する総務省令で定める道路は、第八条の二十一に定める道路とする。

(法人の都民税に係る申告書等の様式)

第十条の二 法第七百三十四条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、第一条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

申告書等の種類	様式
(一) 確定申告書及び中間申告書並びにこれらに係る修正申告書(法第七百三十四条第三項の規定により準用される法第三百二十一条の八第一項及び第四項の申告書並びにこれらに係る同条第二十二項の申告書)	第六号様式(別表一から別表四の三まで)
(二) 同上	同上
(三) 予定申告書及びこれに係る修正申告書(法第七百三十四条第三項の規定により準用される法第三百二十一条の八第一項及び第二項の申告書並びにこれらに係る同条第二十二項の申告書)	第六号の三様式(第六号様式別表四の三)
(四) 略	同上

〔2・3 同上〕

(特定書面等地方税関係申告等及び特定地方税関係申告等)

第二十四条の三十九 「同上」

とする。

【一〇六 略】

七 法第七十二条の二十五第八項から第十二項まで（これらの規定を法第七十二条の二十八第二項並びに第七十二条の二十九第二項及び第四項において準用する場合を含む。）及び第七十二条の二十六第四項の申告書並びにこれらの申告書に係る法第七十二条の三十一第二項及び第三項の修正申告書の提出

【七の二〇十六 略】

【二〇七 略】

附則

（新型コロナウイルス感染症等に係る特定書面等地方税関係申告等）

第三十一条 法第七百四十七条の二第一項に規定する総務省令で定めるものは、第二十四条の三十九第一項の規定にかかわらず、同項に規定するもののほか、次に掲げるもののうち、地方税関係法令（法第七百四十七条の二第一項に規定する地方税関係法令をいう。）の規定により書面等（同項に規定する書面等をいう。）により行うことその他の方法が規定されているものとする。

【一〇四 略】

五 法附則第六十一条第二項の規定による申告書及び添付すべき書類の提出

第一号の三様式（第二条関係）

【様式 別紙二 挿入】

第一号の四様式（第二条関係）

【様式 別紙四 挿入】

第三号様式別表裏面（用紙日本産業規格B4）（第二条関係）

【様式 別紙六 挿入】

第四号様式（第二条関係）

【様式 別紙八 挿入】

第四号の二様式（第二条関係）

【様式 別紙十 挿入】

第五号の二様式（第二条関係）

【様式 別紙十一 挿入】

第六号様式（提出用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

【様式 別紙十四 挿入】

第六号様式（入力用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

【様式 別紙十六 挿入】

【様式 別紙十六 挿入】

【様式 別紙十六 挿入】

【様式 別紙十六 挿入】

1 この申告書は、法第七十二条の二第1項第1号又は第2号に掲げる事業を行う法人（同項第1号に掲げる事業と同項第2号に掲げる事業とを併せて行う法人を含む、同項第3号に掲げる

【一〇六 同上】

七 法第七十二条の二十五第八項から第十二項まで（これらの規定を法第七十二条の二十八第二項並びに第七十二条の二十九第二項及び第四項において準用する場合を含む。）及び第七十二条の二十六第四項の申告書並びにこれらの申告書に係る法第七十二条の三十三第二項及び第三項の修正申告書の提出

【七の二〇十六 同上】

【二〇七 同上】

附則

（新型コロナウイルス感染症等に係る特定書面等地方税関係申告等）

第三十一条 【同上】

【一〇四 同上】

【新設】

第一号の三様式（第二条関係）

【様式 別紙一 挿入】

第一号の四様式（第二条関係）

【様式 別紙三 挿入】

第三号様式別表裏面（用紙日本産業規格B4）（第二条関係）

【様式 別紙五 挿入】

第四号様式（第二条関係）

【様式 別紙七 挿入】

第四号の二様式（第二条関係）

【様式 別紙九 挿入】

第五号の二様式（第二条関係）

【様式 別紙十一 挿入】

第六号様式（提出用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

【様式 別紙十三 挿入】

第六号様式（入力用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

【様式 別紙十三 挿入】

【様式 別紙十五 挿入】

【様式 別紙十五 挿入】

【様式 別紙十五 挿入】

1 この申告書は、仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。なお、事業税及び特別法人事業税又は地方人特別

事業を行う法人を除く。)が仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。なお、事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税(地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等)に関する暫定措置法に規定する地方法人特別税をいう。以下この記載要領において同じ。)に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができること。

【2～9 略】

10 道府県民税の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書(別表1)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額)を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、特別控除取戻税額及び使途秘匿金の支出に対する法人税額(使途秘匿金の支出の額の40%相当額)の合計額を記載すること。

【11 略】

12 事業税の「所得金額総額⑦」の欄は、第6号様式別表5を添付する法人にあつては第6号様式別表5の「合計⑩」の欄の金額を、その他の法人にあつてはこの申告書の「仮計⑩」の欄の金額から「繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があつた場合の欠損金額等の当期控除額⑨」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

13 事業税の「付加価値額総額③」又は「資本金等の額総額⑤」の各欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額⑪」又は「課税標準となる資本金等の額⑫」の各欄の金額をそれぞれ記載すること。

【14 略】

14 事業税の「⑯のうち見込納付額⑰」の欄は、法第72条の25第3項又は第5項(法第72条の28第2項及び第72条の29第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

15 特別法人事業税又は地方法人特別税の「所得割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額⑱」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「計⑳」又は「軽減税率不適用法人の金額㉑」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「計㉒」又は「軽減税率不適用法人の金額㉓」の「基

税(地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等)に関する暫定措置法に規定する地方法人特別税をいう。以下この記載要領において同じ。)に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができること。

【2～9 同左】

10 道府県民税の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書(別表1)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額)を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、リース特別控除取戻税額及び使途秘匿金の支出に対する法人税額(使途秘匿金の支出の額の40%相当額)の合計額を記載すること。

【11 同左】

12 事業税の「所得金額総額⑦」の欄は、第6号様式別表5を添付する法人にあつては第6号様式別表5の「合計⑩」の欄の金額を、その他の法人にあつてはこの申告書の「仮計⑩」の欄の金額から「繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があつた場合の欠損金額等の当期控除額⑨」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

13 事業税の「付加価値額総額③」又は「資本金等の額総額⑤」の各欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額⑪」又は「課税標準となる資本金等の額⑫」の各欄の金額をそれぞれ記載すること。

14 事業税の「平成28年改正法附則第5条の控除額⑩」の欄は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度にあつては第6号様式別表5の7の「③が30億円以下の場合の控除額⑯」の欄の金額又は「③が30億円超40億円未満の場合の控除額⑰」の欄の金額を記載し、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度にあつては第6号様式別表5の7の「③が30億円超40億円未満の場合の控除額⑱」の欄の金額を記載し、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度にあつては第6号様式別表5の7の「③が30億円以下の場合の控除額⑲」の欄の金額又は「③が30億円超40億円未満の場合の控除額⑳」の欄の金額を記載すること。

15 事業税の「⑯のうち見込納付額⑰」の欄は、法第72条の25第3項又は第5項(法第72条の28第2項及び第72条の29第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

16 特別法人事業税又は地方法人特別税の「所得割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額⑱」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「計⑳」又は「軽減税率不適用法人の金額㉑」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「計㉒」又は「軽減税率不適用法人の金額㉓」の「基

準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。

16 特別法人事業税又は地方法人特別税の「収入割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

17 特別法人事業税又は地方法人特別税の「⑩のうち見込納付額」の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が特別法人事業税又は地方法人特別税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

18 事業税の「所得金額（法人税の明細書（別表4）の(34)）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4の2付表）の(42)）⑩」の欄は、法人税法第81条の9第4項の規定の適用を受ける法人にあつては、法人税の明細書（別表4の2付表）の「仮計(42)」の欄の金額に、同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額(34)」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

19 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

20 選付請求の「中間納付額」の欄は、法第53条第20項又は第72条の28第4項の規定により選付を受けようとする場合において、政令第9条の2又は第25条の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

21 略]

22 略]

23 略]

第六号様式（ネの2）（用紙日本産業規格A4・セピュ色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

【挿入 別紙十七 挿入】

第六号様式別表1（提出用）（用紙日本産業規格A4・セピュ色）（第三条・第十条の二関係）

【挿入 留】

第六号様式別表1（入力用）（用紙日本産業規格A4・セピュ色）（第三条・第十条の二関係）

【挿入 留】

第6号様式別表1記載要領

1 この計算書は、連結法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であつた法人が記載し、第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付すること。

【2～4 略】

5 「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額」の欄は、連結申告法人（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあつては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書（別表5の2(2)付表）の「当期分(44)」欄の「当期発生額」の欄の金額（

準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。

17 特別法人事業税又は地方法人特別税の「収入割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

18 特別法人事業税又は地方法人特別税の「⑩のうち見込納付額」の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が特別法人事業税又は地方法人特別税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

19 事業税の「所得金額（法人税の明細書（別表4）の(34)）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4の2付表）の(42)）⑩」の欄は、法人税法第81条の9第4項の規定の適用を受ける法人にあつては、法人税の明細書（別表4の2付表）の「仮計(42)」の欄の金額に、同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額(34)」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

20 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

21 選付請求の「中間納付額」の欄は、法第53条第20項又は第72条の28第4項の規定により選付を受けようとする場合において、政令第9条の2又は第25条の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

22 同左]

23 同左]

24 同左]

【挿入】

第六号様式別表1（提出用）（用紙日本産業規格A4・セピュ色）（第三条・第十条の二関係）

【挿入 回一】

第六号様式別表1（入力用）（用紙日本産業規格A4・セピュ色）（第三条・第十条の二関係）

【挿入 回一】

第6号様式別表1記載要領

1 この計算書は、連結法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であつた法人が記載し、第6号様式の申告書に添付すること。

【2～4 同左】

5 「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額」の欄は、連結申告法人（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあつては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書（別表5の2(2)付表）の「当期分(44)」欄の「当期発生額」の欄の金額（

連結地方法人税個別帰属額を除く。)に、所得税額の控除額の個別帰属額(法人税の明細書(別表6の2(1))の(22)の欄の金額)、外国税額の控除額の個別帰属額(法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の(18)の欄の金額)、分配時調整外国税相当額の個別帰属額(法人税の明細書(別表6の2(2)の2)の(27)の欄の金額)、連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額及び個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額(法人税の明細書(別表17(3)の12)の(11)の欄の金額)の合計額を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除取戻税額等(個別帰属特別控除取戻税額等がない場合には、零)を記載すること。

また、連結申告法人以外の法人にあつては、法人税の申告書(別表1)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上位に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額)を記載し、括弧内には特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

[6~8 略]

第六号様式別表1(11)(イ)用(用紙日本産業規格A4・ヤマト包) (第三條・第十條(11)項(送))

[様式 送]

第六号様式別表1(11)(イ)用(用紙日本産業規格A4・ヤマト包) (第三條・第十條(11)項(送))

[様式 送]

第六号様式別表1の2記載要領

1 この計算書は、道府県内に恒久的施設を有する外国法人が記載し、第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書に添付すること。

[2・3 略]

4 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書(別表1の3)の「法人税額計(6)」及び「法人税額計(29)」の欄の金額(これらの欄の上位に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該欄の金額に当該額を加算した金額)を記載し、括弧内には特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

第六号様式別表1(11)(イ)用(用紙日本産業規格A4) (第三條・第十條(11)項(送))

[様式 送]

第六号様式別表2記載要領

1 この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額(法第53条第5項に規定する連結適用前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。)又は連結適用前災害損失欠損金額(同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。)について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書に添付すること。また、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度(法人税法第15条の2第1項に規定する最初連結事業年度を

連結地方法人税個別帰属額を除く。)に、所得税額の控除額の個別帰属額(法人税の明細書(別表6の2(1))の(22)の欄の金額)、外国税額の控除額の個別帰属額(法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の(18)の欄の金額)、分配時調整外国税相当額の個別帰属額(法人税の明細書(別表6の2(2)の2)の(27)の欄の金額)、連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額及び個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額(法人税の明細書(別表17(3)の12)の(11)の欄の金額)の合計額を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除取戻税額等(個別帰属特別控除取戻税額等がない場合には、零)を記載すること。

また、連結申告法人以外の法人にあつては、法人税の申告書(別表1)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上位に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額)を記載し、括弧内には連結納税の承認の取消しによる取戻税額、リーナス特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

[6~8 同左]

第六号様式別表1(11)(イ)用(用紙日本産業規格A4・ヤマト包) (第三條・第十條(11)項(送))

[様式 送+]

第六号様式別表1(11)(イ)用(用紙日本産業規格A4・ヤマト包) (第三條・第十條(11)項(送))

[様式 送+]

第六号様式別表1の2記載要領

1 この計算書は、道府県内に恒久的施設を有する外国法人が記載し、第6号様式の申告書に添付すること。

[2・3 同左]

4 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書(別表1の3)の「法人税額計(6)」及び「法人税額計(29)」の欄の金額(これらの欄の上位に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該欄の金額に当該額を加算した金額)を記載し、括弧内にはリーナス特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

第六号様式別表1(11)(イ)用(用紙日本産業規格A4) (第三條・第十條(11)項(送))

[様式 送+]

第六号様式別表2記載要領

1 この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額(法第53条第5項に規定する連結適用前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。)又は連結適用前災害損失欠損金額(同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。)について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式の申告書に添付すること。また、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度(法人税法第15条の2第1項に規定する最初連結事業年度をいう。以下この記載要領に

いう。以下この記載要領において同じ。) においては同法第81条の9第2項の規定の適用がないことを証する書類も併せて添付すること。

【2・3 略】

様式別表1(三) (田塚ロ本廻業限(チ) (銀三米・銀十米(一)隠送)

【様式 隠】

第6号様式別表2の2記載要領

1 この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額(法第53条第9項に規定する控除対象個別帰属税額をいう。以下この記載要領において同じ。) について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書に添付すること。
【2 略】

様式別表1(三) (田塚ロ本廻業限(チ) (銀三米・銀十米(一)隠送)

【様式 隠】

第6号様式別表2の3記載要領

1 この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度(法人税法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。) 又は当該連結事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度(同法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。) において生じた内国法人の控除対象還付法人税額(法第53条第12項第1号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。)、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額(同項第2号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。)、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額(同項第3号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。) 及び当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度(法人税法第81条の31第5項に規定する中間期間を含む。) において生じた控除対象個別帰属還付税額(法第53条第15項に規定する控除対象個別帰属還付税額をいう。以下この記載要領において同じ。) について、同条第12項又は第15項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書に添付すること。

2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書に添付する場合は、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

【3・4 略】

様式別表1(三) (田塚ロ本廻業限(チ) (銀三米・銀十米(一)隠送)

【様式 隠】

第6号様式別表4の3記載要領

この明細書は、特別区に事務所、事業所又は寮等を有する法人が東京都に提出する第6号様式若しくは第6号様式(その2)又は第6号の3様式若しくは第6号の3様式(その2)の申告書に添付すること。

において同じ。) においては同法第81条の9第2項の規定の適用がないことを証する書類も併せて添付すること。

【2・3 同左】

様式別表1(三) (田塚ロ本廻業限(チ) (銀三米・銀十米(一)隠送)

【様式 隠+】

第6号様式別表2の2記載要領

1 この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額(法第53条第9項に規定する控除対象個別帰属税額をいう。以下この記載要領において同じ。) について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式の申告書に添付すること。
【2 同左】

様式別表1(三) (田塚ロ本廻業限(チ) (銀三米・銀十米(一)隠送)

【様式 隠+】

第6号様式別表2の3記載要領

1 この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度(法人税法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。) 又は当該連結事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度(同法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。) において生じた内国法人の控除対象還付法人税額(法第53条第12項第1号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。)、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額(同項第2号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。)、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額(同項第3号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。) 及び当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度(同法第81条の31第5項に規定する中間期間を含む。) において生じた控除対象個別帰属還付税額(法第53条第15項に規定する控除対象個別帰属還付税額をいう。以下この記載要領において同じ。) について、同条第12項又は第15項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式の申告書に添付すること。

2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式の申告書に添付する場合は、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

【3・4 同左】

様式別表1(三) (田塚ロ本廻業限(チ) (銀三米・銀十米(一)隠送)

【様式 隠+】

第6号様式別表4の3記載要領

この明細書は、特別区に事務所、事業所又は寮等を有する法人が東京都に提出する第6号様式又は第6号の3様式の申告書に添付すること。

第六号様式別表五（提出用）（用紙日本産業規格△4・セピイエ）（第五条関係）

〔様式別紙十九 挿入〕

第六号様式別表五（入力用）（用紙日本産業規格△4・セピイエ）（第五条関係）

〔様式別紙二十一 挿入〕

第六号様式別表五記載要領

1 この計算書は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人、法第72条の23第2項の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、法第72条の24の規定の適用を受ける法人、事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人、法人税法第27条、第62条第2項、第62条の5第2項若しくは第142条の2の2の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第57条の7第1項、第57条の7の2第1項、第59条第1項若しくは第2項、第61条の2第1項、第61条の3第1項、第66条の13、第67条の14第1項、第67条の15第1項、第68条の3の2第1項、第68条の3の3第1項、第68条の57第1項、第68条の57の2第1項、第68条の62第1項若しくは第2項、第68条の64第1項、第68条の65第1項若しくは第68条の98の規定の適用を受ける法人、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第18条の3第1項若しくは第26条の3第1項の規定の適用を受ける法人又は政令第21条の2の3の規定の適用を受ける法人が、課税標準となる所得の計算を行う場合又は単年度損益の計算を行う場合に記載し、第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付すること。

2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付する場合にあつては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

[3 略]

4 「法第72条の2第1項第3号」第1号に掲げる事業となつてゐる箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

5 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第1号に掲げる法人に限る。）にあつてはそれぞれの事業に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第1号に掲げる法人に限る。）にあつては同項第1号に掲げる事業に係る所得の金額及び単年度損益と同項第3号に掲げる事業に係る単年度損益との計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

6 [略]

7 [略]

8 法第72条の2第1項第3号に掲げる法人が同号に掲げる事業に係る単年度損益の計算を行う場合にあつては、「繰越欠損金額等又は災害損失金額の当期控除額⑨」の欄及び「債務免除等があつた場合の欠損金額等の当期控除額⑩」の欄は記載しないこと。

9 外国の事務所又は事業所（政令第20条の2の20第1項に規定する外国の事務所又は事業所をいう。以下この記載要領において同じ。）を有しない内国法人が事業年度の中途において

第六号様式別表五（提出用）（用紙日本産業規格△4・セピイエ）（第五条関係）

〔様式別紙十八 挿入〕

第六号様式別表五（入力用）（用紙日本産業規格△4・セピイエ）（第五条関係）

〔様式別紙二十 挿入〕

第六号様式別表五記載要領

1 この計算書は、法第72条の23第2項の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、法第72条の24の規定の適用を受ける法人、事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人、法人税法第27条、第62条第2項、第62条の5第2項若しくは第142条の2の2の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第57条の7第1項、第57条の7の2第1項、第59条第1項若しくは第2項、第61条の2第1項、第61条の3第1項、第67条の14第1項、第67条の15第1項、第68条の3の2第1項、第68条の3の3第1項、第68条の57第1項、第68条の57の2第1項、第68条の62第1項若しくは第2項、第68条の64第1項若しくは第68条の65第1項の規定の適用を受ける法人、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第18条の3第1項若しくは第26条の3第1項の規定の適用を受ける法人又は政令第21条の2の3の規定の適用を受ける法人が課税標準となる所得の計算を行う場合に記載し、第6号様式の申告書に添付すること。

2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式の申告書に添付する場合にあつては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

[3 同左]

[新設]

[新設]

4 [同左]

5 [同左]

[新設]

6 外国の事務所又は事業所（政令第20条の2の19第1項に規定する外国の事務所又は事業所をいう。以下この記載要領において同じ。）を有しない内国法人が事業年度の中途において

外国の事務所又は事業所を有することとなった場合又は特定内国法人（法第72条の19）に規定する特定内国法人をいう。）が事業年度中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなった場合には、「外国における事務所又は事業所の期末の従業員数」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業員の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「期末の総従業員数」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業員の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）と当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業員の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載すること。

10 [略]

第六号様式別表五の二（提出用）（用紙日本産業規格A4・ロース色）（第五号関係）
第七号様式別表五の二（提出用）
第八号様式別表五の二（提出用）（用紙日本産業規格A4・ロース色）（第五号関係）
第九号様式別表五の二（提出用）
第十号様式別表五の二（提出用）
第六号様式別表五の二記載要領

1 この計算書は、法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに掲げる法人が、付加価値割の課税標準となる付加価値額及び資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式又は第6号様式（その2） S 世加欄に添付すること。

[2 略]

3 「法第72条の2第1項第3号」となつてゐる箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

4 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る付加価値額及び資本金等の額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

5 「単年度損益」の欄に記載に当たつては、次によること。

- 1) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の12の規定による読替え後の法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第6号様式」とあるのは「第6号様式一別表10」と、「別表5」とあるのは「別表5一別表10」と読み替えて計算した金額を記載すること。
- 2) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の12の規定による読替え後の法人税法第59条第2項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この記載要領において「震災特例法」という。）第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含み、法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第6号様式」とあるのは「第6号様式一別表10」と、「別表

外国の事務所又は事業所を有することとなった場合又は特定内国法人（法第72条の19）に規定する特定内国法人をいう。）が事業年度中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなった場合には、「外国における事務所又は事業所の期末の従業員数」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業員の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「期末の総従業員数」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業員の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）と当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業員の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載すること。

11 [同左]

第六号様式別表五の二（提出用）（用紙日本産業規格A4・ロース色）（第五号関係）
第七号様式別表五の二（提出用）
第八号様式別表五の二（提出用）（用紙日本産業規格A4・ロース色）（第五号関係）
第九号様式別表五の二（提出用）
第十号様式別表五の二（提出用）
第六号様式別表五の二記載要領

1 この計算書は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が、付加価値割の課税標準となる付加価値額及び資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式の申告書に添付すること。

[2 同左]

[新設]

[新設]

5 「単年度損益」の欄に記載に当たつては、次によること。

- 1) 法第72条の18の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の12の規定による読替え後の法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第6号様式」とあるのは「第6号様式一別表10」と、「別表5」とあるのは「別表5一別表10」と読み替えて計算した金額を記載すること。
- 2) 法人税法第59条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第6号様式」とあるのは「別表5一別表10」と読み替えて計算した金額を記載すること。

5⑭)とあるのは「別表5⑭-別表10⑭)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

(3) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の12の規定による読替え後の法人税法第59条第2項(震災特別法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含み、法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。)の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式⑭」とあるのは「(第6号様式⑭-別表11⑭)」と、「別表5⑭」とあるのは「(別表5⑭-別表11⑭)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

(4) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の12の規定による読替え後の法人税法第59条第3項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式⑭」とあるのは「(第6号様式⑭-別表11⑭)」と、「別表5⑭」とあるのは「(別表5⑭-別表11⑭)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

【(5) 略】

(6) 租税特別措置法第66条の5の3第1項又は第68条の89の3第1項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書(別表17(2の3))の(10)の欄から(23)の欄を控除した金額又は法人税の明細書(別表17の2(3)付表一)の(10)の計の欄から(28)の欄を控除した金額を加算した金額を記載すること。

(7) 第6号様式別表5の⑯から⑳までの各欄に記載のある法人にあってはこれらの欄の合計額を減算した金額を記載し、同表の㉑の欄に記載のある法人にあっては同欄を加算した金額を記載すること。

6 略]

7 「国内における所得等課税事業に係る期末の従業員数⑱」の欄から「計㉒」の欄までは、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人が記載し、次に掲げる場合に該当するときは、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業員数⑱」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業員のうち同項第1号に掲げる事業(非課税事業を除く。以下この記載要領において「所得等課税事業」という。)に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。)を記載し、「計㉒」の欄には、各事業年度に属する各月の末日現在における従業員数⑱」の欄には、各事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業員のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と各事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業員のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載すること。

(1) 所得等課税事業を行う法人が事業年度の中途において収入金額等課税事業を開始した場

(3) 法人税法第59条第2項(同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。)の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式⑮」とあるのは「(第6号様式⑮-別表11⑮)」と、「別表5⑮」とあるのは「(別表5⑮-別表11⑮)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

(4) 法人税法第59条第3項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式⑮」とあるのは「(第6号様式⑮-別表11⑮)」と、「別表5⑮」とあるのは「(別表5⑮-別表11⑮)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

【(5) 同左】

(6) 租税特別措置法第66条の5の3第1項又は第68条の89の3第1項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書(別表17(2の3))の(10)の欄から(23)の欄を控除した金額又は法人税の明細書(別表17の2(3)付表一)の(8)の計の欄から(26)の欄を控除した金額を記載すること。

(7) 第6号様式別表5の㉓から㉔までの各欄に記載のある法人にあっては、これらの欄の合計額を減算した金額を記載すること。

4 「同左」

【新設】

合

(2) 収入金額等課税事業を行う法人が事業年度中途において所得等課税事業を開始した場合

合

(3) 所得等課税事業と収入金額等課税事業とを併せて行う法人が事業年度中途において所得等課税事業又は収入金額等課税事業を廃止した場合

第六号様式別表五の二の二(提出用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係)

【様式別表二十七 挿入】

第六号様式別表五の二の二(入力用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係)

【様式 留】

第六号様式別表五の二の2記載要領

【1・2 略】

3. 「^{第1号} 法第72条の2第1項^{第3号}」に掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

4. 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る付加価値額等の計算の別を明らかにして記載し、それぞれ

の事業ごとに提出すること。

5. 外国の事務所又は事業所(政令第20条の2の20第1項に規定する外国の事務所又は事業所をいう。以下この記載要領において同じ。)を有しない内国法人が事業年度中途において外国の事務所又は事業所を有することとなった場合又は特定内国法人(法第72条の19に規定する特定内国法人をいう。)が事業年度中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなった場合には、「外国における事務所又は事業所の期末の従業者数⑩」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。)を記載し、「期末の総従業者数⑫」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。)と当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載すること。

6. 【略】

第六号様式別表五の二の三(提出用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係)

【様式別表二十七 挿入】

第六号様式別表五の二の三(入力用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係)

【様式別表三十一 挿入】

第六号様式別表五の2の3記載要領

1 この計算書は、法第72条の21第1項第1号から第3号まで若しくは第2項、法第72条の22若しくは法附則第9条第1項若しくは第4項から第7項まで又は政令第20条の2の26の規定

第六号様式別表五の二の二(提出用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係)

【様式別表二十六 挿入】

第六号様式別表五の二の二(入力用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係)

【様式 同上】

第六号様式別表五の2の2記載要領

【1・2 同左】

【新設】

【新設】

3. 外国の事務所又は事業所(政令第20条の2の19第1項に規定する外国の事務所又は事業所をいう。以下この記載要領において同じ。)を有しない内国法人が事業年度中途において外国の事務所又は事業所を有することとなった場合又は特定内国法人(法第72条の19に規定する特定内国法人をいう。)が事業年度中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなった場合には、「外国における事務所又は事業所の期末の従業者数⑩」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。)を記載し、「期末の総従業者数⑫」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。)と当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載すること。

4. 【同左】

第六号様式別表五の二の三(提出用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係)

【様式別表二十七 挿入】

第六号様式別表五の二の三(入力用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係)

【様式別表三十 挿入】

第六号様式別表五の2の3記載要領

1 この計算書は、法第72条の21第1項第1号から第3号まで若しくは第2項、法第72条の22若しくは法附則第9条第1項若しくは第4項から第7項まで若しくは平成28年改正法附則第

の適用を受ける法人が、資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

[2 略]

3 次に掲げる場合に該当する場合には、「収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業員数③」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業以外の事業（法第72条の2第1項第1号及び第3号に掲げる事業をいう。以下この記載要領において同じ。）に係る従業員数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「期末の総従業員数④」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業以外の事業に係る従業員数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業（同項第2号に掲げる事業をいう。以下この記載要領において同じ。）に係る従業員数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）とを合計した数を記載すること。

〔(1)～(3) 略〕

4 「外国の事業に係る控除額⑧」の欄は、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、同欄中「別表5の2の2⑩」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2⑥の欄の合計額、同表⑦の欄の合計額、同表⑧の欄の合計額及び同表⑨の欄の合計額」と、同表⑤」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2①の欄の合計額、同表②の欄の合計額、同表③の欄の合計額及び同表④の欄の合計額の合計額」と、「別表5の2の2⑩」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2⑩の欄の従業員数を合計した数」と、「同表⑩」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2⑩の欄の従業員数を合計した数」と読み替えて計算した金額を記載すること。

5 「特定内国法人の付加価値額の総額に占める国内の事業に帰属する付加価値額の割合⑨」の欄は、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、同欄中「別表5の2の2⑤」及び「同表⑥」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2①の欄の合計額、同表②の欄の合計額、同表③の欄の合計額及び同表④の欄の合計額の合計額」と、「同表⑩」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2⑥の欄の合計額、同表⑦の欄の合計額及び同表⑧の欄の合計額の合計額」と読み替えて計算した割合を記載すること。

6 次に掲げる場合に該当する場合には、「国内における非課税事業に係る期末の従業員数④」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業員のうち事業税を課されない事業（以下この記載要領において「非課税事業」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業員数⑤」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業員のうち非

5号第11項又は政令第20条の2の25の規定の適用を受ける法人が、資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

[2 同左]

3 次に掲げる場合に該当する場合には、「収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業員数③」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業以外の事業（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業をいう。以下この記載要領において同じ。）に係る従業員数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「期末の総従業員数④」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業以外の事業に係る従業員数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業（同項第2号に掲げる事業をいう。以下この記載要領において同じ。）に係る従業員数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）とを合計した数を記載すること。

〔(1)～(3) 同左〕

[新設]

[新設]

4 次に掲げる場合に該当する場合には、「国内における非課税事業に係る期末の従業員数④」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業員のうち事業税を課されない事業（以下この記載要領において「非課税事業」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業員数⑤」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業員のうち非

課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち非課税事業以外の事業（法第72条の2第1項第1号及び第3号に掲げる事業に限る。以下この記載要領において同じ。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）とを合計した数を記載すること。

〔(1)～(3) 略〕

㉒ 次に掲げる場合に該当する場合には、「国内における非課税事業又は収入金額課税事業に係る期末の従業者数」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業者のうち非課税事業又は収入金額課税事業（以下この記載要領において「非課税事業等」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数」の欄には、各事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業者のうち非課税事業等に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と各事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業者のうち非課税事業等以外の事業（法第72条の2第1項第1号及び第3号に掲げる事業に限る。以下この記載要領において「その他の事業」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）とを合計した数を記載すること。

〔(1)～(3) 略〕

㉓ [略]

㉔ [略]

㉕ [略]

第六号様式別表五の二の四（用紙日本産業規格A4）（第五条関係）

〔様式 略〕

第六号様式別表5の2の4記載要領

〔1 略〕

2 「特定子会社に対する貸付金及び保有する特定子会社の発行する社債の金額等」の各欄は、各事業年度に係る政令第20条の2の22各号に掲げる金額がある場合に、同条第1号から第4号までに掲げる金額の合計額を記載すること。この場合において、当該各号（第4号を除く。）に掲げる金額の計算に関する明細書を添付すること。

〔3 略〕

第六号様式別表五の三（提出用）（用紙日本産業規格A4・ロース色）（第五条関係）

〔様式 別表三十三 挿入〕

第六号様式別表五の三（入力用）（用紙日本産業規格A4・ロース色）（第五条関係）

〔様式 略〕

第六号様式別表5の3記載要領

1 この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに掲げる法人が、法第72条の15

課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち非課税事業以外の事業（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業に限る。以下この記載要領において同じ。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）とを合計した数を記載すること。

〔(1)～(3) 同左〕

㉕ 次に掲げる場合に該当する場合には、「国内における非課税事業又は収入金額課税事業に係る期末の従業者数」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業者のうち非課税事業又は収入金額課税事業（以下この記載要領において「非課税事業等」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数」の欄には、各事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業者のうち非課税事業等に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と各事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業者のうち非課税事業等以外の事業（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業に限る。以下この記載要領において「その他の事業」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）とを合計した数を記載すること。

〔(1)～(3) 同左〕

㉖ [同左]

㉗ [同左]

㉘ [同左]

第六号様式別表五の二の四（用紙日本産業規格A4）（第五条関係）

〔様式 同左〕

第六号様式別表5の2の4記載要領

〔1 同左〕

2 「特定子会社に対する貸付金及び保有する特定子会社の発行する社債の金額等」の各欄は、各事業年度に係る政令第20条の2の21各号に掲げる金額がある場合に、同条第1号から第4号までに掲げる金額の合計額を記載すること。この場合において、当該各号（第4号を除く。）に掲げる金額の計算に関する明細書を添付すること。

〔3 同左〕

第六号様式別表五の三（提出用）（用紙日本産業規格A4・ロース色）（第五条関係）

〔様式 別表三十一 挿入〕

第六号様式別表五の三（入力用）（用紙日本産業規格A4・ロース色）（第五条関係）

〔様式 同左〕

第六号様式別表5の3記載要領

1 この明細書は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が、法第72条の15に規定する報

に規定する報酬給与額の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

〔2 略〕

3 「法第72条の2第1項第1号に掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

4 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る報酬給与額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

〔略〕

第六号様式別表五の三〇二（用紙日本産業規格△4）（第五条関係）

〔様式別表三十五 挿入〕

第6号様式別表5の3の2記載要領

1 この明細書は、法第72条の15第2項各号に掲げる法人が、当該各号に定める金額の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に、第6号様式別表5の3に併せて提出すること。

2 「法第72条の2第1項第1号に掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

3 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る労働者派遣等の明細の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

第六号様式別表五の四（提出用）（用紙日本産業規格△4・ローズ色）（第五条関係）

〔様式別表三十五 挿入〕

第六号様式別表五の四（入力用）（用紙日本産業規格△4・ローズ色）（第五条関係）

〔総括 略〕

第6号様式別表5の4記載要領

1 この明細書は、法第72条の2第1項第1号又は第3号に掲げる法人が、法第72条の16に規定する純支払利子の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

〔2 略〕

3 「法第72条の2第1項第1号に掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

4 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人に

報酬給与額の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

〔2 同左〕

〔新設〕

〔新設〕

2 〔同左〕

第六号様式別表五の三〇二（用紙日本産業規格△4）（第五条関係）

〔様式別表三十四 挿入〕

第6号様式別表5の3の2記載要領

この明細書は、法第72条の15第2項各号に掲げる法人が、当該各号に定める金額の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に、第6号様式別表5の3に併せて提出すること。

第六号様式別表五の四（提出用）（用紙日本産業規格△4・ローズ色）（第五条関係）

〔様式別表三十六 挿入〕

第六号様式別表五の四（入力用）（用紙日本産業規格△4・ローズ色）（第五条関係）

〔総括 同左〕

第6号様式別表5の4記載要領

1 この明細書は、法第72条の2第1項第1号に掲げる法人が、法第72条の16に規定する純支払利子の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

〔2 同左〕

〔新設〕

〔新設〕

あつては、それぞれの事業に係る純支払利子の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

【略】

第6号様式別表五の五（提出用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係）

「「提出用」」

第6号様式別表五の五（入力用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係）

【略】

第6号様式別表5の5記載要領

1 この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに掲げる法人が、法第72条の17に規定する純支払借料の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

【2 略】

3 「「法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イ」に掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

4 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る純支払借料の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

【略】

第6号様式別表5の6の2記載要領

「「提出用」」

第6号様式別表5の6の2記載要領

1 この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに掲げる法人が、法附則第9条第13項から第17項までの規定による控除を受ける場合に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

2 「「法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イ」

分に応じ、「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

3 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る付加価値額からの控除額について、計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

4 「前事業年度又は前連結事業年度④」の月数が6月に満たない場合であつて、当該月数が租税特別措置法第42条の12の5第3項第4号又は第68条の15の6第3項第3号に規定する適用年度の月数に満たないときは、次に掲げる各欄の記載に当たつては、それぞれ次に定めるところによること。

(1) 「国内雇用者に対する給与等の支給額⑤」の欄 連結申告法人（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）以外の法人にあつて

【同左】

第6号様式別表五の五（提出用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係）

「「提出用」」

第6号様式別表五の五（入力用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係）

【略】

第6号様式別表5の5記載要領

1 この明細書は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が、法第72条の17に規定する純支払借料の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

【2 同左】

【新設】

【新設】

【同左】

第6号様式別表5の6の2記載要領

「「提出用」」

第6号様式別表5の6の2記載要領

1 この明細書は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が、法附則第9条第13項から第17項までの規定による控除を受ける場合に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

【新設】

【新設】

【同左】

(1) 「国内雇用者に対する給与等の支給額⑤」の欄 連結申告法人（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）以外の法人にあつて

は租税特別措置法施行令第27条の12の4の2第6項第2号イに規定する前一年事業年度等（同号イの前事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額又は同条第5項第2号イに規定する連結事業年度等（同号イの連結事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額を、連結申告法人にあつては租税特別措置法施行令第39条の46の2第6項第2号イに規定する前一年連結事業年度等（同号イの前連結事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額又は同条第5項第2号イに規定する事業年度等（同号イの事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額を、同欄の上段に外書として記載すること。

【(2)・(3) 略】

5 [略]

6 「①のうち所得等課税事業に係る額又は①×②/③ ④」の欄は、「雇用者給与等支給額①」のうち法第72条の2第1項第1号に掲げる事業（事業税を課されない事業を除く。以下この記載要領において「所得等課税事業」という。）に係る額を記載すること。

7 「①のうち収入金額等課税事業に係る額又は①×②/③ ④」の欄は、「雇用者給与等支給額①」のうち法第72条の2第1項第3号に掲げる事業（以下この記載要領において「収入金額等課税事業」という。）に係る額を記載すること。

8 次に掲げる場合に該当するときは、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業員数②」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業員のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業員数③」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業員のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業員数④」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業員のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業員のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数及び当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業員のうち事業税を課されない事業又は法第72条の2第1項第2号に掲げる事業（以下この記載要領において「非課税事業等」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）を合計した数を記載すること。

- (1) 所得等課税事業又は収入金額等課税事業（以下この記載要領において「所得等課税事業等」という。）を行う法人が事業年度の中途において非課税事業等を開始した場合
- (2) 非課税事業等を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等を開始した場合

は租税特別措置法施行令第27条の12の5第6項第2号イに規定する前一年事業年度等（同号イの前事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額又は同条第5項第2号イに規定する連結事業年度等（同号イの連結事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額を、連結申告法人にあつては租税特別措置法施行令第39条の47第6項第2号イに規定する前一年連結事業年度等（同号イの前連結事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額又は同条第5項第2号イに規定する事業年度等（同号イの事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額を、同欄の上段に外書として記載すること。

【(2)・(3) 同左】

2 [同左]

4 「①のうち所得等課税事業に係る額①」の欄は、「雇用者給与等支給額①」のうち法第9条第16項に規定する事業税を課されない事業又は法第72条の2第1項第2号に掲げる事業（以下この記載要領において「非課税事業等」という。）以外の事業に係る額を記載すること。

[新設]

5 次に掲げる場合に該当するときは、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業員数②」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業員のうち所得等課税事業（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業をいう。以下この記載要領において同じ。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業員数③」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業員のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業員のうち非課税事業等に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）とを合計した数を記載すること。

- (1) 所得等課税事業を行う法人が事業年度の中途において非課税事業等を開始した場合
- (2) 非課税事業等を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業を開始した場合

(3) 所得等課税事業等と非課税事業等とを併せて行う法人が事業年度中途において所得等課税事業等又は非課税事業等を廃止した場合
第六号様式別表第五のロ 電送

(3) 所得等課税事業と非課税事業等とを併せて行う法人が事業年度中途において所得等課税事業等又は非課税事業等を廃止した場合
第六号様式別表第五のロ 電送 (第五号関連)

※ 雑記知覚

第六号様式別表六 (用紙日本産業規格△4) (第五号関連)

〔雑記 第四十三回 挿入〕

第六号様式別表 6 記載要領

1 この計算書は、電気供給業及びガス供給業を行う法人が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書に添付すること。この場合において、法第72条の2第1項第2号に掲げる事業のうち電気供給業とガス供給業とを併せて行う法人は、それぞれの事業ごとに記載すること。

2 「法第72条の2第1項第2号」
第2号
第3号
] となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第2号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

3 法第72条の2第1項第2号に掲げる事業(電気供給業及びガス供給業に限る。)と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る収入金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

第六号様式別表六 (用紙日本産業規格△4) (第五号関連)

〔雑記 知覚〕

第六号様式別表 7 記載要領

この計算書は、生命保険会社又は外国生命保険会社等が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書に添付すること。

第六号様式別表六 (用紙日本産業規格△4) (第五号関連)

〔雑記 知覚〕

第六号様式別表 8 記載要領

この計算書は、損害保険会社若しくは外国損害保険会社等、少額短期保険業者又は株式会社日本貿易保険が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書に添付すること。

第六号様式別表九 (用紙日本産業規格△4) (第五号関連)

〔雑記 第四十五回 挿入〕

第六号様式別表 9 記載要領

1 この明細書は、欠損金額若しくは個別欠損金額について法第72条の23第1項若しくは第4項の規定においてその例によるものとされる法人税法第57条第1項若しくは所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号)第2条の規定による改正前の法人税法(以下この

第六号様式別表六 (用紙日本産業規格△4) (第五号関連)

〔雑記 第四十三回 挿入〕

第六号様式別表 6 記載要領

この計算書は、電気供給業及びガス供給業を行う法人が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第6号様式の申告書に添付すること。この場合において、これらの事業を併せて行う法人は、それぞれの事業ごとに記載すること。

第六号様式別表六 (用紙日本産業規格△4) (第五号関連)

第六号様式別表六 (用紙日本産業規格△4) (第五号関連)

〔雑記 四十一〕

第六号様式別表 7 記載要領

この計算書は、生命保険会社又は外国生命保険会社等が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第6号様式の申告書に添付すること。

第六号様式別表六 (用紙日本産業規格△4) (第五号関連)

〔雑記 四十一〕

第六号様式別表 8 記載要領

この計算書は、損害保険会社若しくは外国損害保険会社等、少額短期保険業者又は株式会社日本貿易保険が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第6号様式の申告書に添付すること。

第六号様式別表九 (用紙日本産業規格△4) (第五号関連)

〔雑記 第四十五回 挿入〕

第六号様式別表 9 記載要領

1 この明細書は、欠損金額若しくは個別欠損金額について法第72条の23第1項若しくは第4項の規定においてその例によるものとされる法人税法第57条第1項若しくは所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号)第2条の規定による改正前の法人税法(以下この

記載要領において「平成27年旧法人税法」という。）第57条第1項若しくは政令第21条第1項若しくは地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第161号）第1条の規定による改正前の政令（以下この記載要領において「平成27年旧政令」という。）第21条第1項の規定の適用を受けようとする法人又は欠損金額若しくは個別欠損金額について法第72条の2第1項若しくは第4項の規定においてその例によるものとされる法人税法第58条第1項若しくは平成27年旧法人税法第58条第1項若しくは政令第21条第1項若しくは平成27年旧政令第21条第1項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付すること。

2 「第1号」に掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

3 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第1号に掲げる法人に限る。）にあつては、それぞれの事業に係る欠損金額等又は災害損失金の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

4 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付する場合にあつては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

5 「控除前所得金額①」の欄は、第6号様式別表5を提出する法人にあつては、同欄中「第6号様式②」とあるのは「別表5②」と読み替えて計算した金額を記載すること。

6 [略]

様式別表10(但様式別表10) (様式別表10)

「第6号様式別表10」記載要領

1 「更生欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあつては第6号様式又は第6号様式（その2）に添付し、(2)に掲げる法人にあつては第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

(1) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人

(2) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の12の規定による読替え後の法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人

2 「民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあつては第6号様式又は第6号様式（その2）に添付し、(2)に掲げる法人にあつては第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

記載要領において「平成27年旧法人税法」という。）第57条第1項若しくは政令第21条第1項若しくは地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第161号）第1条の規定による改正前の政令（以下この記載要領において「平成27年旧政令」という。）第21条第1項の規定の適用を受けようとする法人又は欠損金額若しくは個別欠損金額について法第72条の2第1項若しくは第4項の規定においてその例によるものとされる法人税法第58条第1項若しくは平成27年旧法人税法第58条第1項若しくは政令第21条第1項若しくは平成27年旧政令第21条第1項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式の申告書に添付すること。

[新設]

[新設]

2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式の申告書に添付する場合にあつては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

3 「控除前所得金額①」の欄は、第6号様式別表5を提出する法人にあつては、同欄中「第6号様式②」とあるのは「別表5②」と読み替えて計算した金額を記載すること。

4 [同左]

様式別表10(但様式別表10) (様式別表10)

「第6号様式別表10」記載要領

1 「更生欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあつては第6号様式に添付し、(2)に掲げる法人にあつては第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

(1) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第1項（日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号））以下「震災特例法」という。）第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする法人

(2) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の12の規定による読替え後の法人税法第59条第1項（震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする法人

2 「民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあつては第6号様式に添付し、(2)に掲げる法人にあつては第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

(1) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項(重日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号))以下この記載要領において「震災特例法」という。)第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含み、法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。)の規定の適用を受けようとする法人

(2) 略]

3 「法第72条の2第1項第1号に掲げる事業」第1号に掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

4 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る欠損金額又は個別欠損金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

5 [略]

6 [略]

様式別表11(田塚ロ本週報第47号)(銀田米監送)

様式別表11(田塚ロ本週報第47号)

第6号様式別表11記載要領

1 この明細書は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあつては第6号様式又は第6号様式(その2)に添付し、(2)に掲げる法人にあつては第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

(1) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項(重日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号))以下この記載要領において「震災特例法」という。)第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含み、法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。)又は同条第3項の規定の適用を受けようとする法人

(2) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の12の規定による読替え後の法人税法第59条第2項(震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含み、法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。)又は同条第3項の規定の適用を受けようとする法人

2 「法第72条の2第1項第1号に掲げる事業」第1号に掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

3 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る欠損金額又は個別欠損金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

4~7 [略]

様式別表11(田塚ロ本週報第47号)(銀田米監送)

様式別表11(田塚ロ本週報第47号)

(1) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項(震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含み、法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。)の規定の適用を受けようとする法人

(2) 同左]

[新設]

[新設]

3 [同左]

4 [同左]

様式別表11(田塚ロ本週報第47号)(銀田米監送)

様式別表11(田塚ロ本週報第47号)

第6号様式別表11記載要領

1 この明細書は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあつては第6号様式に添付し、(2)に掲げる法人にあつては第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

(1) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項(同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。)又は同条第3項の規定の適用を受けようとする法人

(2) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の12の規定による読替え後の法人税法第59条第2項(同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。)又は同条第3項の規定の適用を受けようとする法人

[新設]

[新設]

2~5 [同左]

様式別表11(田塚ロ本週報第47号)(銀田米監送)

様式別表11(田塚ロ本週報第47号)

第6号様式別表12記載要領

[1 略]

- ② 「法第72条の2第1項第1号に掲げる事業第3号」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

- ③ 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第1号ロに掲げる法人に限る。）にあつては、それぞれの事業に係る欠損金額等又は災害損失金の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

④～⑧ [略]

第六号様式別表十三(用紙日本産業規格△4) (第五条関係)

〔様式別表五十一「挿入」〕

第6号様式別表13記載要領

- 1 この明細書は、法人が法人税法施行令第112条第5項第1号（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する特定資産譲渡等損失額となる金額の計算を行う場合において、同条第7項（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する場合に該当する場合又は法人税法施行令第112条第5項第1号（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する特定資産譲渡等損失額となる金額の計算を行う場合において、同条第7項（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する場合に該当する場合に記載すること。

- 2 「法第72条の2第1項第1号に掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

- 3 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第1号ロに掲げる法人に限る。）にあつては、それぞれの事業に係る特定資産譲渡等損失額となる金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

第六号様式別表十三(用紙日本産業規格△4) (第五条関係)

〔様式別表五十一「挿入」〕

第6号様式別表13の2記載要領

[1 略]

- ② 「法第72条の2第1項第1号に掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

- ③ 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第1号ロに掲げる法人に限る。）にあつては、それぞれの事業に係る欠損金額等又は災害損失金の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

第6号様式別表12記載要領

[1 同左]

[新設]

[新設]

②～⑥ [同左]

第六号様式別表十三(用紙日本産業規格△4) (第五条関係)

〔様式別表五十一「挿入」〕

第6号様式別表13記載要領

- この明細書は、法人が法人税法施行令第112条第5項第1号（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する特定資産譲渡等損失額となる金額の計算を行う場合において、同条第7項（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する場合に該当する場合又は法人税法施行令第112条第5項第1号（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する特定資産譲渡等損失額となる金額の計算を行う場合において、同条第7項（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する場合に該当する場合に記載すること。

第六号様式別表十三(用紙日本産業規格△4) (第五条関係)

〔様式別表五十一「挿入」〕

第6号様式別表13の2記載要領

[1 同左]

[新設]

[新設]

4 [略]

第六号様式別表十三の三(用紙日本産業規格A4) (第五条関係)

〔様式別表五十九挿入〕

第六号様式別表13の3記載要領

1 この明細書は、法人税法施行令第113条第5項の規定の適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表12に併せて提出すること。

2 「法第72条の2第1項第1号に掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号第3号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

3 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人(同項第1号ロに掲げる法人に限る。)にあつては、それぞれの事業に係る欠損金額等又は災害損失金の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

第六号様式別表十四(提出用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第五条関係)

〔様式別表五十九挿入〕

第六号様式別表十四(入力用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第五条関係)

〔様式別表六十一挿入〕

第六号様式別表14記載要領

1 この計算書は、法人の事業税に係る税額の算出において標準税率以外の税率が適用される法人が、特別法人事業税又は地方法人特別税(地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等)に関する暫定措置法に規定する地方法人特別税をいう。)の課税標準となる基準法人所得割額又は基準法人収入割額の計算を行う場合に記載し、第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書に併せて提出すること。

〔2～4 略〕

第六号の三様式(提出用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係)

〔様式別表六十二挿入〕

第六号の三様式(入力用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係)

〔様式別表六十一挿入〕

〔様式別表六十一挿入〕

〔様式別表六十一挿入〕

第六号の三様式記載要領

1 この申告書は、法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業を行う法人(同項第1号に掲げる事業と同項第2号に掲げる事業とを併せて行う法人を含み、同項第3号に掲げる事業を行う法人を除く。)が前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎にして中間申告をする場合に使用すること。

2 [同左]

第六号様式別表十三の三(用紙日本産業規格A4) (第五条関係)

〔様式別表五十六挿入〕

第六号様式別表13の3記載要領

この明細書は、法人税法施行令第113条第5項の規定の適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表12に併せて提出すること。

第六号様式別表十四(提出用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第五条関係)

〔様式別表五十八挿入〕

第六号様式別表十四(入力用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第五条関係)

〔様式別表六十挿入〕

第六号様式別表14記載要領

1 この計算書は、法人の事業税に係る税額の算出において標準税率以外の税率が適用される法人が、特別法人事業税又は地方法人特別税(地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等)に関する暫定措置法に規定する地方法人特別税をいう。)の課税標準となる基準法人所得割額又は基準法人収入割額の計算を行う場合に記載し、第6号様式の申告書に併せて提出すること。

〔2～4 同左〕

第六号の三様式(提出用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係)

〔様式別表六十一挿入〕

第六号の三様式(入力用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係)

〔様式別表六十一挿入〕

〔様式別表六十一挿入〕

〔様式別表六十一挿入〕

第六号の三様式記載要領

1 この申告書は、前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額又は地方法人特別税額(地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等)に関する暫定措置法に規定する地方法人特別税の額をいう。を基礎にして中間申告をする場合に使用すること。

[2～9 略]

第六号の三様式(その2) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二開)

〔添付〕

〔様式 四〇六～四一四 単入〕

第七号様式(田産日本産業規格△4) (第三条・第十条の二開送)

〔添付 略〕

第七号様式記載要領

- 1 この明細書は、内国法人が法第53条第24項及び第321条の8第24項の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する内国法人が東京都に提出する第6号様式若しくは第6号様式(その2)の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合は(その2)により、それ以外の場合は(その1)によること。なお、(その2)は(その1)に代えて使用して差し支えないものであること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式若しくは第6号様式(その2)の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合には、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 (その1)の記載に当たっては、次によること。
〔(1)～(4) 略〕

(5) 「各道府県ごとに算定した法人税割額⑩」の欄は、第6号様式又は第6号様式(その2)の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税割額控除額⑧」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

4 (その2)の記載に当たっては、次によること。

〔(1)～(4) 略〕

(5) 「各道府県ごとに算定した法人税割額⑩」の欄は、第6号様式又は第6号様式(その2)の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税割額控除額⑧」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

〔(6) 略〕

〔5 略〕

第七号様式(田産日本産業規格△4) (第三条・第十条の二開送)

〔添付 略〕

第七号の2様式記載要領

- 1 この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法第53条第26項及び第321条の8第26項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第6号様式若しくは第6号様式(その2)の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合は(その2)により、それ以外の場合は(その1)によること。なお、(その2)は(その1)に代えて使用して差し支えないものであること。

2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式若しくは第6号様式(その2)の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合には、「法人名」の

[2～9 同左]

〔解説〕

第七号様式(田産日本産業規格△4) (第三条・第十条の二開送)

〔添付 同左〕

第七号様式記載要領

- 1 この明細書は、内国法人が法第53条第24項及び第321条の8第24項の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する内国法人が東京都に提出する第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合は(その2)により、それ以外の場合は(その1)によること。なお、(その2)は(その1)に代えて使用して差し支えないものであること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合には、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 (その1)の記載に当たっては、次によること。
〔(1)～(4) 同左〕

(5) 「各道府県ごとに算定した法人税割額⑩」の欄は、第6号様式の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税割額控除額⑧」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

4 (その2)の記載に当たっては、次によること。

〔(1)～(4) 同左〕

(5) 「各道府県ごとに算定した法人税割額⑩」の欄は、第6号様式の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税割額控除額⑧」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

〔(6) 同左〕

〔5 同左〕

第七号様式(田産日本産業規格△4) (第三条・第十条の二開送)

〔添付 同左〕

第七号の2様式記載要領

- 1 この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法第53条第26項及び第321条の8第26項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合は(その2)により、それ以外の場合は(その1)によること。なお、(その2)は(その1)に代えて使用して差し支えないものであること。

2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合には、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併

欄には法人課税信託の名称を併記すること。

3 (その1)の記載に当たっては、次によること。

〔(1)～(3) 略〕

(4) 「各道府県ごとに算定した法人税割額⑦」の欄は、第6号様式又は第6号様式(その2)の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額及び「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額⑨」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

4 (その2)の記載に当たっては、次によること。

〔(1)～(4) 略〕

(5) 「各道府県ごとに算定した法人税割額⑩」の欄は、第6号様式又は第6号様式(その2)の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額及び「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額⑨」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

〔(6) 略〕

様式(イ) (東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・東京都)

様式(ロ) (東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・東京都)

第7号の3様式記載要領

1 この明細書は、法附則第8条の2の2第1項若しくは第3項の規定により法人税割額から控除しようとする場合又は法附則第9条の2の2第1項の規定により事業税額から控除しようとする場合に記載し、事務所又は事業所所在の道府県知事に、第6号様式若しくは第6号様式(その2)の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付すること。

また、上記の規定の適用を受ける法人にあつては、寄附金を受けた法附則第8条の2の2第1項又は第9条の2の2第1項に規定する認定地方公共団体が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則第14条第1項の規定により交付する書類の写しも併せて添付すること。

〔2～4 略〕

様式(イ) (東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・東京都)

様式(ロ) (東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・東京都)

第10号様式記載要領

1 この明細書は、2以上の道府県に事務所若しくは事業所を有する法人又は東京都の特別区及び市町村に事務所若しくは事業所を有する法人が、第6号様式若しくは第6号様式(その2)、第6号の2様式又は第6号の3様式(法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限る。)若しくは第6号の3様式(その2)(法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限る。)の申告書を提出する場合に、その申告書に添付して1通を提出すること。ただし、主たる事務所又は事業所(外国法人にあつては、この法律の施行地において行う事業の責任者が主として執務する恒久的施設)所在地の道府県知事に対しては、写し1通を添付すること。

2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式若しくは第6号様式(その2)、第6号の2様式又は第6号の3様式若しくは第6号の3様式(その2)の申告書に

記すること。

3 (その1)の記載に当たっては、次によること。

〔(1)～(3) 同左〕

(4) 「各道府県ごとに算定した法人税割額⑦」の欄は、第6号様式の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額及び「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額⑨」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

4 (その2)の記載に当たっては、次によること。

〔(1)～(4) 同左〕

(5) 「各道府県ごとに算定した法人税割額⑩」の欄は、第6号様式の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額及び「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額⑨」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

〔(6) 同左〕

様式(イ) (東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・東京都)

様式(ロ) (東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・東京都)

第7号の3様式記載要領

1 この明細書は、法附則第8条の2の2第1項若しくは第3項の規定により法人税割額から控除しようとする場合又は法附則第9条の2の2第1項の規定により事業税額から控除しようとする場合に記載し、事務所又は事業所所在の道府県知事に、第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付すること。

また、上記の規定の適用を受ける法人にあつては、寄附金を受けた法附則第8条の2の2第1項又は第9条の2の2第1項に規定する認定地方公共団体が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則第14条第1項の規定により交付する書類の写しも併せて添付すること。

〔2～4 同左〕

様式(イ) (東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・東京都)

様式(ロ) (東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・東京都)

第10号様式記載要領

1 この明細書は、2以上の道府県に事務所若しくは事業所を有する法人又は東京都の特別区及び市町村に事務所若しくは事業所を有する法人が、第6号様式、第6号の2様式又は第6号の3様式(法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限る。)の申告書を提出する場合に、その申告書に添付して1通を提出すること。ただし、主たる事務所又は事業所(外国法人にあつては、この法律の施行地において行う事業の責任者が主として執務する恒久的施設)所在地の道府県知事に対しては、写し1通を添付すること。

2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式、第6号の2様式又は第6号の3様式の申告書に添付する場合には、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記

添付する場合には、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

「第1号

3 事業税 法第72条の2第1項第2号に掲げる事業 第3号 となつてゐる箇所については、

事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲んで表示すること。

4 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれ別の事業ごとに提出すること。この場合において、道府県民税については、いずれか一方の明細書に記載すること。

5 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人にあつては、各事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とに分けて提出すること。この場合において、道府県民税については、いずれか一方の明細書に記載すること。

6 連結法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であつた法人が第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付する場合には、「法人税法の規定によつて計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの欄は記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第6号様式別表1の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。

7 道府県内に恒久的施設を有する外国法人が第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付する場合には、「法人税法の規定によつて計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額④」の欄までは記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第6号様式別表1の2の「課税標準となる法人税額④」の欄の金額を記載すること。

8～12 [略]

第十号の三様式（用紙日本商業規格△3）（第六条（五）関係）

「第十号の三様式（用紙日本商業規格△3）」

第十号の三様式記載要領

1 この請求書は、法人の道府県民税又は事業税若しくは特別法人事業税若しくは地方法人特別税（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法に規定する地方法人特別税をいう。）について、法第20条の9の3第1項若しくは第2項、第53条の2、第72条の33又は第72条の48の2第4項の規定に基づき更正の請求をする場合に使用すること。

[2～6 略]

「事業税

すること。

[新設]

[新設]

[新設]

2 連結法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であつた法人が第6号様式の申告書に添付する場合には、「法人税法の規定によつて計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの欄は記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第6号様式別表1の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。

4 道府県内に恒久的施設を有する外国法人が第6号様式の申告書に添付する場合には、「法人税法の規定によつて計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額④」の欄までは記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第6号様式別表1の2の「課税標準となる法人税額④」の欄の金額を記載すること。

5～9 [同左]

第十号の三様式（用紙日本商業規格△4）（第六条（五）関係）

「第十号の三様式（用紙日本商業規格△4）」

第十号の三様式記載要領

1 この請求書は、法人の道府県民税又は事業税若しくは特別法人事業税若しくは地方法人特別税（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法に規定する地方法人特別税をいう。）について、法第20条の9の3第1項若しくは第2項、第53条の2、第72条の33の2又は第72条の48の2第4項の規定に基づき更正の請求をする場合に使用すること。

[2～6 同左]

法第72条
の2第1項

7 となつてゐる箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2

第1号
第2号
第3号
に掲げる事業」

号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲んで表示すること。

8 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人が事業税の更正の請求をする場合にあつては、それぞれの事業に係る課税標準等及び税額等の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業に係る課税標準等及び税額等の計算の別を明らかにして記載し、それぞれに提出すること。

9 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人が事業税の更正の請求をする場合にあつては、各事業に係る課税標準等及び税額等の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とに分けて提出すること。

10 〔略〕

11 〔略〕

12 「更正の請求をする理由及び請求をするに至つた事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料（法第53条の2又は第72条の33第2項の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知書写）を添付すること。なお、この更正の請求が、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第7条第1項に規定する合意に基づき国税通則法第24条又は第26条の規定による更正に係るものである場合には、当該欄に「租税条約の実施に係るもの」と記載すること。

13 〔略〕

第十号の五様式（第三條の四・第三條の四の三・第五條の二の三・第五條の四関係）

〔様式 別紙七十四 挿入〕

〔第10号の5様式記載要領 略〕

第十四号の二様式（第六條の七関係）

〔様式 別紙七十四 挿入〕

〔第14号の2様式記載要領 略〕

第十四号の三様式（第六條の九関係）

〔様式 別紙七十四 挿入〕

第十六号の四十三様式（用紙日本産業規格A4）（第九條の五及び第九條の十七関係）

〔様式 略〕

〔第16号の43様式記載要領 別紙七十八 挿入〕

第十七号様式（第十條関係）

〔様式 別紙七十一 挿入〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

7 〔同左〕

8 〔同左〕

9 「更正の請求をする理由及び請求をするに至つた事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料（法第53条の2又は第72条の33の2第2項の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知書写）を添付すること。なお、この更正の請求が、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第7条第1項に規定する合意に基づき国税通則法第24条又は第26条の規定による更正に係るものである場合には、当該欄に「租税条約の実施に係るもの」と記載すること。

10 〔同左〕

第十号の五様式（第三條の四・第三條の四の三・第五條の二・第五條の四関係）

〔様式 別紙七十四 挿入〕

〔第10号の5様式記載要領 同左〕

第十四号の二様式（第七條関係）

〔様式 別紙七十三 挿入〕

〔第14号の2様式記載要領 同左〕

第十四号の三様式（第七條関係）

〔様式 別紙七十三 挿入〕

第十六号の四十三様式（用紙日本産業規格A4）（第九條の五及び第九條の十七関係）

〔様式 同左〕

〔第16号の43様式記載要領 別紙七十七 挿入〕

第十七号様式（第十條関係）

〔様式 別紙七十一 挿入〕

第二十号様式(提出用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第十条関係)

【様式 略】

第二十号様式(入力用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第十条関係)

【様式 略】

第20号様式記載要領

[1～9 略]

10 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書(別表1)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上位に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額)を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、特別控除取戻税額及び使途秘匿金の支出に対する法人税額(使途秘匿金の支出の40%相当額)の合計額を記載すること。

[11～17 略]

第二十号様式別表1(提出用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第十条関係)

【様式 略】

第二十号様式別表1(入力用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第十条関係)

【様式 略】

第20号様式別表1記載要領

[1～4 略]

5 「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人(法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。)にあつては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書(別表5の2(2)付表)の「当期分(44)」欄の「当期発生額②」の欄の金額(連結地方法人税個別帰属額を除く。)に、所得税額の控除額の個別帰属額(法人税の明細書(別表6の2(1))の(22)の欄の金額)、外国税額の控除額の個別帰属額(法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の(18)の欄の金額)、分配時調整外国税相当額の個別帰属額(法人税の明細書(別表6の2(2)の2)の(27)の欄の金額)、連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額及び個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額(法人税の明細書(別表17(3)の12)の(11)の欄の金額)の合計額を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除取戻税額等(個別帰属特別控除取戻税額等がない場合には、零)を記載すること。

また、連結申告法人以外の法人にあつては、法人税の申告書(別表1)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上位に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額)を記載し、括弧内には特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

[6～8 略]

第二十号様式別表1の11(提出用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第十条関係)

【様式 略】

第二十号様式別表1の11(入力用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第十条関係)

第二十号様式(提出用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第十条関係)

【様式 同上】

第二十号様式(入力用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第十条関係)

【様式 同上】

第20号様式記載要領

[1～9 同左]

10 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書(別表1)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上位に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額)を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、リース特別控除取戻税額及び使途秘匿金の支出に対する法人税額(使途秘匿金の支出の額の40%相当額)の合計額を記載すること。

[11～17 同左]

第二十号様式別表1(提出用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第十条関係)

【様式 同左】

第二十号様式別表1(入力用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第十条関係)

【様式 同左】

第20号様式別表1記載要領

[1～4 同左]

5 「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人(法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。)にあつては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書(別表5の2(2)付表)の「当期分(44)」欄の「当期発生額②」の欄の金額(連結地方法人税個別帰属額を除く。)に、所得税額の控除額の個別帰属額(法人税の明細書(別表6の2(1))の(22)の欄の金額)、外国税額の控除額の個別帰属額(法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の(18)の欄の金額)、分配時調整外国税相当額の個別帰属額(法人税の明細書(別表6の2(2)の2)の(27)の欄の金額)、連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額及び個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額(法人税の明細書(別表17(3)の12)の(11)の欄の金額)の合計額を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除取戻税額等(個別帰属特別控除取戻税額等がない場合には、零)を記載すること。

また、連結申告法人以外の法人にあつては、法人税の申告書(別表1)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上位に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額)を記載し、括弧内には**連結納税**の承認の取消しによる取戻税額、リース特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

[6～8 同左]

第二十号様式別表1の11(提出用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第十条関係)

【様式 同左】

第二十号様式別表1の11(入力用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第十条関係)

<p>【様式 留】 第20号様式別表1の2記載要領 【1～3 略】</p> <p>4 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表1の3）の「法人税額計(6)」及び「法人税額計(29)」の欄の金額（これらの欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。</p> <p>第11号様式別表1の3（田保日本産業規程△4）（第10条留送） 【様式 留】</p> <p>第20号様式別表2の3記載要領</p> <p>1 この明細書は、当該事業年度開始の前10年以内に開始した事業年度（法人税法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。）又は当該連結事業年度開始の前10年以内に開始した事業年度（法人税法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。）において生じた内国法人の控除対象還付法人税額（法第321条の8第12項第1号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。） 、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額（同項第2号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額（同項第3号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）及び当該事業年度又は連結事業年度開始の前10年以内に開始した連結事業年度（法人税法第81条の31第5項に規定する中間期間を含む。）において生じた控除対象個別帰属還付税額（法第321条の8第15項に規定する控除対象個別帰属還付税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同条第12項又は第15項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。 【2～4 略】</p> <p>第11号の5様式（田保日本産業規程△4）（第10条留送） 【様式 留送△11 挿入】 【第20号の5様式記載要領 略】</p> <p>第11号の5様式（田保日本産業規程△4）（第10条の11の9・第10条の11の10関係） 【様式 別紙八十四 挿入】 【第22号の2の2様式記載要領 略】 第11号の5様式（田保日本産業規程△4）（第15条の11留送） 【様式 留】 【第33号の4様式記載要領 別紙八十六 挿入】</p>	<p>備考 表中及び表中に挿入される別紙の「」の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全表に付した傍線は左記のとおり。</p>
<p>【様式 留+】 第20号様式別表1の2記載要領 【1～3 同左】</p> <p>4 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表1の3）の「法人税額計(6)」及び「法人税額計(29)」の欄の金額（これらの欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内にはリース特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。</p> <p>第11号様式別表1の3（田保日本産業規程△4）（第10条留送） 【様式 留+】</p> <p>第20号様式別表2の3記載要領</p> <p>1 この明細書は、当該事業年度開始の前10年以内に開始した事業年度（法人税法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。）又は当該連結事業年度開始の前10年以内に開始した事業年度（法人税法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。）において生じた内国法人の控除対象還付法人税額（法第321条の8第12項第1号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。） 、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額（同項第2号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額（同項第3号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）及び当該事業年度又は連結事業年度開始の前10年以内に開始した連結事業年度（同法第81条の31第5項に規定する中間期間を含む。）において生じた控除対象個別帰属還付税額（法第321条の8第15項に規定する控除対象個別帰属還付税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同条第12項又は第15項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。 【2～4 同左】</p> <p>第11号の5様式（田保日本産業規程△4）（第10条留送） 【様式 留送△11 挿入】 【第20号の5様式記載要領 同左】</p> <p>第11号の5様式（田保日本産業規程△4）（第10条の11の8・第10条の11の9関係） 【様式 別紙八十三 挿入】 【第22号の2の2様式記載要領 同左】 第11号の5様式（田保日本産業規程△4）（第15条の11留送） 【様式 留+】 【第33号の4様式記載要領 別紙八十五 挿入】</p>	<p>備考 表中及び表中に挿入される別紙の「」の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全表に付した傍線は左記のとおり。</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一号の三様式、第一号の四様式、第三号様式別表、第四号様式、第四号の二様式、第五号の二様式及び第十七号様式の改正規定 令和三年一月一日
- 二 第六条の九の改正規定 令和四年一月一日
- 三 第六号様式別表五の六の二記載要領の改正規定（「第27条の12の5第6条第2号」を「第27条の12の4の2第6条第2号」に改める部分及び「第39条の47第6条第2号」を「第39条の46の2第6条第2号」に改める部分に限る。） 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）の施行の日

第 号	納 税 者	住 所									
令和 年度		氏 名									
普 通 税	市 町 村 民 税	道 府 県 民 税	千	百	十	万	千	百	十	円	
1 市町村民税及び道府県民税決定の明細			税 額								
区 分			課 税 標 準 額	税 率		道 府 県 民 税 市 町 村 民 税 合 計					
均	等 割 (1)					円	円	円	円	円	
所	総 所 得 金 額 (2)										
	山 林 所 得 金 額 (3)										
	退 職 所 得 金 額 (4)										
	小 計 (2)+(3)+(4) (5)										
	分 離 課 税 所 得 金 額	短 期 譲 渡	9 % 適 用 分 (6)								
			5 % 適 用 分 (7)								
		一 般 の 譲 渡 (8)									
		優 良 住 宅 地 等 に 係 る 譲 渡 (9)									
		居 住 用 財 産 の 譲 渡 (10)									
		一 般 株 式 等 の 譲 渡 (11)									
		上 場 株 式 等 の 譲 渡 (12)									
	上 場 株 式 等 の 配 当 等 (13)										
	先 物 取 引 (14)										
	得	肉 用 牛 の 売 却 価 値 額 (15)									
	小 計 (5)+(6)+(7)+(8)+(9)+(10)+(11)+(12)+(13)+(14)+(15) (16)										
割	調 整 控 除 額 (17)										
	(16)-(17) (18)										
	配 当 控 除 額 (19)										
	(18)-(19) (20)										
	住 宅 借 入 金 等 特 別 税 額 控 除 額 (21)										
	(20)-(21) (22)										
	寄 附 金 税 額 控 除 額 (23)										
	(22)-(23) (24)										
	外 国 税 額 控 除 額 等 (25)										
	(24)-(25) (26)										
配 当 割 額 又 は 株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 の 控 除 額 (27)											
計 (26)-(27) (28)											
市 町 村 民 税 及 び 道 府 県 民 税 の 合 計 税 額 (1)+(28) (29)										円	
給 与 から 特 別 徴 収 の 方 法 に よ っ て 徴 収 す る 額 の 合 計 額 (30)											
公 的 年 金 から 特 別 徴 収 の 方 法 に よ っ て 徴 収 す る 額 の 合 計 額 (31)											
普 通 徴 収 の 方 法 に よ っ て 徴 収 す る 額 の 合 計 額 (29)-(30)-(31) (32)											
所 得 割 より 控 除 す る こ と が で き な か っ た 配 当 割 額 又 は 株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 の 控 除 額 (33)											
2 普通徴収の方法によって徴収する額の各納期の納付額及び納期限											
期 別	納 付 額	(33) に 係 る 充 当 額	充 当 後 納 付 額	納 期							
第 1 期	円	円	円	令和 年 月 日	から	月 日	まで				
第 2 期				令和 年 月 日	から	月 日	まで				
第 3 期				令和 年 月 日	から	月 日	まで				
第 4 期				令和 年 月 日	から	月 日	まで				
納 付 場 所											
3 公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額及び徴収月			4 特別徴収を行う公的年金の種類並びに支払者の名称及び法人番号								
徴 収 月	特 別 徴 収 税 額	公 的 年 金 の 種 類									
年 1 0 月	円	支 払 者 の 名 称									
年 1 2 月		支 払 者 の 法 人 番 号									
年 2 月											
<p>あなたの税額を上記のとおり決定したので、地方税法第41条、第319条の2及び第321条の7の5の規定によって通知します。</p> <p>普通徴収の方法によって徴収する額については、上記2の各期別ごとの納付額をそれぞれの納期に納めてください。なお、納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における箇年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。</p> <p>公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額については、公的年金の支払いの際に、上記4の公的年金からその支払者が徴収します。</p> <p>また、あなたが本年度において公的年金からの特別徴収の対象者であり、かつ、来年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、公的年金の支払者が次の額を特別徴収の方法によって徴収することになりますので、地方税法第321条の7の8の規定によって通知します。</p>											
徴 収 月		仮 特 別 徴 収 税 額									
年 4 月		円									
年 6 月											
年 8 月											
<p>なお、あなたが昨年度から引き続き公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、昨年度の通知書において通知した次の額を、特別徴収の方法によって徴収します。</p>											
徴 収 月		仮 特 別 徴 収 税 額									
年 4 月		円									
年 6 月											
年 8 月											
令和 年 月 日			市町村長 氏 名					印			

注意 市町村民税所得割及び道府県民税所得割の税率等は裏面にあります。詳しくは裏面をよくお読みください。

- 備考 1 この通知書は、第1号の4様式による納付の告知以外の納付の告知について使用すること。
- 2 市町村は、この通知書の裏面に、市町村民税及び道府県民税の賦課の根拠となった法律及び条例の規定、市町村民税所得割及び道府県民税所得割の税率、納期限までに税金を納付しなかった場合において執られるべき措置、この通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法並びに特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額がある場合においては、その額は普通徴収の方法によって徴収されるものであることを記載すること。
- 3 繰上徴収の方法により徴収する場合には、「上記2の各期別ごとの納付額をそれぞれの納期に納めてください。」にかえて「地方税法第13条の2第1項の規定により繰上徴収しますので、上記納期にかかわらず、各納期分を令和 年 月 日までに納めてください。」と記載すること。
- 4 「肉用牛の売却価額(15)」の欄は、肉用牛の売却による事業所得がある場合において法附則第6条第2項又は第5項の規定の適用を受けるときの同条第2項第1号又は第5項第1号に規定する売却価額の合計額及び税額を記載すること。この場合において、「総所得金額(2)」の欄は、同条第2項第2号又は第5項第2号に規定する事業所得の金額がないものとして計算した課税標準額及び税額を記載すること。
- 5 「支払者の法人番号」の欄には、公的年金の支払者の法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

第 号	納 税 者	住 所								
令和 年度	氏 名									
普 通 税	市 町 村 民 税	道 府 県 民 税	千	百	十	万	千	百	十	円
1 市町村民税及び道府県民税決定の明細			税 額							
区 分			課 税 標 準 額	税 率		道 府 県 民 税	市 町 村 民 税	合 計		
均 等 割 分			(1)			円	円			
所 得 金			(2)							
山 林 所 得 金			(3)							
退 職 所 得 金			(4)							
小 計			(2)+(3)+(4) (5)							
所 得 金	分 離 課 税 所 得 金 額	短 期 譲 渡	9 % 適 用 分 (6)							
		5 % 適 用 分 (7)								
		一 般 の 譲 渡 (8)								
		長 期 譲 渡	優 良 住 宅 地 等 に 係 る 譲 渡 (9)							
		居 住 用 財 産 の 譲 渡 (10)								
		一 般 株 式 等 の 譲 渡 (11)								
		上 場 株 式 等 の 譲 渡 (12)								
		上 場 株 式 等 の 配 当 等 (13)								
		先 物 取 引 (14)								
		肉 用 牛 の 売 却 価 額 (15)								
小 計 (5)+(6)+(7)+(8)+(9)+(10)+(11)+(12)+(13)+(14)+(15) (16)										
調 整 控 除 額 (16)-(17) (18)										
配 当 控 除 額 (18)-(19) (20)										
住 宅 借 入 金 等 特 別 税 額 控 除 額 (20)-(21) (22)										
寄 附 金 税 額 控 除 額 (22)-(23) (24)										
外 国 税 額 控 除 額 等 (24)-(25) (26)										
配 当 割 額 又 は 株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 の 控 除 額 (26)-(27) (28)										
市 町 村 民 税 及 び 道 府 県 民 税 の 合 計 税 額 (1)+(28) (29)							円			
給 与 から 特 別 徴 収 の 方 法 に よ っ て 徴 収 す る 額 の 合 計 額 (30)										
公 的 年 金 から 特 別 徴 収 の 方 法 に よ っ て 徴 収 す る 額 の 合 計 額 (31)										
普 通 徴 収 の 方 法 に よ っ て 徴 収 す る 額 の 合 計 額 (29)-(30)-(31) (32)										
所 得 割 より 控 除 す る こ と が で き な っ た 配 当 割 額 又 は 株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 の 控 除 額 (33)										
2 普通徴収の方法によって徴収する額の各納期の納付額及び納期限										
期 別	納 付 額	(33) に 係 る 充 当 額	充 当 後 納 付 額	納 期						
第 1 期	円	円	円	令和 年 月 日 から 月 日まで						
第 2 期				令和 年 月 日 から 月 日まで						
第 3 期				令和 年 月 日 から 月 日まで						
第 4 期				令和 年 月 日 から 月 日まで						
納 付 場 所										
3 公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額及び徴収月					4 特別徴収を行う公的年金の種類並びに支払者の名称及び法人番号					
徴 収 月	特 別 徴 収 税 額				公 的 年 金 の 種 類					
年 1 0 月	円				支 払 者 の 名 称					
年 1 2 月					支 払 者 の 法 人 番 号					
年 2 月										
<p>あなたの税額を上記のとおり決定したので、地方税法第41条、第319条の2及び第321条の7の5の規定によって通知します。</p> <p>普通徴収の方法によって徴収する額については、上記2の各期別ごとの納付額をそれぞれの納期に納めてください。なお、納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。</p> <p>公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額については、公的年金の支払いの際に、上記4の公的年金からその支払者が徴収します。</p> <p>また、あなたが本年度において公的年金からの特別徴収の対象者であり、かつ、来年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、公的年金の支払者が次の額を特別徴収の方法によって徴収することになりますので、地方税法第321条の7の8の規定によって通知します。</p>										
徴 収 月		仮 特 別 徴 収 税 額								
年 4 月		円								
年 6 月										
年 8 月										
<p>なお、あなたが昨年度から引き続き公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、昨年度の通知書において通知した次の額を、特別徴収の方法によって徴収します。</p>										
徴 収 月		仮 特 別 徴 収 税 額								
年 4 月		円								
年 6 月										
年 8 月										
令和 年 月 日					市 町 村 長 氏 名			印		

注意 市町村民税所得割及び道府県民税所得割の税率等は裏面にあります。詳しくは裏面をよくお読みください。

- 備考
- この通知書は、第1号の4様式による納付の告知以外の納付の告知について使用すること。
 - 市町村は、この通知書の裏面に、市町村民税及び道府県民税の賦課の根拠となった法律及び条例の規定、市町村民税所得割及び道府県民税所得割の税率、納期限までに税金を納付しなかった場合において執られるべき措置、この通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法並びに特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額がある場合においては、その額は普通徴収の方法によって徴収されるものであることを記載すること。
 - 繰上徴収の方法により徴収する場合には、「上記2の各期別ごとの納付額をそれぞれの納期に納めてください。」にかえて「地方税法第13条の2第1項の規定により繰上徴収しますので、上記納期にかかわらず、各納期分を令和 年 月 日までに納めてください。」と記載すること。
 - 「肉用牛の売却価額(15)」の欄は、肉用牛の売却による事業所得がある場合において法附則第6条第2項又は第5項の規定の適用を受けるときの同条第2項第1号又は第5項第1号に規定する売却価額の合計額及び税額を記載すること。この場合において、「総所得金額(2)」の欄は、同条第2項第2号又は第5項第2号に規定する事業所得の金額がないものとして計算した課税標準額及び税額を記載すること。
 - 「支払者の法人番号」の欄には、公的年金の支払者の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

市町村民税
道府県民税 納税通知書（分離課税に係る所得割分）

第号	納税者	氏名					殿	
令和	年	住所						
普通税	市町村民税 道府県民税	百	十	万	千	百	十	円
上記の明細								
区分	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額 ①	既に徴収されたまたは徴収されるべき額 ②		不足税額 ①-②			
市町村民税								
道府県民税								
計								
延滞金	<p>地方税法第328条の5第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、またはその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。</p>							
納期限								
納付場所								
<p>上記のとおり納めて下さい。 令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">市町村長 氏 名 印</p>								

注意 裏面をよくお読み下さい。

- 備考 1 この通知書は、法第328条の13第1項の規定による普通徴収について使用すること。
- 2 市町村は、この納税通知書の裏面に、分離課税に係る所得割の賦課の根拠となった法律および条例の規定、分離課税に係る所得割の税率、納期限までに税金を納付しなかった場合において執られるべき措置ならびにこの納税通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法および取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。
- 3 繰上徴収の方法により徴収する場合には、「上記のとおり納めて下さい。」にかえて「地方税法第13条の2第1項の規定により繰上徴収しますので、上記納期限にかかわらず、令和 年 月 日までに納めて下さい。」と記載すること。

市町村民税 納税通知書（分離課税に係る所得割分）
道府県民税

第号	納税者	氏名					殿	
令和	年	住所						
普通税	市町村民税 道府県民税	百	十	万	千	百	十	円
上記の明細								
区分	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額 ①	既に徴収されたまたは徴収されるべき額 ②	不足税額 ①-②				
市町村民税								
道府県民税								
計								
延滞金	<p>地方税法第328条の5第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、またはその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、^閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。</p>							
納期限								
納付場所								
<p>上記のとおり納めて下さい。 令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">市町村民長 氏 名 印</p>								

注意 裏面をよくお読み下さい。

- 備考 1 この通知書は、法第328条の13第1項の規定による普通徴収について使用すること。
- 2 市町村は、この納税通知書の裏面に、分離課税に係る所得割の賦課の根拠となった法律および条例の規定、分離課税に係る所得割の税率、納期限までに税金を納付しなかった場合において執られるべき措置ならびにこの納税通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法および取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。
- 3 繰上徴収の方法により徴収する場合には、「上記のとおり納めて下さい。」にかえて「地方税法第13条の2第1項の規定により繰上徴収しますので、上記納期限にかかわらず、令和 年 月 日までに納めて下さい。」と記載すること。

◎税額の計算方法

総所得金額①＝所得控除合計②＝課税総所得金額③
課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④
課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④
税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥
所得割額⑥÷均等割額⑦＝特別徴収税額⑧
特別徴収税額⑧－控除不足額⑨＝差引納付額

(注1) 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
(注2) 「税額控除額」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額を記載しています。
(注3) 「控除不足額」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

◎税率

Table with 2 columns: 税率 (税率) and 税率 (税率). Rows include 均等割 (均等割) and 所得割 (所得割) with rates for 市町村民税 (市町村民税) and 道府県民税 (道府県民税).

◎所得控除

基礎控除 (基礎控除) (実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額
医療費の実質負担額(10万円)と総所得金額等の5%のいずれか低い金額(限度額200万円)

◎税額の計算方法

総所得金額①＝所得控除合計②＝課税総所得金額③
課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④
税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥
所得割額⑥÷均等割額⑦＝特別徴収税額⑧
特別徴収税額⑧－控除不足額⑨＝差引納付額

(注1) 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
(注2) 「税額控除額」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額を記載しています。
(注3) 「控除不足額」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

◎税率

Table with 2 columns: 税率 (税率) and 税率 (税率). Rows include 均等割 (均等割) and 所得割 (所得割) with rates for 市町村民税 (市町村民税) and 道府県民税 (道府県民税).

◎所得控除

基礎控除 (基礎控除) (実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額
医療費の実質負担額(10万円)と総所得金額等の5%のいずれか低い金額(限度額200万円)

◎税額の計算方法

総所得金額①＝所得控除合計②＝課税総所得金額③
課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④
税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥
所得割額⑥÷均等割額⑦＝特別徴収税額⑧
特別徴収税額⑧－控除不足額⑨＝差引納付額

(注1) 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
(注2) 「税額控除額」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額を記載しています。
(注3) 「控除不足額」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

◎税率

Table with 2 columns: 税率 (税率) and 税率 (税率). Rows include 均等割 (均等割) and 所得割 (所得割) with rates for 市町村民税 (市町村民税) and 道府県民税 (道府県民税).

◎所得控除

基礎控除 (基礎控除) (実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額
医療費の実質負担額(10万円)と総所得金額等の5%のいずれか低い金額(限度額200万円)

Table for tax calculation with columns: 社会保険料控除等 (社会保険料控除等), 支払金額 (支払金額), 控除額 (控除額). Rows include 生 (生), 命 (命), 保 (保), 険 (険), 料 (料), 控 (控), 除 (除), 地 (地), 業 (業), 保 (保), 料 (料), 控 (控), 除 (除).

Table for tax calculation with columns: 納税者本人の所得金額 (納税者本人の所得金額), 900万円以下 (900万円以下), 900万円超950万円以下 (900万円超950万円以下), 950万円超1,000万円以下 (950万円超1,000万円以下).

Table for tax calculation with columns: 基礎控除 (基礎控除), 納税者本人の所得金額 (納税者本人の所得金額), 2,400万円以下 (2,400万円以下), 2,400万円超4,500万円以下 (2,400万円超4,500万円以下), 4,500万円超 (4,500万円超).

Table for tax calculation with columns: 基礎控除 (基礎控除), 納税者本人の所得金額 (納税者本人の所得金額), 2,400万円以下 (2,400万円以下), 2,400万円超4,500万円以下 (2,400万円超4,500万円以下), 4,500万円超 (4,500万円超).

Table for tax calculation with columns: 基礎控除 (基礎控除), 納税者本人の所得金額 (納税者本人の所得金額), 2,400万円以下 (2,400万円以下), 2,400万円超4,500万円以下 (2,400万円超4,500万円以下), 4,500万円超 (4,500万円超).

Table for tax calculation with columns: 社会保険料控除等 (社会保険料控除等), 支払金額 (支払金額), 控除額 (控除額). Rows include 生 (生), 命 (命), 保 (保), 険 (険), 料 (料), 控 (控), 除 (除), 地 (地), 業 (業), 保 (保), 料 (料), 控 (控), 除 (除).

Table for tax calculation with columns: 納税者本人の所得金額 (納税者本人の所得金額), 900万円以下 (900万円以下), 900万円超950万円以下 (900万円超950万円以下), 950万円超1,000万円以下 (950万円超1,000万円以下).

Table for tax calculation with columns: 基礎控除 (基礎控除), 納税者本人の所得金額 (納税者本人の所得金額), 2,400万円以下 (2,400万円以下), 2,400万円超4,500万円以下 (2,400万円超4,500万円以下), 4,500万円超 (4,500万円超).

Table for tax calculation with columns: 基礎控除 (基礎控除), 納税者本人の所得金額 (納税者本人の所得金額), 2,400万円以下 (2,400万円以下), 2,400万円超4,500万円以下 (2,400万円超4,500万円以下), 4,500万円超 (4,500万円超).

Table for tax calculation with columns: 基礎控除 (基礎控除), 納税者本人の所得金額 (納税者本人の所得金額), 2,400万円以下 (2,400万円以下), 2,400万円超4,500万円以下 (2,400万円超4,500万円以下), 4,500万円超 (4,500万円超).

Table for tax calculation with columns: 社会保険料控除等 (社会保険料控除等), 支払金額 (支払金額), 控除額 (控除額). Rows include 生 (生), 命 (命), 保 (保), 険 (険), 料 (料), 控 (控), 除 (除), 地 (地), 業 (業), 保 (保), 料 (料), 控 (控), 除 (除).

Table for tax calculation with columns: 納税者本人の所得金額 (納税者本人の所得金額), 900万円以下 (900万円以下), 900万円超950万円以下 (900万円超950万円以下), 950万円超1,000万円以下 (950万円超1,000万円以下).

Table for tax calculation with columns: 基礎控除 (基礎控除), 納税者本人の所得金額 (納税者本人の所得金額), 2,400万円以下 (2,400万円以下), 2,400万円超4,500万円以下 (2,400万円超4,500万円以下), 4,500万円超 (4,500万円超).

Table for tax calculation with columns: 基礎控除 (基礎控除), 納税者本人の所得金額 (納税者本人の所得金額), 2,400万円以下 (2,400万円以下), 2,400万円超4,500万円以下 (2,400万円超4,500万円以下), 4,500万円超 (4,500万円超).

Table for tax calculation with columns: 基礎控除 (基礎控除), 納税者本人の所得金額 (納税者本人の所得金額), 2,400万円以下 (2,400万円以下), 2,400万円超4,500万円以下 (2,400万円超4,500万円以下), 4,500万円超 (4,500万円超).

備考

- 1 市町村は、この通知に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。
2 受給者番号は、給与支払報告書(個人別明細書)に記載された当該納税義務者の受給者番号を記載すること。
3 市町村は、変更となった理由を摘要欄に記載すること。
4 差引納付額欄は、特別徴収税額⑧から既に納付額⑩を差し引いた額から控除不足額⑨又は既充当額⑩のいずれか大きい方の額を差し引くこと。
5 変更前控除⑩欄は、税額を変更する前に通知した額を記載すること。
6 地方自治法第252条の19第1項の市にあっては、裏面中「2%」とあるのは「1%」と、「3%」とあるのは「4%」と、「1.6%」とあるのは「2.24%」と、「0.8%」とあるのは「1.12%」と、「0.4%」とあるのは「0.56%」と、「0.6%」とあるのは「0.28%」と、「0.3%」とあるのは「0.14%」と、「0.2%」とあるのは「0.28%」と、「0.15%」とあるのは「0.07%」と、「市町村民税 3/5」道府県民税「2/5」とあるのは「市町村民税 1/5」道府県民税「1/5」と、「4%」とあるのは「2%」と、「6%」とあるのは「8%」と、「5分の2」とあるのは「5分の3」と、「5分の3」とあるのは「5分の4」とする。

◎税額の計算方法
 総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③
 課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④
 税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥
 所得割額⑥＋均等割額⑦＝特別徴収税額⑧
 特別徴収税額⑧－控除不足額⑨＝差引納付額

- (注)1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
 2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。
 3 「控除不足額⑨」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

◎税率
 ・均等割
 市町村民税 円 道府県民税 円
 ・所得割(総合課税分)
 市町村民税 % 道府県民税 %

◎所得控除

雑損控除	(実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額
医療費控除	医療費の実負担額－(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円)
	※地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－1万2千円(限度額8万8千円)

	支払金額		控除額
	新	旧	
生命	12,000円以下	全額	
	12,000円超32,000円以下	支払金額の1/2+6,000円	
	32,000円超56,000円以下	支払金額の1/4+14,000円	
	56,000円超	28,000円	
保	15,000円以下	全額	
	15,000円超40,000円以下	支払金額の1/2+7,500円	
	40,000円超70,000円以下	支払金額の1/4+17,500円	
	70,000円超	35,000円	
料	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円)		
	一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)		
	地	支払金額	控除額
	震	50,000円以下	支払金額の1/2
保	料	50,000円超	25,000円
	険	5,000円以下	全額
料	5,000円超15,000円以下	支払金額の1/2+2,500円	
	期	15,000円超	10,000円
	約	15,000円超	10,000円
	控	地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円	

	納税者本人の所得金額				
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下		
配偶者控除	一般	3万円	2万円	1万円	
	老人	3万円	2万円	1万円	
配	所得金額	控除額			
	48万円超95万円以下	3万円	2万円	1万円	
	95万円超100万円以下	3万円	2万円	1万円	
	100万円超105万円以下	3万円	2万円	1万円	
偶	105万円超110万円以下	2万円	1万円	9万円	
	110万円超115万円以下	2万円	1万円	7万円	
	115万円超120万円以下	1万円	1万円	6万円	
	120万円超125万円以下	1万円	1万円	4万円	
特	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円	
	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円	
	障	害者控除	2万円	一般	3万円
	(特別障害者)(同居特別障害者)	3万円	老人	3万円	
者	5万円	5万円	5万円	3万円	
	2万円	2万円	2万円	2万円	
	1万円	1万円	1万円	1万円	
	交	1万円	交	1万円	
別	母	5万円	扶	養	1万円
	5万円	扶	養	1万円	
	5万円	扶	養	1万円	
	5万円	扶	養	1万円	
控	除	3万円	除	3万円	
	3万円	除	3万円		
	3万円	除	3万円		
	3万円	除	3万円		
除	6万円	4万円	2万円		
	3万円	2万円	1万円		
	2万円	2万円	2万円		
	2万円	2万円	2万円		
障	害者控除	2万円	一般	3万円	
	(特別障害者)(同居特別障害者)	3万円	老人	3万円	
	5万円	5万円	5万円	3万円	
	2万円	2万円	2万円	2万円	
者	5万円	5万円	5万円	3万円	
	2万円	2万円	2万円	2万円	
	1万円	1万円	1万円	1万円	
	交	1万円	交	1万円	
特	母	5万円	扶	養	1万円
	5万円	扶	養	1万円	
	5万円	扶	養	1万円	
	5万円	扶	養	1万円	
別	除	3万円	除	3万円	
	3万円	除	3万円		
	3万円	除	3万円		
	3万円	除	3万円		
控	除	3万円	除	3万円	
	3万円	除	3万円		
	3万円	除	3万円		
	3万円	除	3万円		
除	6万円	4万円	2万円		
	3万円	2万円	1万円		
	2万円	2万円	2万円		
	2万円	2万円	2万円		
障	害者控除	2万円	一般	3万円	
	(特別障害者)(同居特別障害者)	3万円	老人	3万円	
	5万円	5万円	5万円	3万円	
	2万円	2万円	2万円	2万円	
者	5万円	5万円	5万円	3万円	
	2万円	2万円	2万円	2万円	
	1万円	1万円	1万円	1万円	
	交	1万円	交	1万円	
別	母	5万円	扶	養	1万円
	5万円	扶	養	1万円	
	5万円	扶	養	1万円	
	5万円	扶	養	1万円	
控	除	3万円	除	3万円	
	3万円	除	3万円		
	3万円	除	3万円		
	3万円	除	3万円		
除	6万円	4万円	2万円		
	3万円	2万円	1万円		
	2万円	2万円	2万円		
	2万円	2万円	2万円		
障	害者控除	2万円	一般	3万円	
	(特別障害者)(同居特別障害者)	3万円	老人	3万円	
	5万円	5万円	5万円	3万円	
	2万円	2万円	2万円	2万円	
者	5万円	5万円	5万円	3万円	
	2万円	2万円	2万円	2万円	
	1万円	1万円	1万円	1万円	
	交	1万円	交	1万円	
特	母	5万円	扶	養	1万円
	5万円	扶	養	1万円	
	5万円	扶	養	1万円	
	5万円	扶	養	1万円	
別	除	3万円	除	3万円	
	3万円	除	3万円		
	3万円	除	3万円		
	3万円	除	3万円		
控	除	3万円	除	3万円	
	3万円	除	3万円		
	3万円	除	3万円		
	3万円	除	3万円		
除	6万円	4万円	2万円		
	3万円	2万円	1万円		
	2万円	2万円	2万円		
	2万円	2万円	2万円		
障	害者控除	2万円	一般	3万円	
	(特別障害者)(同居特別障害者)	3万円	老人	3万円	
	5万円	5万円	5万円	3万円	
	2万円	2万円	2万円	2万円	
者	5万円	5万円	5万円	3万円	
	2万円	2万円	2万円	2万円	
	1万円	1万円	1万円	1万円	
	交	1万円	交	1万円	
特	母	5万円	扶	養	1万円
	5万円	扶	養	1万円	
	5万円	扶	養	1万円	
	5万円	扶	養	1万円	
別	除	3万円	除	3万円	
	3万円	除	3万円		
	3万円	除	3万円		
	3万円	除	3万円		
控	除	3万円	除	3万円	
	3万円	除	3万円		
	3万円	除	3万円		
	3万円	除	3万円		
除	6万円	4万円	2万円		
	3万円	2万円	1万円		
	2万円	2万円	2万円		
	2万円	2万円	2万円		
障	害者控除	2万円	一般	3万円	
	(特別障害者)(同居特別障害者)	3万円	老人	3万円	
	5万円	5万円	5万円	3万円	
	2万円	2万円	2万円	2万円	
者	5万円	5万円	5万円	3万円	
	2万円	2万円	2万円	2万円	
	1万円	1万円	1万円	1万円	
	交	1万円	交	1万円	
特	母	5万円	扶	養	1万円
	5万円	扶	養	1万円	
	5万円	扶	養	1万円	
	5万円	扶	養	1万円	
別	除	3万円	除	3万円	
	3万円	除	3万円		
	3万円	除	3万円		
	3万円	除	3万円		
控	除	3万円	除	3万円	
	3万円	除	3万円		
	3万円	除	3万円		
	3万円	除	3万円		
除	6万円	4万円	2万円		
	3万円	2万円	1万円		
	2万円	2万円	2万円		
	2万円	2万円	2万円		
障	害者控除	2万円	一般	3万円	
	(特別障害者)(同居特別障害者)	3万円	老人	3万円	
	5万円	5万円	5万円	3万円	
	2万円	2万円	2万円	2万円	
者	5万円	5万円	5万円	3万円	
	2万円	2万円	2万円	2万円	
	1万円	1万円	1万円	1万円	
	交	1万円	交	1万円	
特	母	5万円	扶	養	1万円
	5万円	扶	養	1万円	
	5万円	扶	養	1万円	
	5万円	扶	養	1万円	
別	除	3万円	除	3万円	
	3万円	除	3万円		
	3万円	除	3万円		
	3万円	除	3万円		
控	除	3万円	除	3万円	
	3万円	除	3万円		
	3万円	除	3万円		
	3万円	除	3万円		
除	6万円	4万円	2万円		
	3万円	2万円	1万円		
	2万円	2万円	2万円		
	2万円	2万円	2万円		
障	害者控除	2万円	一般	3万円	
	(特別障害者)(同居特別障害者)	3万円	老人	3万円	
	5万円	5万円	5万円	3万円	
	2万円	2万円	2万円	2万円	
者	5万円	5万円	5万円	3万円	
	2万円	2万円	2万円	2万円	
	1万円	1万円	1万円	1万円	
	交	1万円	交	1万円	
特	母	5万円	扶	養	1万円
	5万円	扶	養	1万円	
	5万円	扶	養	1万円	
	5万円	扶	養	1万円	
別	除	3万円	除	3万円	
	3万円	除	3万円		
	3万円	除	3万円		
	3万円	除	3万円		
控	除	3万円	除	3万円	
	3万円	除	3万円		
	3万円	除	3万円		
	3万円	除	3万円		
除	6万円	4万円	2万円		
	3万円	2万円	1万円		
	2万円	2万円	2万円		
	2万円	2万円	2万円		
障	害者控除	2万円	一般	3万円	
	(特別障害者)(同居特別障害者)	3万円	老人	3万円	
	5万円	5万円	5万円	3万円	
	2万円	2万円	2万円	2万円	
者	5万円	5万円	5万円	3万円	
	2万円	2万円	2万円	2万円	
	1万円	1万円	1万円	1万円	
	交	1万円	交	1万円	
特	母	5万円	扶	養	1万円
	5万円	扶	養	1万円	
	5万円	扶	養	1万円	
	5万円	扶	養	1万円	
別	除	3万円	除	3万円	
	3万円	除	3万円		
	3万円	除	3万円		
	3万円	除	3万円		
控	除	3万円	除	3万円	
	3万円	除	3万円		
	3万円	除	3万円		
	3万円	除	3万円		
除	6万円	4万円	2万円		
	3万円	2万円	1万円		
	2万円	2万円	2万円		
	2万円	2万円	2万円		
障	害者控除	2万円	一般	3万円	
	(特別障害者)(同居特別障害者)	3万円	老人	3万円	
	5万円	5万円	5万円	3万円	
	2万円	2万円	2万円	2万円	
者	5万円	5万円	5万円	3万円	
	2万円	2万円	2万円	2万円	
	1万円	1万円	1万円	1万円	
	交	1万円	交	1万円	
特	母	5万円	扶	養	1万円
	5万円	扶	養	1万円	
	5万円	扶	養	1万円	
	5万円	扶	養	1万円	
別	除	3万円	除	3万円	
	3万円	除	3万円		
	3万円	除	3万円		
	3万円	除	3万円		
控	除	3万円	除	3万円	
	3万円	除	3万円		
	3万円	除	3万円		
	3万円	除	3万円		
除	6万円	4万円	2万円		
	3万円	2万円	1万円		
	2万円	2万円	2万円		
	2万円	2万円	2万円		
障	害者控除	2万円	一般	3万円	
	(特別障害者)(同居特別障害者)	3万円	老人	3万円	
	5万円	5万円	5万円	3万円	
	2万円	2万円	2万円	2万円	
者	5万円	5万円	5万円	3万円	
	2万円	2万円	2万円	2万円	
	1万円	1万円	1万円	1万円	
	交	1万円	交	1万円	
特	母	5万円	扶	養	1万円
	5万円	扶	養	1万円	
	5万円	扶	養	1万円	
	5万円	扶	養	1万円	
別	除	3万円	除	3万円	
	3万円	除	3万円		
	3万円	除	3万円		
	3万円	除	3万円		
控	除	3万円	除	3万円	
	3万円	除	3万円		
	3万円	除	3万円		
	3万円	除	3万円		
除	6万円	4万円	2万円		
	3万円	2万円	1万円		
	2万円	2万円	2万円		
	2万円	2万円	2万円		

基礎控除	納税者本人の所得金額	
	2,400万円以下	2,400万円超2,450万円以下
	2,400万円以下	4万円
	2,400万円超2,450万円以下	2万円
	2,450万円超2,500万円以下	1万円

◎税額控除(調整控除)
 納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額
 合計課税所得金額が200万円以下の者
 次の①と

第四号様式（第二条関係）
「別紙七」

第 号	督 促 状						
納税者または特別徴収義務者	氏名または 名 称	殿					
	住所または 所 在 地						
令和 (度) 分	市町村民税	円	第	期 (月) 分	道府県民税	円	
税額または 納 入 金 額	百	十	万	千	百	十	円
延 滞 金	<p>納期限の翌日から納付（入）の日までの期間の日数に応じ、税額または納入金額（1,000円未満の端数があるとき、またはその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。</p>						
督促手数料	円						
<p>上記の金額を至急市（町、村）指定金融機関等（会計管理者）に納付（入）して下さい。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>市町村長 氏 名 <input type="checkbox"/></p>							

- 備考
- 1 この督促状は、第4号の2様式による督促以外の督促について使用すること。
 - 2 分離課税に係る所得割の場合には、「令和 年（度）分」の欄は「令和 年分」として記載し、「第 期（月）分」の欄には記載しないこと。
 - 3 市町村は、この督促状発付の日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合における措置ならびにこの督促に不服がある場合における救済の方法および取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。

第 号	督 促 状					
納税者または特別徴収義務者	氏名または 名 称	殿				
	住所または 所 在 地					
令和 (度) 年 分	市町村民税	円				第 期 (月) 分
	道府県民税	円				
税額または 納 入 金 額	百	十	万	千	百	十 円
延 滞 金	<p>納期限の翌日から納付（入）の日までの期間の日数に応じ、税額または納入金額（1,000円未満の端数があるとき、またはその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。</p>					
督促手数料	円					
<p>上記の金額を至急市（町、村）指定金融機関等（会計管理者）に納付（入）して下さい。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">市町村長 氏 名 印</p>						

- 備考
- 1 この督促状は、第4号の2様式による督促以外の督促について使用すること。
 - 2 分離課税に係る所得割の場合には、「令和 年（度）分」の欄は「令和 年分」として記載し、「第 期（月）分」の欄には記載しないこと。
 - 3 市町村は、この督促状発付の日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合における措置ならびにこの督促に不服がある場合における救済の方法および取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。

第 号	督 促 状			
特別徴収義務者	氏名又は 名 称	殿		
	住所又は 所 在 地			
令和 年 分	市町村民税 道府県民税	円 円	第 月 分	
納 入 金 額	百 十 万 千 百 十 円			
		基礎となる税額	課 率	加 算 金 額
更正(決定) による加算 金額	過少申告加算金額	通常分	円 $\frac{10}{100}$	①
		5%加重分	$\frac{5}{100}$	
	不申告加算金額	15%適用分	$\frac{15}{100}$	②
		5%加重分	$\frac{5}{100}$	
		10%加重分	$\frac{10}{100}$	
	重 加 算 金 額	5%適用分	$\frac{5}{100}$	③
		35%適用分	$\frac{35}{100}$	
		10%加重分	$\frac{10}{100}$	④
		40%適用分	$\frac{40}{100}$	
			10%加重分	$\frac{10}{100}$
納 入 額		①+②+③+④+⑤		
延 滞 金	<p>納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、納入金額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。</p>			
督促手数料	円			
<p>上記の金額が滞納となっていますので至急市(町、村)指定金融機関等(会計管理者)に納入してください。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>市町村村長 氏 名 印</p>				

- 備考
- 1 この督促状は、法第328条の5第1項に規定する特別徴収義務者に対する督促について使用すること。
 - 2 市町村は、この督促状発付の日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合における措置ならびにこの督促に不服がある場合における救済の方法および取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。
 - 3 「過少申告加算金額」欄の「通常分」の欄には、法第328条の11第1項に規定する対象不足金額を、「5%加重分」の欄には、当該対象不足金額のうちの同項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「①」の欄には、通常分及び5%加重分として計算した金額の合計額をそれぞれ記載すること。
 - 4 「不申告加算金額」欄の「15%適用分」の欄には、法第328条の11第2項に規定する納入すべき税額を、「5%加重分」の欄には、当該納入すべき税額のうち同条第3項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「10%加重分」の欄には、当該納入すべき税額のうち同条第4項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「②」の欄には、15%適用分及び加重分として計算した金額の合計額をそれぞれ記載すること。
 - 5 「重加算金額」欄の「35%適用分」の欄には、法第328条の12第1項に規定する不足金額を、「10%加重分」の欄には、当該不足金額のうち同条第3項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「④」の欄には、35%適用分及び10%加重分として計算した金額の合計額をそれぞれ記載すること。
 - 6 「重加算金額」欄の「40%適用分」の欄には、法第328条の12第2項に規定する計算の基礎となるべき税額を、「10%加重分」の欄には、当該計算の基礎となるべき税額のうち同条第3項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「⑤」の欄には、40%適用分及び10%加重分として計算した金額の合計額をそれぞれ記載すること。

第 号	督 促 状					
特別徴収義務者	氏名又は 名 称	殿				
	住所又は 所 在 地					
令和 年 分	市町村民税 道府県民税	円 円	第 月 分			
納 入 金 額	百 十 万 千 百 十 円					
		基礎となる税額	課 率	加 算 金 額		
更正(決定) による加算 金額	過少申告加算金額	通常分	円	$\frac{10}{100}$	①	円
		5%加重分		$\frac{5}{100}$		
	不申告加算金額	15%適用分		$\frac{15}{100}$	②	
		5%加重分		$\frac{5}{100}$		
		10%加重分		$\frac{10}{100}$		
		5%適用分		$\frac{5}{100}$		
	重 加 算 金 額	35%適用分		$\frac{35}{100}$	④	
		10%加重分		$\frac{10}{100}$		
		40%適用分		$\frac{40}{100}$	⑤	
		10%加重分		$\frac{10}{100}$		
納 入 額 ①+②+③+④+⑤						
延 滞 金	<p>納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、納入金額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。</p>					
督促手数料	円					
<p>上記の金額が滞納となっていますので至急市(町、村)指定金融機関等(会計管理者)に納入してください。 令和 年 月 日 市町村村長 氏 名 印</p>						

- 備考
- 1 この督促状は、法第328条の5第1項に規定する特別徴収義務者に対する督促について使用すること。
 - 2 市町村は、この督促状発付の日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合における措置ならびにこの督促に不服がある場合における救済の方法および取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。
 - 3 「過少申告加算金額」欄の「通常分」の欄には、法第328条の11第1項に規定する対象不足金額を、「5%加重分」の欄には、当該対象不足金額のうちの同項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「①」の欄には、通常分及び5%加重分として計算した金額の合計額をそれぞれ記載すること。
 - 4 「不申告加算金額」欄の「15%適用分」の欄には、法第328条の11第2項に規定する納入すべき税額を、「5%加重分」の欄には、当該納入すべき税額のうち同条第3項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「10%加重分」の欄には、当該納入すべき税額のうち同条第4項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「②」の欄には、15%適用分及び加重分として計算した金額の合計額をそれぞれ記載すること。
 - 5 「重加算金額」欄の「35%適用分」の欄には、法第328条の12第1項に規定する不足金額を、「10%加重分」の欄には、当該不足金額のうち同条第3項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「④」の欄には、35%適用分及び10%加重分として計算した金額の合計額をそれぞれ記載すること。
 - 6 「重加算金額」欄の「40%適用分」の欄には、法第328条の12第2項に規定する計算の基礎となるべき税額を、「10%加重分」の欄には、当該計算の基礎となるべき税額のうち同条第3項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「⑤」の欄には、40%適用分及び10%加重分として計算した金額の合計額をそれぞれ記載すること。

第 号	市町村民税 道府県民税		更正（決定）通知書	令和 年 月 分
特別徴収義務者 氏名又は名称 殿 住所又は所在地				
申告書提出期限	令和 年 月 日	申告書提出年月日	令和 年 月 日	
	退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額	市町村民税額	道府県民税額	
更正（決定）による 税額等 ①	円	円	円	
既に納入の確定した 税額 ②				
この通知書により納 入すべき税額 ①-②				
延滞金	<p>申告納入すべきであった納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、不足金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（この通知書による納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。</p>			
		基礎となる税額	課率	加算金額
更正（決定） による加算 金額	過少申告加算金額	通常分	円 $\frac{10}{100}$	③
		5%加重分	$\frac{5}{100}$	
	不申告加算金額	15%適用分	$\frac{15}{100}$	④
		5%加重分	$\frac{5}{100}$	
		10%加重分	$\frac{10}{100}$	
	重加算金額	5%適用分	$\frac{5}{100}$	⑤
		35%適用分	$\frac{35}{100}$	
		10%加重分	$\frac{10}{100}$	
40%適用分		$\frac{40}{100}$		
		10%加重分	$\frac{10}{100}$	⑦
納入額 ③+④+⑤+⑥+⑦				
納期限	令和 年 月 日	納入場所		
<p>地方税法第328条の9第 項の規定により、上記のとおり更正（決定）しましたので、納期限までに納めてください。 令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">市町村長 氏 名 <input type="text"/></p>				

- 備考
- 1 市町村は、この通知に不服がある場合における救済の方法および取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。
 - 2 「過少申告加算金額」欄の「通常分」の欄には、法第328条の11第1項に規定する対象不足金額を、「5%加重分」の欄には、当該対象不足金額のうちの同項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「③」の欄には、通常分及び5%加重分として計算した金額の合計額をそれぞれ記載すること。
 - 3 「不申告加算金額」欄の「15%適用分」の欄には、法第328条の11第2項に規定する納入すべき税額を、「5%加重分」の欄には、当該納入すべき税額のうち同条第3項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「10%加重分」の欄には、当該納入すべき税額のうち同条第4項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「④」の欄には、15%適用分及び加重分として計算した金額の合計額をそれぞれ記載すること。
 - 4 「重加算金額」欄の「35%適用分」の欄には、法第328条の12第1項に規定する不足金額を、「10%加重分」の欄には、当該不足金額のうち同条第3項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「⑥」の欄には、35%適用分及び10%加重分として計算した金額の合計額をそれぞれ記載すること。
 - 5 「重加算金額」欄の「40%適用分」の欄には、法第328条の12第2項に規定する計算の基礎となるべき税額を、「10%加重分」の欄には、当該計算の基礎となるべき税額のうち同条第3項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「⑦」の欄には、40%適用分及び10%加重分として計算した金額の合計額をそれぞれ記載すること。

第 号	市町村民税 更正（決定）通知書		令和 年 月 分					
特別徴収義務者 氏名又は名称 住所又は所在地		殿						
申告書提出期限	令和 年 月 日	申告書提出年月日	令和 年 月 日					
	退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額	市 町 村 民 税 額	道 府 県 民 税 額					
更正（決定）による 税額等	①	円	円					
既に納入の確定した 税額	②							
この通知書により納 入すべき税額	①－②							
延 滞 金	<p>申告納入すべきであった納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、不足金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（この通知書による納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、^{1年}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。</p>							
		基礎となる税額	課 率					
更正（決定） による加算 金額	過少申告加算金額	通常分	円	$\frac{10}{100}$	③	円		
		5%加重分		$\frac{5}{100}$				
	不申告加算金額	15%適用分		$\frac{15}{100}$	④			
		5%加重分		$\frac{5}{100}$				
		10%加重分		$\frac{10}{100}$				
	重 加 算 金 額	5%適用分		$\frac{5}{100}$	⑤			
		35%適用分		$\frac{35}{100}$			⑥	
		10%加重分		$\frac{10}{100}$				
40%適用分			$\frac{40}{100}$	⑦				
10%加重分		$\frac{10}{100}$						
納 入 額		③+④+⑤+⑥+⑦						
納 期 限	令和 年 月 日	納入場所						
<p>地方税法第328条の9第 項の規定により、上記のとおり更正（決定）しましたので、納期限までに納めてください。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">市町村長 氏 名 <input type="text"/></p>								

- 備考
- 1 市町村は、この通知に不服がある場合における救済の方法および取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。
 - 2 「過少申告加算金額」欄の「通常分」の欄には、法第328条の11第1項に規定する対象不足金額を、「5%加重分」の欄には、当該対象不足金額のうちの同項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「③」の欄には、通常分及び5%加重分として計算した金額の合計額をそれぞれ記載すること。
 - 3 「不申告加算金額」欄の「15%適用分」の欄には、法第328条の11第2項に規定する納入すべき税額を、「5%加重分」の欄には、当該納入すべき税額のうち同条第3項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「10%加重分」の欄には、当該納入すべき税額のうち同条第4項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「④」の欄には、15%適用分及び加重分として計算した金額の合計額をそれぞれ記載すること。
 - 4 「重加算金額」欄の「35%適用分」の欄には、法第328条の12第1項に規定する不足金額を、「10%加重分」の欄には、当該不足金額のうち同条第3項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「⑥」の欄には、35%適用分及び10%加重分として計算した金額の合計額をそれぞれ記載すること。
 - 5 「重加算金額」欄の「40%適用分」の欄には、法第328条の12第2項に規定する計算の基礎となるべき税額を、「10%加重分」の欄には、当該計算の基礎となるべき税額のうち同条第3項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「⑦」の欄には、40%適用分及び10%加重分として計算した金額の合計額をそれぞれ記載すること。

送付年月日 通信日付印 確認印 整理番号 事務所 管理番号 申告区分

受付印

令和 年 月 日 法人番号 事業種目 期末現在の資本金の額又は出資金の額

事業税

事業年度分又は連結事業年度分の申告書 摘要 課税標準 税率 税額 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22)

特別法人事業税又は地方法人特別税

摘要 課税標準 税率 税額 (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) (31) (32) (33) (34) (35) (36) (37) (38) (39) (40) (41) (42) (43) (44) (45) (46) (47) (48) (49) (50) (51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58) (59) (60) (61) (62)

所得金額の計算の内訳 (63) (64) (65) (66) (67) (68) (69) (70) (71) 決算確定の日 解散の日 残余財産の最後の分配又は引渡しの日 申告期限の延長の処分(承認)の有無 法人税の申告書の種類 この申告が中間申告の場合の計算期間 翌期の中間申告の要否

道府県民税

署名押印

電話

Header information table including 発信年月日 (Transmission Date), 整理番号 (Order Number), 事務所 (Office), 区分 (Division), 管理番号 (Management Number), and 申告区分 (Reporting Division).

Main header form containing 受付印 (Received Stamp), 令和 (Reiwa) year/month/day, 法人番号 (Corporate Number), 事業種目 (Business Type), 所在地 (Location), 法人名 (Corporate Name), and 代表者氏名印 (Representative Name Seal).

令和 年 月 日 からの令和 年 月 日までの事業年度分又はの連結事業年度分の申告書

Main tax calculation table with columns for 摘要 (Summary), 課税標準 (Tax Standard), 税率 (Tax Rate), 税額 (Tax Amount), and 税割 (Tax Reduction). It includes sections for 所得割 (Income Tax), 資本割 (Capital Tax), 収入割 (Income Tax), and 特別法人事業税 (Special Corporate Tax).

Vertical text on the right side of the table, including 道府県民税 (Prefecture Resident Tax) and 署名押印 (Signature Seal).

Vertical text on the left side of the table, including 事業税 (Business Tax) and 特別法人事業税又は地方法人特別税 (Special Corporate Tax or Local Corporate Special Tax).

1	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
			A		

法人番号	申告基礎	00	38	申告年月日
				年 月 日

12 B	期末現在の資本金の額又は出資金の額（解散日現在の資本金の額又は出資金の額）	86
------	---------------------------------------	----

87	期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額
88	期末現在の資本金等の額

12 B	子備	56	85	用途秘匿金税額等
------	----	----	----	----------

事業年度又は連結事業年度

44

49

50

55

12 B	27			
	28			000
	29			000
	30			000
	31			000
	32			000
	33			
	34			000
	35			
	36			000
	37			
	38			000

12 B	75			00
	76			00
	77			00
	78			00
	79			00

80				00
----	--	--	--	----

81				00
----	--	--	--	----

82				00
----	--	--	--	----

39				00
----	--	--	--	----

40				00
----	--	--	--	----

42				
----	--	--	--	--

44				00
----	--	--	--	----

46				00
----	--	--	--	----

48				00
----	--	--	--	----

50				00
----	--	--	--	----

52				
----	--	--	--	--

83				00
----	--	--	--	----

84				00
----	--	--	--	----

55				00
----	--	--	--	----

57				00
----	--	--	--	----

59				
----	--	--	--	--

61				
----	--	--	--	--

63				
----	--	--	--	--

64				
----	--	--	--	--

65				
----	--	--	--	--

66				
----	--	--	--	--

67				
----	--	--	--	--

68				
----	--	--	--	--

69				
----	--	--	--	--

70				
----	--	--	--	--

71				
----	--	--	--	--

41				
43				00
45				
47				00
49				00
51				

53				00
54				00

56				
58				00
60				00
62				

12 B	89			
住民税	総数	90		
	本県分	91		
	東京都 市町村分	92		
事業税	1 総数	93		
	1 本県分	94		
	2 総数	95		
2 本県分	96			
3 総数	97			
	3 本県分	98		

73	法人税の繰戻しがある場合の繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額 収入金額課税された事業に係る所得金額 又は個別所得金額
74	

売上高	総数	99		
	軌道又 道	100		

1	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
			A		

25	法人番号	37

申告基礎	00							38	申告年月日	43
									年 月 日	

12	B	期末現在の資本金の額又は出資金の額（解散日現在の資本金の額又は出資金の額）	85
----	---	---------------------------------------	----

86	期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額
87	期末現在の資本金等の額

事業年度又は連結事業年度

44		49		50		55	
----	--	----	--	----	--	----	--

12	B	27			
		28			000
		29			000
		30			000
		31			000
		32			000
		33			
		34			000
		35			
		36			000
		37			
		38			000

12	B	74			00
		75			00
		76			00
		77			00
		78			00

79				00
----	--	--	--	----

80				00
----	--	--	--	----

81				00
----	--	--	--	----

39				00
----	--	--	--	----

41				
----	--	--	--	--

43				00
----	--	--	--	----

45				00
----	--	--	--	----

47				00
----	--	--	--	----

49				00
----	--	--	--	----

51				
----	--	--	--	--

82				00
----	--	--	--	----

83				00
----	--	--	--	----

54				00
----	--	--	--	----

56				00
----	--	--	--	----

58				
----	--	--	--	--

60				
----	--	--	--	--

62				
----	--	--	--	--

63				
----	--	--	--	--

64				
----	--	--	--	--

65				
----	--	--	--	--

66				
----	--	--	--	--

67				
----	--	--	--	--

68				
----	--	--	--	--

69				
----	--	--	--	--

70				
----	--	--	--	--

36	予備	84			
		01			
		02			
		03			
		04			
		05			000
		06			000
		07			
		08			
		09			
		10			
		11			
		12			00
		13			00
		14			
		15			00
		16			
		17			00
		18			00
		19			00
		20			00
		21			
		22			
		23			000
		24			
		25			000
		26			
		71			

法人税の繰戻しがある場合の繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額収入金額課税された事業に係る所得金額又は個別所得金額

72				
73				

12	B	88			
		89			
		90			
		91			
		92			
		93			
		94			
		95			
		96			
		97			

売上高	総数	98			
	軌道又は	99			

Header information table including 発信年月日 (Transmission Date), 整理番号 (Order Number), 事務所 (Office), 区分 (Division), 管理番号 (Management Number), and 申告区分 (Reporting Division).

Main header form containing 受付印 (Received Stamp), 令和 (Reiwa) year/month/day, 法人番号 (Corporate Number), 事業種目 (Business Type), 所在地 (Location), 法人名 (Corporate Name), and 代表者氏名印 (Authorized Representative Seal).

令和 年 月 日 から令和 年 月 日 までの 事業年度分又はの 道府県民税の 申告書

Main tax calculation table with columns for 摘要 (Summary), 課税標準 (Tax Standard), 税率 (Tax Rate), 税額 (Tax Amount), and 税額 (Tax Amount). It includes sections for 第一号に掲げる事業 (Business under Article 72-1), 第三号に掲げる事業 (Business under Article 72-3), and 特別法人事業税 (Special Corporate Business Tax).

署名押印 (Signature and Seal) and 関与税理士 (Tax Agent) information on the right side of the table.

住 民 税	総数	100							
	本県分	101							
	東京都 市町村分	102							
事 業 税	総数	103							
	本県分	104							
	東京都 市町村分	105							
	総数	106							
	本県分	107							
	東京都 市町村分	108							

法人番号

申告基礎 00

1 整理番号 事務所 区分 管理番号 申告区分

38 申告年月日

年 月 日

12 B

期末現在の資本金の額
又は出資金の額
(解散日現在の資本金の額
又は出資金の額)

96

期末現在の資本金の額及び
資本準備金の額の合算額

97

期末現在の
資本金等の額

98

事業年度又は
連結事業年度

44

49

50

55

12 B

使途秘匿金
税額等

95

12 B

27				
28			000	
29			000	
30			000	
31			000	
32			000	
33				
34			000	
35				
36			000	
37				
38			000	
39				
40			000	
41				
42			000	
43				
44			000	
45				
46			000	

12 B

80			00	
81			00	
82			00	
83			00	
84			00	

85

00

86

00

87

00

88

00

89

00

90

00

91

00

47

00

49

00

51

00

53

00

55

00

57

00

59

00

61

00

63

48

50

00

52

54

00

56

00

58

00

60

00

62

64

00

65

00

66

00

68

70

00

72

00

36 予備

01				
02				
03				
04				
05			000	
06			000	
07				
08				
09				
10				
11				
12			00	
13			00	
14				
15			00	
16				
17			00	
18			00	
19			00	
20			00	
21				
22				
23			000	
24				
25			000	
26				
75				
76				
77				

法人税の繰戻しがある
場合の繰越欠損金額又は
繰越個別欠損金額
収入金額課税された
事業に係る所得金額
又は個別所得金額

78

79

売上高

総数 109

軌道又は
は 鉄道 110

74

第6号様式（その2）記載要領

- 1 この申告書は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人（同項第1号又は第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人を含む。）が仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。なお、事業税及び特別法人事業税に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができること。
- 2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通を提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）1通を添付すること。
- 3 ※印の欄は記載しないこと。
- 4 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 5 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って、正確に金額を記載すること。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付すること。
- 6 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 7 「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第1項第4号の5イ、ニ又はホ（政令第6条の25第1号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。
- 8 連結法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額④」の欄までは記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑤」の欄に第6号様式別表1の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。
- 9 道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「仮装経理に基づく法人税割額の控除額⑩」の欄までは記載しないこととし、「差引法人税割額⑫」の欄に第6号様式別表1の2の「計⑩」の欄の金額を記載すること。
- 10 道府県民税の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表1）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に用途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、特別控除取戻税額及び用途秘匿金の支出に対する法人税額（用途秘匿金の支出の額の40%相当額）の合計額を記載すること。
- 11 道府県民税の「⑳のうち見込納付額㉑」の欄は、法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額又は同法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。）

- ）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。）（同法第2条第16号に規定する連結申告法人に限る。）を含む。）が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。
- 12 事業税の「所得金額総額㉗」の欄は、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業を行う法人が第6号様式別表5の「合計㉞」の欄の金額を記載し、「所得金額総額㉙」の欄は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人が第6号様式別表5の「合計㉞」の欄の金額を記載すること。
- 13 事業税の「付加価値額総額㉛」又は「資本金等の額総額㉝」の各欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額㉑」又は「課税標準となる資本金等の額㉔」の各欄の金額をそれぞれ記載し、「付加価値額総額㉑」又は「資本金等の額総額㉔」の各欄は、法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人が第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額㉑」又は「課税標準となる資本金等の額㉔」の各欄の金額をそれぞれ記載すること。
- 14 事業税の「㉛のうち見込納付額㉜」の欄は、法第72条の25第3項又は第5項（法第72条の28第2項及び第72条の29第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。
- 15 特別法人事業税の「法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額㉞」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「計㉑」又は「軽減税率不適用法人の金額㉒」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「計㉑」又は「軽減税率不適用法人の金額㉒」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。
- 16 特別法人事業税の「法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額㉞」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㉛」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額㉛」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。
- 17 特別法人事業税の「法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額㉞」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㉛」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額㉛」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。
- 18 特別法人事業税の「㉜のうち見込納付額㉜」の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が特別法人事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。
- 19 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額㉞」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。
- 20 還付請求の「中間納付額㉟」の欄は、法第53条第20項又は法第72条の28第4項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第9条の2又は政令第25条の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。
- 21 法第23条第1項第4号の5イ(1)の規定の適用を受ける法人にあつては、同号イ(1)に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。

- 22 法第23条第1項第4号の5イ(2)の規定の適用を受ける法人にあつては、同号イ(2)に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。
- 23 法第23条第1項第4号の5イ(3)の規定の適用を受ける法人にあつては、同号イ(3)に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。

法人名	※ 処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分		
	法人番号							
	事業年度	令和	年	月	日から	令和	年	月

所得金額に関する計算書

所得金額の計算				非課税所得の区分計算								
加 算	所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4の2付表)の(42))	①	兆	十億	百万	千	円	外国の事業に帰属する所得	外国における事務所又は事業所の期末の従業者数	③⑤	人	
	損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額及び復興特別所得税額	②							期末の総従業者数	③⑥		
	損金の額又は個別帰属損金額に算入した分配時調整外国税相当額	③							外国から生ずる事業所得 (16+10)×③⑤/③⑥	③⑦	円	
	損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額	④							鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じて算定した所得	③⑧		
	損金の額又は個別帰属損金額に算入した外国法人税の額	⑤							生産品の収入金額又は生産品の収入金額から買鉱価格を差し引いた金額	③⑨		
	益金の額又は個別帰属益金額に算入した中間申告又は連結中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額	⑥							鉱産税の課税標準であるべき鉱物の価額	④①		
	非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額	⑦							鉱物の掘採事業の所得 ③⑧×④①/③⑨	④②		
	小 計	⑧										
	減 算	益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額	⑨									
		外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額	⑩									
		外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額	⑪									
		特定目的会社又は投資法人の支払相当の損金算入額	⑫									
		特定目的信託及び特定投資信託に係る利益又は収益の分配の額の損金算入額	⑬									
		非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡損失額	⑭									
		小 計	⑮									
仮 計	⑯											
外国の事業に帰属する所得	⑰											
再 仮 計	⑱											
非課税等所得	林業に係る所得	⑲						備 考				
	鉱物の掘採事業に係る所得	⑳										
	社会保険等に係る医療の所得	㉑										
	農事組合法人の農業に係る所得	㉒										
	小 計	㉓										
所得金額差引計	㉔											
繰越欠損金額等又は災害損失金額の当期控除額	㉕											
債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額	㉖											
所得金額再差引計	㉗											
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額	㉘											
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額	㉙											
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額	㉚											
関西国際空港用地整備準備金積立額の損金算入額	㉛											
中部国際空港整備準備金積立額の損金算入額	㉜											
再投資等準備金積立額の損金算入額	㉝											
合計	㉞											

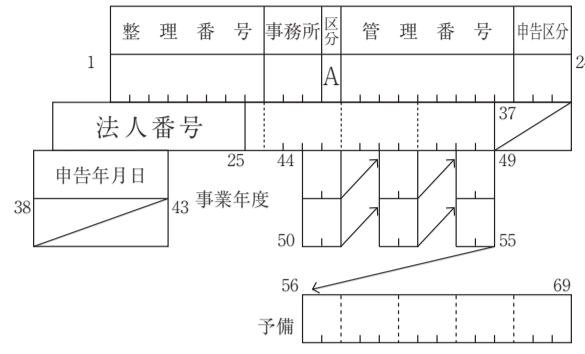
第六号様式別表五 (提出用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第五条関係) [別紙十八]

法人名	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	法人番号	令和 令和	年 年	月 月	日から 日まで

所得金額に関する計算書(法第72条の2第1項第1号第3号に掲げる事業)

所得金額の計算				非課税所得の区分計算			
所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の(42))	①	兆	十億	百万	千	円	外国の事業に帰属する所得
損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額及び復興特別所得税額	②						外国人
損金の額又は個別帰属損金額に算入した分配時調整外国税相当額	③						外国における事務所又は事業所の期末の従業者数
損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額	④						期末の総従業者数
損金の額又は個別帰属損金額に算入した外国法人税の額	⑤						外国から生ずる事業所得 (16+10)×37/38
益金の額又は個別帰属益金額に算入した中間申告又は連結中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額	⑥						鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じて算定した所得
非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額	⑦						生産品の収入金額又は生産品の収入金額から買鉱価格を差し引いた金額
小計	⑧						鉱産税の課税標準であるべき鉱物の価額
益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額	⑨						鉱物の掘採事業の所得 40×42/41
外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額	⑩						
外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額	⑪						
特定目的会社又は投資法人の支払配当の損金算入額	⑫						
特定目的信託及び特定投資信託に係る利益又は収益の分配の額の損金算入額	⑬						
非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡損失額	⑭						
小計	⑮						
仮計	⑯						
外国の事業に帰属する所得	⑰						
再仮計	⑱						
林業に係る所得	⑲						
鉱物の掘採事業に係る所得	⑳						
社会保険等に係る医療の所得	㉑						
農事組合法人の農業に係る所得	㉒						
小計	㉓						
所得金額差引計	㉔						
繰越欠損金額等又は災害損失金額の当期控除額	㉕						
債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額	㉖						
所得金額再差引計	㉗						
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額	㉘						
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額	㉙						
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額	㉚						
関西国際空港用地整備準備金積立額の損金算入額	㉛						
中部国際空港整備準備金積立額の損金算入額	㉜						
再投資等準備金積立額の損金算入額	㉝						
特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定取崩額の益金算入額	㉞						
特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額	㉟						
合計	㊱						

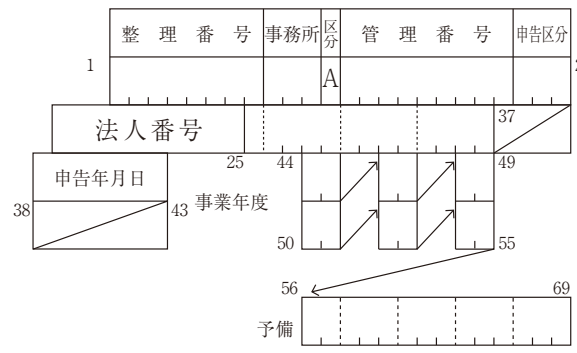
第六号様式別表五 (提出用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第五条関係) [別紙十九]



第六号様式別表五（入力用）
 （用紙日本産業規格A4・セピア色）（第五条関係）〔別紙二十〕

12
B

01					
02					
03					
04					
05					
06					
07					
08					
09					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					



第六号様式別表五（入力用）
 （用紙日本産業規格A4・セピア色）（第五条関係）〔別紙二十一〕

12
B

01				
02				
03				
04				
05				
06				
07				
08				
09				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				

法人名	法人番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	事業年度	令和	年	月	日から
		令和	年	月	日まで

付加価値額及び資本金等の額の計算書

1. 付加価値額及び資本金等の額の計算

付加価値額の計算				資本金等の額の計算			
収益配分額の計算	報酬給与額 別表5の2の2③又は別表5の3⑫	①	兆 十億 百万 千 円	資本金等の額 下表2②若しくは下表3②又は別表5の2の3②、 別表5の2の3③若しくは別表5の2の3④	⑫	兆 十億 百万 千 円	
	純支払利子 別表5の2の2④又は別表5の4③	②		当該事業年度の月数	⑬	月	
	純支払賃借料 別表5の2の2⑤又は別表5の5③	③		$\frac{⑫ \times ⑬}{12}$	⑭	兆 十億 百万 千 円	
	収益配分額 ①+②+③	④		控除額計 別表5の2の3⑫、別表5の2の3③若しくは 別表5の2の3④又は別表5の2の4⑩	⑮		
	単年度損益 第6号様式⑧又は別表5⑭	⑤		差引 ⑭-⑮	⑯		
付加価値額 ④+⑤	⑥		⑯のうち1,000億円以下の金額	⑰			
収益配分額のうち報酬給与額の占める割合 $\frac{①}{④}$	⑦	%	$\left[\frac{⑰ \text{のうち} 1,000 \text{億円を超え} }{5,000 \text{億円以下の金額}} \right] \times \frac{50}{100}$	⑱			
雇用額の ④ $\times \frac{70}{100}$	⑧	兆 十億 百万 千 円	$\left[\frac{⑰ \text{のうち} 5,000 \text{億円を超え} }{1 \text{兆円以下の金額}} \right] \times \frac{25}{100}$	⑲			
雇用安定計 雇用安定控除額 ①-⑧	⑨		課税標準となる資本金等の額 ⑰+⑱+⑲	⑳			
雇用者給与等支給増加額 別表5の6の2⑰	⑩						
課税標準となる付加価値額 ⑥-⑨-⑩	⑪						

2. 資本金等の額の明細

区分	期首現在の金額 ①	当期中の減少額 ②	当期中の増加額 ③	差引期末現在の金額 ④ (①-②+③)
資本金の額 又は出資金の額	1	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
資本金の額及び資本準備金の額の合算額	2			
法人税の資本金等の額又は連結個別資本金等の額	3			
期中に金額の増減があった場合の理由等				

第六号様式別表五の二(提出用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係)

「別紙二十二」

法人名	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	法人番号				
	事業年度	令和	年	月	日から
		令和	年	月	日まで

付加価値額及び資本金等の額の計算書(法第72条の2第1項第1号第3号に掲げる事業)

1. 付加価値額及び資本金等の額の計算

付加価値額の計算				資本金等の額の計算			
収益配分額の計算	報酬給与額 別表5の2の2㉓又は別表5の3㉔	①	兆 十億 百万 千 円	資本金等の額 下表2㉑若しくは下表3㉒又は別表5の2の3㉓、 別表5の2の3㉔若しくは別表5の2の3㉕	⑫	兆 十億 百万 千 円	
	純支払利子 別表5の2の2㉔又は別表5の4㉕	②		当該事業年度の月数	⑬		月
	純支払賃借料 別表5の2の2㉕又は別表5の5㉖	③		$⑫ \times \frac{⑬}{12}$	⑭	兆 十億 百万 千 円	
	収益配分額 ①+②+③	④		控除額計 別表5の2の3㉔、別表5の2の3㉕若しくは 別表5の2の3㉖又は別表5の2の4㉗	⑮		
単年度損益 第6号様式㉘又は別表5㉙	⑤		差引 ⑭-⑮	⑯			
付加価値額 ④+⑤	⑥		⑯のうち1,000億円以下の金額	⑰			
収益配分額のうち報酬給与額の占める割合 ①/④	⑦		$\frac{①}{④} \times 100$	⑱のうち1,000億円を超え 5,000億円以下の金額	⑱		%
雇用額の 安定計 控除額 ④ $\times \frac{70}{100}$	⑧	兆 十億 百万 千 円	⑱のうち5,000億円を超え 1兆円以下の金額	⑲			
雇用安定控除額 ①-⑧	⑨		仮計 ⑰+⑱+⑲	⑳			
雇用者給与等支給増加額 別表5の6の2㉚	⑩		国内における所得等課税事業に係る 期末の従業者数	㉑			人
課税標準となる付加価値額 ⑥-⑨-⑩	⑪		国内における収入金額等課税事業に係る 期末の従業者数	㉒			
			計 ⑳+㉒	㉓			
			課税標準となる資本金等の額 ㉓又は㉓ \times ㉑/㉒若しくは㉓ \times ㉒/㉓	㉔	兆 十億 百万 千 円		

2. 資本金等の額の明細

区分	期首現在の金額 ㉕	当期中の減少額 ㉖	当期中の増加額 ㉗	差引期末現在の金額 ㉘ (㉕-㉖+㉗)
	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
資本金の額 又は出資金の額	1			
資本金の額及び資本準備金 の額の合算額	2			
法人税の資本金等の額又は 連結個別資本金等の額	3			
期中に金額の増減が あった場合の理由等				

第六号様式別表五の二(提出用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係) [別紙二十三]

		※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
法人名	法人番号						
	事業年度	令和 令和	年 年	月 月	日 日	から まで	

付加価値額に関する計算書

1. 付加価値額の総額の計算

報酬給与額 別表5の3⑫	①	兆	十億	百万	千	円	単年度損益 別表5⑯	④	兆	十億	百万	千	円
純支払利子 別表5の4⑬	②												
純支払賃借料 別表5の5⑭	③												
付加価値額								⑤					
								①+②+③+④					

2. 外国の事業に帰属する付加価値額の計算

外国の事業に帰属する報酬給与額	⑥	兆	十億	百万	千	円	外国の事業に帰属する付加価値額 ⑥+⑦+⑧+⑨	⑩	兆	十億	百万	千	円
外国の事業に帰属する純支払利子	⑦												
外国の事業に帰属する純支払賃借料	⑧												
外国の事業に帰属する単年度損益 別表5⑰	⑨												
外国の事業に帰属する付加価値額の計算方法								区分計算・従業者数あん分					
外国における事務所又は事業所の期末の従業者数								⑪					
期末の総従業者数								⑫					

3. 非課税事業に係る報酬給与等額の計算

林業	報酬給与額	⑬	兆	十億	百万	千	円	鉱物の掘採事業に係る報酬給与等	鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じて算定した報酬給与額	⑳					
	純支払利子	⑭													
	純支払賃借料	⑮													
鉱物の掘採事業	報酬給与額	⑯													
	純支払利子	⑰													
	純支払賃借料	⑱													
農事組合法人行う農産	報酬給与額	⑲													
	純支払利子	⑳													
	純支払賃借料	㉑													
非課税事業計	報酬給与額	㉒													
	純支払利子	㉓													
	純支払賃借料	㉔													
									⑳	$\frac{25 \times 29}{28}$					
									㉑	$\frac{26 \times 29}{28}$					
									㉒	$\frac{27 \times 29}{28}$					

4. 報酬給与等額の計算

報酬給与額	①-⑥-㉒	③③	兆	十億	百万	千	円	純支払賃借料	③-⑧-㉔	③⑤	兆	十億	百万	千	円
純支払利子	②-⑦-㉓	③④													

法人名	※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分		
	法人番号							
	事業年度	令和	年	月	日から	令和	年	月

付加価値額に関する計算書(法第72条の2第1項第1号第3号に掲げる事業)

1. 付加価値額の総額の計算

報酬給与額	別表5の3①	①	兆	十億	百万	千	円	単年度損益	別表5④	④	兆	十億	百万	千	円
純支払利子	別表5の4②	②						付加価値額	①+②+③+④	⑤					
純支払賃借料	別表5の5③	③													

2. 外国の事業に帰属する付加価値額の計算

外国の事業に帰属する報酬給与額	⑥	兆	十億	百万	千	円	外国の事業に帰属する付加価値額	⑥+⑦+⑧+⑨	⑩	兆	十億	百万	千	円
外国の事業に帰属する純支払利子	⑦						外国の事業に帰属する付加価値額の計算方法	区分計算・従業者数按分						
外国の事業に帰属する純支払賃借料	⑧						外国における事務所又は事業所の期末の従業者数	⑪						人
外国の事業に帰属する単年度損益	別表5⑦	⑨					期末の総従業者数	⑫						

3. 非課税事業に係る報酬給与等額の計算

林業	報酬給与額	⑬	兆	十億	百万	千	円	鉱物の掘採事業に係る報酬給与等	鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じて算定した報酬給与額	⑮					円
	純支払利子	⑭					鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じて算定した純支払利子		⑯						
	純支払賃借料	⑰					鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じて算定した純支払賃借料		⑰						
鉱物の掘採事業	報酬給与額	⑰					生産品の収入金額又は生産品の収入金額から買鉱価格を差し引いた金額		⑳						
	純支払利子	⑱					鉱産税の課税標準であるべき鉱物の価額		㉑						
	純支払賃借料	⑲					鉱物の掘採事業に係る報酬給与額		㉒						
鑛組法人の行業	報酬給与額	⑲					鉱物の掘採事業に係る純支払利子		㉓						
	純支払利子	⑳					鉱物の掘採事業に係る純支払賃借料		㉔						
	純支払賃借料	㉑													
非課税事業計	報酬給与額	⑬+⑰+⑲													
	純支払利子	⑭+⑱+⑳													
	純支払賃借料	⑰+⑲+㉑													

4. 報酬給与等額の計算

報酬給与額	①-⑥-⑲	③③	兆	十億	百万	千	円	純支払賃借料	③-⑧-㉑	③⑤	兆	十億	百万	千	円
純支払利子	②-⑦-⑳	③④													

第六号様式別表五の二の二(提出用)(用紙日本産業規格A4・ローズ色)(第五条関係)「別紙二十七」

法人名	※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	法人番号					
	事業 年 度	令和 令和	年	月	日	日から 日まで

資本金等の額に関する計算書

1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業をあわせて行う法人									
資本金等の額 別表5の2下表3⑭又は⑮若しくは⑯	①	兆	十億	百万	千	円	収入金額課税事業以外の事業に係る期末の 従業員数	③	人
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③/④	②						期末の総従業員数	④	
特定内国法人又は非課税事業をあわせて行う法人									
月数あん分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑤	兆	十億	百万	千	円	特定内国法人		
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4⑩	⑥						特定内国法人の付加価値額の総額に占める 国内の事業に帰属する付加価値額の割合 (別表5の2の2⑮-同表⑯)/同表⑮	⑬	%
差引	⑦						非課税事業をあわせて行う法人		
外国の事業に係る控除額 (②×別表5の2の2⑰/同表⑱) 又は(②×別表5の2の2⑲/同表⑲)	⑧						国内における非課税事業に係る期末の従業 者数	⑭	人
再差引	⑨						国内における事務所又は事業所の期末の従業 者数	⑮	
非課税事業に係る控除額 ⑨×⑭/⑮	⑩						(この欄は斜線を入れてください)		
課税標準の特例に係る控除額 ⑩	⑪								
控除額計 ⑥+⑧+⑩+⑪	⑫								

2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項第1号から第3号及び同条第2項関係	法附則第9条第1項関係												
資本金等の額 別表5の2下表3⑭	⑬	兆	十億	百万	千	円	資本金の額 別表5の2下表1⑭	⑭	兆	十億	百万	千	円
法第72条の21第1項第1号に係る加算	⑮						法附則第9条第1項に係る額 ⑭×2	⑮					
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除	⑯						法附則第9条第4項から第7項 及び平成28年改正法附則第5条第11項関係						
仮計 ⑬+⑮-⑯	⑰						月数あん分後の資本金等の額 別表5の2⑭又は(⑰-⑱)	⑰	兆	十億	百万	千	円
資本金の額 別表5の2下表1⑭	⑱						課税標準の特例に係る控除割合	⑲					
資本準備金の額	⑲						未収金の帳簿価額	⑳				円	
仮計 ⑱+⑲	㉑						総資産価額	㉑					
⑰と㉑のいずれか大きい額	㉒						平成28年改正法附則第5条第11項に係る額	㉒	兆	十億	百万	千	円
							課税標準の特例に係る控除額 (⑰×⑲)、(⑰×⑳/㉑)又は㉒	㉓					

3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数あん分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑳	兆	十億	百万	千	円	外国における事務所又は事業所の期末の従業 者数	㉑	人
外国の事業に係る控除額 ⑳×㉑/㉒	㉓						期末の総従業員数	㉒	
差引	㉔						非課税事業又は収入金額課税事業をあわせて行う法人		
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㉓×㉑/㉒	㉕						国内における非課税事業又は収入金額課税 事業に係る期末の従業員数	㉕	人
控除額計 ㉓+㉕	㉖						国内における事務所又は事業所の期末の従業 者数	㉖	

法人名	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	法人番号	令和	年	月	日から
	事業年度	令和	年	月	日まで

資本金等の額に関する計算書

1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事業)を併せて行う法人	
資本金等の額 別表5の2下表3⑳又は㉓若しくは㉔	① 兆 十億 百万 千 円
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③/④	②
収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業員数	③
期末の総従業員数	④
特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人	
月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑤ 兆 十億 百万 千 円
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4⑩	⑥
差引	⑦ ⑤-⑥
外国の事業に係る控除額 (⑦×別表5の2の2⑩/同表⑤) 又は (⑦×別表5の2の2⑪/同表⑫)	⑧
再差引	⑨ ⑦-⑧
非課税事業に係る控除額 ⑨×⑭/⑮	⑩
課税標準の特例に係る控除額	⑪ ㉑
控除額計	⑫ ⑥+⑧+⑩+⑪
	特定内国法人
	特定内国法人の付加価値額の総額に占める国内の事業に帰属する付加価値額の割合 (別表5の2の2⑤-同表⑩)/同表⑤
	⑬ %
	非課税事業を併せて行う法人
	国内における非課税事業に係る期末の従業員数
	⑭
	国内における事務所又は事業所の期末の従業員数
	⑮

2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

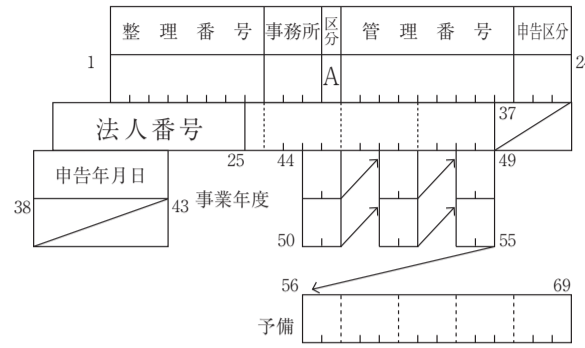
法第72条の21第1項第1号から第3号及び同条第2項関係	法附則第9条第1項関係
資本金等の額 別表5の2下表3⑳	⑬ 兆 十億 百万 千 円
法第72条の21第1項第1号に係る加算	⑭ 別表5の2下表1㉒
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除	⑮ 法附則第9条第1項に係る額 ⑭×2
仮計	⑯ ⑬+⑭-⑮
資本金の額 別表5の2下表1㉒	⑰ 法附則第9条第4項から第7項関係
資本準備金の額	⑱ 月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭又は(⑰-⑱)
仮計	⑲ ⑱
⑲と⑳のいずれか大きい額	⑳ 課税標準の特例に係る控除割合
	㉑
	㉒ 未収金の帳簿価額
	㉓ 総資産価額
	㉔ 課税標準の特例に係る控除額 (㉑×㉒)又は(㉑×㉓/㉔)
	㉕ 兆 十億 百万 千 円

3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑳ 兆 十億 百万 千 円	外国における事務所又は事業所の期末の従業員数	㉑
外国の事業に係る控除額 ㉑×㉒/㉓	㉒	期末の総従業員数	㉔
差引	㉓ ㉑-㉒	非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人	
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㉓×㉕/㉖	㉔	国内における非課税事業又は収入金額課税事業に係る期末の従業員数	㉗
控除額計	㉕ ㉒+㉔	国内における事務所又は事業所の期末の従業員数	㉘

第六号様式別表五の二の三(提出用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係)

[別紙二十九]



第六号様式別表五の二三(入力用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係) [別紙三十]

12 B

01					
02					

05					
06					
07					
08					
09					
10					
11					
12					

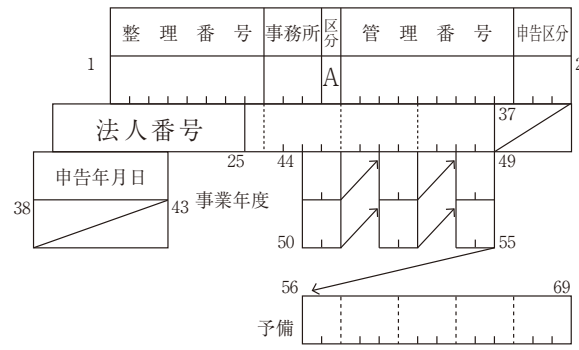
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					

24					
25					

26					
----	--	--	--	--	--

30					
31					

32					
33					
34					
35					
36					



第六号様式別表五の二の三（入力用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係）〔別紙三十二〕

12 **B**

01					
02					

05					
06					
07					
08					
09					
10					
11					
12					

16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					

24					
25					

26					
----	--	--	--	--	--

30					
----	--	--	--	--	--

31					
32					
33					
34					
35					

		※ 処理 事項	整理番号	事務所 区分	管理番号	申告区分
法人名	法人番号					
	事業年度	令和 令和	年 年	月 月	日 日	日から 日まで

報酬給与額に関する明細書

役員又は使用人に対する給与				
事務所又は事業所		期末 従業 者の 数	給与の額	備考
名称	所在地			
		人	円	
小計		①		
加算又は減算		②		
計 (①+②)		③	兆 十億 百万 千 円	
役員又は使用人のために支出する掛金等				
退職金共済制度に基づく掛金	1	円	適格年金返還金額のうち厚生年金基金への 事業主払込相当額	11 円
確定給付企業年金に係る規約に基づく掛金 又は保険料	2	円	適格年金返還金額のうち確定給付企業年金 基金への事業主払込相当額	12
企業型年金規約に基づく事業主掛金	3	円	適格年金返還金額のうち他の適格年金への 事業主払込相当額	13
個人型年金規約に基づく掛金	4	円	適格年金返還金額のうち特定退職金共済へ の事業主払込相当額	14
勤労者財産形成給付金契約に基づく信託金 等	5	円	適格年金の要留保額移管の場合における資 産価額相当額	15
勤労者財産形成基金契約に基づく信託金等	6	円	適格年金返還金額のうち企業型年金の個人 別管理資産への事業主払込相当額	16
厚生年金基金の事業主負担の掛金及び徴収 金 8-9	7	円	適格年金返還金額のうち企業型年金の過去 勤務債務等に充てる事業主払込相当額	17
事業主として負担する掛金及び負担金の 総額	8	円	小計 11+12+13+14+15+16+17	⑤ 兆 十億 百万 千 円
代行相当部分	9	円		
適格退職年金契約に基づく掛金及び保険料	10	円		
小計 1+2+3+4+5+6+7+10	④	兆 十億 百万 千 円	計 (④-⑤)	⑥ 兆 十億 百万 千 円
労働者派遣等に係る金額の計算				
労働者派遣等を受けた法人			労働者派遣等をした法人	
派遣元に支払う金額の合計 別表5の3の2①	⑦	兆 十億 百万 千 円	派遣労働者等に支払う報酬給与額の合計 別表5の3の2②	⑨ 兆 十億 百万 千 円
$⑦ \times \frac{75}{100}$	⑧		派遣先から支払を受ける金額の合計 別表5の3の2③	⑩
			$⑨ - \left[⑩ \times \frac{75}{100} \right]$	⑪
報酬給与額の計算 (③+⑥+⑧+⑪)	⑫	兆 十億 百万 千 円		

第六号様式別表五の三(提出用)
(用紙日本産業規格A4・ローズ色)
(第五条関係) [別紙三十三]

法人名	※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分			
	法人番号								
	事業年度	令和	年	月	日から	令和	年	月	日まで

報酬給与額に関する明細書(法第72条の2第1項第1号第3号に掲げる事業)

役員又は使用人に対する給与				
事務所又は事業所		期末 従業者 の数 人	給与の額 円	備考
名称	所在地			
小計		①		
加算又は減算		②		
計 (①+②)		③	兆 十億 百万 千 円	

役員又は使用人のために支出する掛金等					
退職金共済制度に基づく掛金	1	円	適格年金返還金額のうち厚生年金基金への事業主払込相当額	11	円
確定給付企業年金に係る規約に基づく掛金又は保険料	2	円	適格年金返還金額のうち確定給付企業年金基金への事業主払込相当額	12	円
企業型年金規約に基づく事業主掛金	3	円	適格年金返還金額のうち他の適格年金への事業主払込相当額	13	円
個人型年金規約に基づく掛金	4	円	適格年金返還金額のうち特定退職金共済への事業主払込相当額	14	円
勤労者財産形成給付金契約に基づく信託金等	5	円	適格年金の要留保額移管の場合における資産価額相当額	15	円
勤労者財産形成基金契約に基づく信託金等	6	円	適格年金返還金額のうち企業型年金の個人別管理資産への事業主払込相当額	16	円
厚生年金基金の事業主負担の掛金及び徴収金	7	円	適格年金返還金額のうち企業型年金の過去勤務債務等に充てる事業主払込相当額	17	円
事業主として負担する掛金及び負担金の総額	8	円	小計 11+12+13+14+15+16+17	⑤	兆 十億 百万 千 円
代行相当部分	9	円			
適格退職年金契約に基づく掛金及び保険料	10	円			
小計 1+2+3+4+5+6+7+10	④	兆 十億 百万 千 円	計 (④-⑤)	⑥	兆 十億 百万 千 円

労働者派遣等に係る金額の計算					
労働者派遣等を受けた法人		労働者派遣等をした法人			
派遣元に支払う金額の合計 別表5の3の2①	⑦	兆 十億 百万 千 円	派遣労働者等に支払う報酬給与額の合計 別表5の3の2②	⑨	兆 十億 百万 千 円
$⑦ \times \frac{75}{100}$	⑧	兆 十億 百万 千 円	派遣先から支払を受ける金額の合計 別表5の3の2③	⑩	兆 十億 百万 千 円
			$⑨ - \left[⑩ \times \frac{75}{100} \right]$	⑪	兆 十億 百万 千 円
報酬給与額の計算 (③+⑥+⑧+⑪)	⑫	兆 十億 百万 千 円			

労働者派遣等に関する明細書

事業 年度	・ ・	法人名	
----------	--------	-----	--

第六号様式別表五の三の二（用紙日本産業規格A4）（第五条関係）〔別紙三十四〕

労働者派遣等を受けた法人				
派遣をした者（派遣元）		派遣元に支払う金額 円	派遣人数 労働時間数 人 時間	備考
氏名又は名称	住所又は所在地			
計		①		

労働者派遣等をした法人					
派遣を受けた者（派遣先）		派遣労働者等に支払う 報酬給与額 円	派遣先から 支払を受ける金額 円	派遣人数 労働時間数 人 時間	備考
氏名又は名称	住所又は所在地				
計		②	③		

労働者派遣等に関する明細書

(法第72条の2第1項第1号第3号に掲げる事業)

事業 年度	・ ・	法人名	
----------	--------	-----	--

第六号様式別表五の三の二 (用紙日本産業規格A4) (第五条関係) [別紙三十五]

労働者派遣等を受けた法人				
派遣をした者 (派遣元)		派遣元に支払う金額 円	派遣人数 労働時間数 人 時間	備考
氏名又は名称	住所又は所在地			
計		①		

労働者派遣等をした法人					
派遣を受けた者 (派遣先)		派遣労働者等に支払う 報酬給与額 円	派遣先から 支払を受ける金額 円	派遣人数 労働時間数 人 時間	備考
氏名又は名称	住所又は所在地				
計		②	③		

※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	法人番号				
事年	業度	令和	年	月	日から
		令和	年	月	日まで

法人名

純支払利子に関する明細書

支 払 利 子					
区 分	借 入 先		期中の支払利子額	借入金等の期末現在高	備 考
	氏名又は名称	住所又は所在地			
			円	円	
計			兆 十億 百万 千 円		①
受 取 利 子					
区 分	貸 付 先		期中の受取利子額	貸付金等の期末現在高	備 考
	氏名又は名称	住所又は所在地			
			円	円	
計			兆 十億 百万 千 円		②
純支払利子の計算 (①-②)			兆 十億 百万 千 円		③

第六号様式別表五の四 (提出用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係) (別紙三十六)

※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
法人番号					
事年	業度	令和 令和	年	月	日から 日まで

法人名	
-----	--

純支払利子に関する明細書(法第72条の2第1項第1号第3号に掲げる事業)

支 払 利 子					
区 分	借 入 先		期中の支払利子額	借入金等の期末現在高	備 考
	氏名又は名称	住所又は所在地			
			円	円	
計			兆 十億 百万 千 円		

受 取 利 子					
区 分	貸 付 先		期中の受取利子額	貸付金等の期末現在高	備 考
	氏名又は名称	住所又は所在地			
			円	円	
計			兆 十億 百万 千 円		

純支払利子の計算 (①-②)	兆 十億 百万 千 円
----------------	-------------

第六号様式別表五の四(提出用)
(用紙日本産業規格A4・ローズ色)
(第五条関係)
[別紙三十七]

※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	法人番号				
法人名	事年	業度	令和 令和	年 年	月 月
					日から 日まで

第六号様式別表五の五（提出用）
（用紙日本産業規格A4・ローズ色）
（第五条関係）
〔別紙三十八〕

純支払賃借料に関する明細書

支 払 賃 借 料				
土地の用途又は 家屋の用途若しくは名称 所在地	貸主の氏名又は名称 住所又は所在地	契 約 期 間	期 中 の 支 払 賃 借 料	備 考
		. .	円	
		. .		
		. .		
		. .		
		. .		
		. .		
		. .		
		. .		
		. .		
		. .		
		. .		
		. .		
		. .		
		. .		
計			兆 十億 百万 千 円	①

受 取 賃 借 料				
土地の用途又は 家屋の用途若しくは名称 所在地	借主の氏名又は名称 住所又は所在地	契 約 期 間	期 中 の 受 取 賃 借 料	備 考
		. .	円	
		. .		
		. .		
		. .		
		. .		
		. .		
		. .		
		. .		
		. .		
		. .		
		. .		
		. .		
		. .		
		. .		
		. .		
計			兆 十億 百万 千 円	②

純支払賃借料の計算 (①-②)	③	兆 十億 百万 千 円
-----------------	---	-------------

※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	法人番号				
法人名	事年	業度	令和 令和	年 年	月 月
					日から 日まで

純支払賃借料に関する明細書(法第72条の2第1項第1号第3号に掲げる事業)

支払賃借料				
土地の用途又は家屋の用途若しくは名称 所在地	貸主の氏名又は名称 住所又は所在地	契約期間	期中の支払賃借料	備考
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
計			兆 十億 百万 千 円	

受取賃借料				
土地の用途又は家屋の用途若しくは名称 所在地	借主の氏名又は名称 住所又は所在地	契約期間	期中の受取賃借料	備考
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
計			兆 十億 百万 千 円	

純支払賃借料の計算 (①-②)	兆 十億 百万 千 円
-----------------	-------------

第六号様式別表五の五(提出用)
(用紙日本産業規格A4・ローズ色)
(第五条関係)
[別紙三十九]

給与等の引上げ及び設備投資を行った場合
の付加価値額の控除に関する明細書

事業 年度	・ ・	法人名	
----------	--------	-----	--

第六号様式別表五の六の二（用紙日本産業規格A4）（第五条関係）〔別紙四十〕

1. 雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した額の計算

雇用者給与等支給額	①	円	控除対象額 $\frac{①-②}{①}$ (マイナスの場合は0)	③	円
比較雇用者給与等支給額 ⑦	②				
比較雇用者給与等支給額の計算					
前事業年度又は前連結事業年度	国内雇用者に対する 給与等の支給額		適用年度の月数 $\frac{④}{④}$ の前事業年度又は前連結事業年度の月数	比較雇用者給与等支給額 $⑤ \times ⑥$	
④	⑤	円	⑥	⑦	円
・ ・					
継続雇用者給与等支給増加割合の計算					
計算対象額の別	当該法人の額		各連結法人の合計額		
継続雇用者給与等支給額又は 継続雇用者給与等支給額の合計額	⑧	円	継続雇用者給与等支給増加額 $\frac{⑧-⑨}{⑧}$ (マイナスの場合は0)	⑩	円
継続雇用者比較給与等支給額又は 継続雇用者比較給与等支給額の合計額	⑨		継続雇用者給与等支給増加割合 $\frac{⑩}{⑨}$ (⑨=0の場合は0)	⑪	
国内設備投資に係る計算					
計算対象額の別	当該法人の額		各連結法人の合計額		
国内設備投資額又は 国内設備投資額の合計額	⑫	円	当期償却費総額又は当期償却費総額の 合計額の90%相当額 $⑬ \times \frac{90}{100}$	⑭	円
当期償却費総額又は 当期償却費総額の合計額	⑬				

2. 労働者派遣等をした法人等の計算

労働者派遣等をした法人					
報酬給与額 別表5の3⑫	⑮	円	⑯又は(⑰×75%)のうち小さい額	⑱	円
派遣労働者等に支払う報酬給与額の合計 別表5の3⑬	⑰		控除対象額 $\frac{⑮ \times ⑰}{⑮ + ⑱}$	⑲	
派遣先から支払を受ける金額の合計 別表5の3⑭	⑰				
非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人					
①のうち所得等課税事業に係る額	⑳	円	国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数	㉑	人
控除対象額 $\frac{⑳ \times ㉑}{㉑}$ 、 $\frac{㉒ \times ㉑}{㉑}$ 又は $\frac{㉓ \times ㉑}{㉑}$	㉒		国内における事務所又は事業所の期末の従業者数	㉓	

3. 付加価値額から控除する額の計算

収益配分額 別表5の2⑳	㉔	円	雇用安定控除調整率 $\frac{㉔-㉕}{㉔}$	㉖	円
雇用安定控除額 別表5の2㉑	㉕		付加価値額からの控除額 $③ \times ㉖$ 、 $⑲ \times ㉖$ 又は $㉒ \times ㉖$	㉗	円

給与等の引上げ及び設備投資を行つた場合の付加価値額の控除に関する明細書
(法第72条の2第1項第1号第3号に掲げる事業)

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

第六号様式別表五の六の二(用紙日本産業規格A4)(第五条関係)「別紙四十二」

1. 雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した額の計算

雇用者給与等支給額	①	円	控除対象額 ①-② (マイナスの場合は0)	③	円
比較雇用者給与等支給額 ⑦	②				
比較雇用者給与等支給額の計算					
前事業年度又は前連結事業年度	国内雇用者に対する給与等の支給額		適用年度の月数 ④の前事業年度又は前連結事業年度の月数	比較雇用者給与等支給額 ⑤×⑥	
④	⑤		⑥	⑦	
・	円		――	円	
継続雇用者給与等支給増加割合の計算					
計算対象額の別		当該法人の額 ・ 各連結法人の合計額			
継続雇用者給与等支給額又は継続雇用者給与等支給額の合計額	⑧	円	継続雇用者給与等支給増加額 ⑧-⑨ (マイナスの場合は0)	⑩	円
継続雇用者比較給与等支給額又は継続雇用者比較給与等支給額の合計額	⑨		継続雇用者給与等支給増加割合 ⑩/⑨ (⑨=0の場合は0)	⑪	
国内設備投資に係る計算					
計算対象額の別		当該法人の額 ・ 各連結法人の合計額			
国内設備投資額又は国内設備投資額の合計額	⑫	円	当期償却費総額又は当期償却費総額の合計額の95%相当額 ⑬× $\frac{95}{100}$	⑭	円
当期償却費総額又は当期償却費総額の合計額	⑬				

2. 労働者派遣等をした法人等の計算

労働者派遣等をした法人					
報酬給与額 別表5の3⑫	⑮	円	⑯又は(⑰×75%)のうち小さい額	⑱	円
派遣労働者等に支払う報酬給与額の合計 別表5の3⑨	⑰		控除対象額 ③×⑮/(⑮+⑱)	⑲	
派遣先から支払を受ける金額の合計 別表5の3⑩	⑰				
非課税事業等、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の事業を併せて行う法人					
①のうち所得等課税事業に係る額又は①×⑳/㉕	㉑	円	国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数	㉓	人
①のうち収入金額等課税事業に係る額又は①×㉒/㉕	㉒		国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数	㉔	
控除対象額 ③×㉑/①、⑳×㉑/①、③×㉒/①又は㉑×㉒/①	㉔		国内における事務所又は事業所の期末の従業者数	㉕	

3. 付加価値額から控除する額の計算

収益配分額 別表5の2④	⑳	円	雇用安定控除調整率 (㉒-㉓)/㉒	㉔	――
雇用安定控除額 別表5の2⑨	㉓		付加価値額からの控除額 ③×㉔、⑲×㉔又は㉕×㉔	㉕	円

収入金額に関する計算書

事業 年度	・ ・	法人名	
----------	--------	-----	--

第六号様式別表六 (用紙日本産業規格A4) (第五条関係) [別紙四十二]

法第72条の24の2第1項の規定による収入金額	摘要		金額
			円
収入金額の総額			
		計	①
控除される金額			
		計	②
	差引計	①-②	③
	法附則第9条第8項の規定による控除額		④
	法附則第9条第10項の規定による控除額		⑤
	法附則第9条第18項の規定による控除額		⑥
	法附則第9条第20項の規定による控除額		⑦
	法附則第9条第21項の規定による控除額		⑧
	法附則第9条第22項の規定による控除額		⑨
	計	③-④-⑤-⑥-⑦-⑧-⑨	⑩

収入金額に関する計算書
 (法第72条の2第1項第2号第3号に掲げる事業)

事業 年度	・ ・	・ ・	法人名	
----------	--------	--------	-----	--

第六号様式別表六 (用紙日本産業規格A4) (第五条関係) [別紙四十三]

法第72条の24の2第1項の規定による収入金額	摘要		金額
			円
収入金額の総額			
		計	①
控除される金額			
		計	②
	差引計	①-②	③
	法附則第9条第8項の規定による控除額		④
	法附則第9条第10項の規定による控除額		⑤
	法附則第9条第19項の規定による控除額		⑥
	法附則第9条第20項の規定による控除額		⑦
	法附則第9条第21項の規定による控除額		⑧
	法附則第9条第22項の規定による控除額		⑨
	計	③-④-⑤-⑥-⑦-⑧-⑨	⑩

欠損金額等及び災害損失金の
控除明細書

事業 年度	・ ・	法人 名	
----------	--------	---------	--

控除前所得金額 第6号様式⑧-(別表10⑨又 は⑫)		①	円	所得金額控除限度額 ①× $\frac{50\text{又は}100}{100}$	②	円
事業年度	区分	控除未済欠損金額等又は 控除未済災害損失金③	円	当期控除額④ <small>(当該事業年度の③と②-当該事業年 度前の④の合計額)のうち少ない金額</small>	円	翌期繰越額⑤ <small>((③-④)又は別表11⑰)</small>
・ ・	欠損金額等・災害損失金		円		円	
・ ・	欠損金額等・災害損失金					円
・ ・	欠損金額等・災害損失金					
・ ・	欠損金額等・災害損失金					
・ ・	欠損金額等・災害損失金					
・ ・	欠損金額等・災害損失金					
・ ・	欠損金額等・災害損失金					
・ ・	欠損金額等・災害損失金					
・ ・	欠損金額等・災害損失金					
・ ・	欠損金額等・災害損失金					
・ ・	欠損金額等・災害損失金					
計						
当 期 分	欠損金額等・災害損失金					
	同上のうち 災害損失金					円
	青色欠損金					
合計						
災害により生じた損失の額の計算						
災害の種類		災害のやんだ日又は やむを得ない事情のやんだ日		・ ・		
当期の欠損金額⑥		円	差引災害により生じ た損失の額(⑦-⑧)⑨			円
災害により生じた損 失の額⑦			繰越控除の対象とな る損失の額(⑥と⑨)⑩ のうち少ない金額			
保険金又は損害賠償 金等の額⑧						

第六号様式別表九(用紙日本産業規格A4)(第五条関係)〔別紙四十四〕

更生欠損金額等及び民事再生等評価換えが行われる場合の
再生等欠損金額等の控除明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

第六号様式別表十 (用紙日本産業規格A4) (第五条関係) [別紙四十六]

更生欠損金額等の控除明細書						
債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	①	円	適用年度終了の時ににおける前期以前の事業年度から繰り越された欠損金額等	⑧	円
	私財提供を受けた金銭の額	②		当期控除額 (⑦と⑧のうち少ない金額)	⑨	
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	③		欠損金額等 (②⑤の計)	⑩	
	資産の評価益の総額	④		差引欠損金額等 (⑧-⑩)	⑪	
	資産の評価損の総額	⑤		欠損金額等からしないものとする金額(⑨-⑪) (マイナスの場合は0)	⑫	
	純評価益の額 (④-⑤) (マイナスの場合は0)	⑥				
	計 (①+②+③+⑥)	⑦				
民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金額等の控除明細書						
債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	⑬	円	適用年度終了の時ににおける前期以前の事業年度から繰り越された欠損金額等	⑲	円
	私財提供を受けた金銭の額	⑭		⑲の金額を控除する前の所得	⑳	
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	⑮		当期控除額 (⑱、⑲と㉑のうち少ない金額)	㉑	
	資産の評価益の総額	⑯		欠損金額等 (⑲の計)	㉒	
	資産の評価損の総額	⑰		差引欠損金額等 (⑲-㉒)	㉓	
	計 (⑬+⑭+⑮+⑯-⑰)	⑱		欠損金額等からしないものとする金額(㉑-㉓) (マイナスの場合は0)	㉔	
控除未済欠損金額等の調整						
発生事業年度	調整前の控除未済欠損金額等	欠損金額等からしないものとする金額 (当該発生事業年度の㉕と((⑫又は⑭)-当該発生事業年度前の㉖の合計額)のうち少ない金額)		差引控除未済欠損金額等 (㉕-㉖)		
	⑳	㉕	㉖	㉗		
・		円	円	円		
・						
・						
・						
・						
・						
・						
・						
・						
・						
計						

更生欠損金額等及び民事再生等評価換えが行われる場合の
再生等欠損金額等の控除明細書（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業）

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

第六号様式別表十（用紙日本産業規格A4）（第五条関係）〔別紙四十七〕

更生欠損金額等の控除明細書						
債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	①	円	適用年度終了の時ににおける前期以前の事業年度から繰り越された欠損金額等	⑧	円
	私財提供を受けた金銭の額	②		当期控除額（⑦と⑧のうち少ない金額）	⑨	
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	③		欠損金額等（②⑤の計）	⑩	
	資産の評価益の総額	④		差引欠損金額等（⑧－⑩）	⑪	
	資産の評価損の総額	⑤		欠損金額等からしないものとする金額（⑨－⑪）（マイナスの場合は0）	⑫	
	純評価益の額（④－⑤） （マイナスの場合は0）	⑥				
	計（①＋②＋③＋⑥）	⑦				

民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金額等の控除明細書						
債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	⑬	円	適用年度終了の時ににおける前期以前の事業年度から繰り越された欠損金額等	⑲	円
	私財提供を受けた金銭の額	⑭		⑲の金額を控除する前の所得	⑳	
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	⑮		当期控除額（⑬、⑲と⑳のうち少ない金額）	㉑	
	資産の評価益の総額	⑯		欠損金額等（⑮の計）	㉒	
	資産の評価損の総額	⑰		差引欠損金額等（⑲－㉒）	㉓	
	計（⑬＋⑭＋⑮＋⑰－⑰）	⑱		欠損金額等からしないものとする金額（㉑－㉓）（マイナスの場合は0）	㉔	

控除未済欠損金額等の調整			
発生事業年度	調整前の控除未済欠損金額等	欠損金額等からしないものとする金額 （当該発生事業年度の㉕と（⑫又は㉔）－当該発生事業年度前の㉖の合計額）のうち少ない金額	差引控除未済欠損金額等（㉕－㉖）
	②⑤	②⑥	②⑦
・	円	円	円
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
計			

民事再生等評価換えが行われる場合以外の再生等欠損金額等
及び解散の場合の欠損金額等の控除明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	①	円	所得金額	⑦の金額等を控除した後の所得 (第6号様式⑥又は別表5②)－⑦	⑨	円
	私財提供を受けた金銭の額	②			⑦の金額を控除する前の所得 (第6号様式⑥又は別表5②)	⑩	
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	③		当期控除額	④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額	⑪	
	計 (①+②+③)	④			④、⑤－⑥又は⑩のうち最も少ない金額	⑫	
欠損金額等の計算	適用年度終了の時ににおける前期以前の事業年度から繰り越された欠損金額等	⑤		調整前の欠損金額等の翌期繰越額 (⑮の計)		⑬	
	適用年度終了の時ににおける資本金等の額 (プラスの場合は0)	⑥	△	欠損金額等からしないものとする金額 (⑪と⑬のうち少ない金額)		⑭	
	当期控除を受ける欠損金額等又は災害損失金額 (別表9④の計)	⑦		[別紙四十八]			
	差引欠損金額等 (⑤－⑥－⑦)	⑧					

欠 損 金 額 等 の 翌 期 繰 越 額 の 調 整

発 生 事 業 年 度	調整前の欠損金額等の翌期繰越額 (第6号様式別表9③－④)	欠損金額等からしないものとする金額 (当該発生事業年度の⑮と⑭－当該発生事業年度前の⑯の合計額)のうち少ない金額	差引欠損金額等の翌期繰越額 (⑮－⑯)
	⑮	⑯	⑰
・	円	円	円
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
計			

第六号様式別表十一 (用紙日本産業規格A4) (第五条関係)

民事再生等評価換えが行われる場合以外の再生等欠損金額等及び解散
 の場合の欠損金額等の控除明細書（法第72条の2第1項第1号第3号に掲げる事業）

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

第六号様式別表十一（用紙日本産業規格A4）（第五条関係）〔別紙四十九〕

債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	①	円	所得金額	⑦の金額等を控除した後の所得 (第6号様式⑦又は別表5②)-⑦	⑨	円
	私財提供を受けた金銭の額	②		所得金額	⑦の金額を控除する前の所得 (第6号様式⑦又は別表5②)	⑩	
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	③		当期控除額	④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額	⑪	
	計(①+②+③)	④		当期控除額	④、⑤-⑥又は⑩のうち最も少ない金額	⑫	
欠損金額等の計算	適用年度終了の時ににおける前期以前の事業年度から繰り越された欠損金額等	⑤		調整前の欠損金額等の翌期繰越額 (⑮の計)		⑬	
	適用年度終了の時ににおける資本金等の額 (プラスの場合は0)	⑥	△	欠損金額等からしないものとする金額 (⑪と⑬のうち少ない金額)		⑭	
	当期控除を受ける欠損金額等又は災害損失金額(別表9④の計)	⑦		/			
	差引欠損金額等(⑤-⑥-⑦)	⑧					

欠 損 金 額 等 の 翌 期 繰 越 額 の 調 整

発 生 事 業 年 度	調整前の欠損金額等の翌期繰越額 (第6号様式別表9③-④)	欠損金額等からしないものとする金額 (当該発生事業年度の⑮と⑭-当該発生事業 年度前の⑯の合計額)のうち少ない金額	差引欠損金額等の翌期繰越額 (⑮-⑯)
	⑮	⑯	⑰
・	円	円	円
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
計			

適格組織再編成等が行われた場合の調整後の
控除未済欠損金額等の計算に関する明細書

事業	・	・	法人	
年度	・	・	名	

第六号様式別表十二（用紙日本産業規格A4）（第五条関係）〔別紙五十〕

適格組織再編成等が行われた場合の調整後の控除未済欠損金額等						
事業年度	欠損金額等の区分	控除未済欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等 〔前期の別表9の⑤又はこの表の④、⑦若しくは別表13の2の⑤若しくは別表13の3の⑤〕 ①	被合併法人等から引継ぎを受ける未処理欠損金額等 〔適格合併等の別：適格合併・残余財産の確定 適格合併等の日： 被合併法人等の名称：〕		被合併法人等の未処理欠損金額等 〔最終の事業年度の別表9の⑤又はこの表の④、⑦若しくは別表13の2の⑤〕 ②	調整後の控除未済欠損金額等 ①+② ③
			被合併法人等の事業年度	欠損金額等の区分		
・	・	円	・	・	円	円
・	・		・	・		
・	・		・	・		
・	・		・	・		
・	・		・	・		
・	・		・	・		
・	・		・	・		
・	・		・	・		
・	・		・	・		
・	・		・	・		
・	・		・	・		
・	・		・	・		
・	・		・	・		
計			計			

支配関係がある法人との間で適格組織再編成等が行われた場合の未処理欠損金額等又は控除未済欠損金額等の調整計算の明細						
適格組織再編成等の別	合併(適格・非適格)・残余財産の確定・適格分割・適格現物出資・適格現物分配		適格組織再編成等の日		・	
対象法人の別	被合併法人等(名称：)		支配関係発生日		・	
対象法人の事業年度	欠損金額等の区分	共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれかに該当する場合	共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれにも該当しない場合			
		被合併法人等の未処理欠損金額等又は当該法人の控除未済欠損金額等 〔被合併法人等の最終の事業年度の別表9の⑤又は当該法人の前期の別表9の⑤〕 ④	被合併法人等の未処理欠損金額等又は当該法人の控除未済欠損金額等 〔被合併法人等の最終の事業年度の別表9の⑤又は当該法人の前期の別表9の⑤〕 ⑤	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額以外の部分から成る欠損金額等 〔(8)-(12)又は別表13の(7)〕 ⑥	引継ぎを受ける未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等 〔支配関係事業年度前の事業年度にあつては0、支配関係事業年度以後の事業年度にあつては⑤と⑥のうち少ない金額〕 ⑦	
・	・	円	円	円	円	円
・	・					
・	・					
・	・					
・	・					
・	・					
・	・					
・	・					
・	・					
・	・					
・	・					
計						

支配関係事業年度以後の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細					
対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等発生額 〔支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表9の「当期分」の欠損金額等〕 ⑧	欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算			
		特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額の合計額 ⑨	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額 ⑩	特定資産譲渡等損失額 ⑨-⑩ ⑪	欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額 〔⑧と⑪のうち少ない金額〕 ⑫
・	円	円	円	円	円
・					
・					
・					
・					
計					

適格組織再編成等が行われた場合の調整後の
 控除未済欠損金額等の計算に関する明細書

（法第72条の2第1項
 第1号に掲げる事業
 第3号）

事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

適格組織再編成等が行われた場合の調整後の控除未済欠損金額等					
事業年度	欠損金額等の区分	控除未済欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等 〔前期の別表9の⑤又はこの表の④、⑦若しくは別表13の2の⑤若しくは別表13の3の⑤〕	被合併法人等から引継ぎを受ける未処理欠損金額等 〔適格合併等の別：適格合併・残余財産の確定 適格合併等の日： 被合併法人等の名称：〕		調整後の控除未済欠損金額等 ①+②
			被合併法人等の事業年度	欠損金額等の区分 被合併法人等の未処理欠損金額等 〔最終の事業年度の別表9の⑤又はこの表の④、⑦若しくは別表13の2の⑤〕	
		①		②	③
・	欠損金額等・災害損失金	円	・	欠損金額等・災害損失金	円
・	欠損金額等・災害損失金		・	欠損金額等・災害損失金	
・	欠損金額等・災害損失金		・	欠損金額等・災害損失金	
・	欠損金額等・災害損失金		・	欠損金額等・災害損失金	
・	欠損金額等・災害損失金		・	欠損金額等・災害損失金	
・	欠損金額等・災害損失金		・	欠損金額等・災害損失金	
・	欠損金額等・災害損失金		・	欠損金額等・災害損失金	
・	欠損金額等・災害損失金		・	欠損金額等・災害損失金	
・	欠損金額等・災害損失金		・	欠損金額等・災害損失金	
・	欠損金額等・災害損失金		・	欠損金額等・災害損失金	
計			計		

支配関係がある法人との間で適格組織再編成等が行われた場合の未処理欠損金額等又は控除未済欠損金額等の調整計算の明細					
適格組織再編成等の別		合併（適格・非適格）・残余財産の確定・適格分割・適格現物出資・適格現物分配		適格組織再編成等の日	
対象法人の別		被合併法人等（名称：）・当該法人		支配関係発生日	
対象法人の事業年度	欠損金額等の区分	共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれかに該当する場合			
		被合併法人等の未処理欠損金額等又は当該法人の控除未済欠損金額等 〔被合併法人等の最終の事業年度の別表9の⑤又は当該法人の前期の別表9の⑤〕	被合併法人等の未処理欠損金額等又は当該法人の控除未済欠損金額等 〔被合併法人等の最終の事業年度の別表9の⑤又は当該法人の前期の別表9の⑤〕	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額以外の部分から成る欠損金額等 〔⑧-⑫〕又は〔別表13の⑦〕	引継ぎを受ける未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等 〔支配関係事業年度前の事業年度にあっては0、支配関係事業年度以後の事業年度にあっては⑤と⑥のうち少ない金額〕
		④	⑤	⑥	⑦
・	欠損金額等・災害損失金	円	円	円	円
・	欠損金額等・災害損失金				
・	欠損金額等・災害損失金				
・	欠損金額等・災害損失金				
・	欠損金額等・災害損失金				
・	欠損金額等・災害損失金				
・	欠損金額等・災害損失金				
・	欠損金額等・災害損失金				
・	欠損金額等・災害損失金				
・	欠損金額等・災害損失金				
計					

支配関係事業年度以後の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細					
対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等発生額（支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表9の「当期分」の欠損金額等）	欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算			
		特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額の合計額	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額	特定資産譲渡等損失額	欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額
	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
・	円	円	円	円	円
・					
・					
・					
・					
計					

合併等前二年以内適格合併等が行われていた場合の
特定資産譲渡等損失額の計算に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

第六号様式別表十三 (用紙日本産業規格A4) (第五条関係) 「別紙五十二」

対象法人の別	被合併法人等 (名称:) ・当該法人								
適格組織再編成等の別	合併 (適格・非適格) ・残余財産の確定・適格分割・適格現物出資・適格現物分配		適格組織再編成等の日		・				
対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度	支配関係事業年度以後の事業年度の特定資産譲渡等損失額の計算								
	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額の合計額 (別表12⑨)	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額 (別表12⑩)	各関連法人における損金算入額等の合計額 (各関連法人の⑦の合計額)	各関連法人の特定資産譲渡等損失相当欠損金額等の合計額 (各関連法人の⑭の合計額)	特定資産譲渡等損失額 ①-②+④				
計	①	②	③	④	⑤				
・	円	円	円	円	円				
・									
・									
・									
・									
計									
関連法人の特定資産譲渡等損失相当欠損金額等の計算の明細									
関連法人の名称			支配関係発生日		・				
合併等前二年以内適格合併等の別			合併等前二年以内適格合併等の日		・				
合併等前二年以内適格合併等に係る合併法人の別			他の関連法人 (名称:) ・被合併法人等・当該法人						
対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度	関連法人対象事業年度の欠損金発生額 (関連法人対象事業年度のそれぞれの別表9「当期分の青色欠損金」)	当該関連法人における損金算入額等 (⑦)	欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算			特定資産譲渡等損失相当額から控除する金額の計算		特定資産譲渡等損失相当欠損金額等 (⑪-⑬)	
			譲渡等特定事由による損失の額の合計額 (⑧)	譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額 (⑨)	特定資産譲渡等損失額 (⑧-⑨)	欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額 (⑥と⑩のうち少ない金額) 又は (⑭)	控除済金額 (他の関連法人の⑬の合計額) (⑫)		特定資産譲渡等損失相当額から控除する金額 (③-⑫) と (⑪)のうち少ない金額 (⑬)
計	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
・	内	円	円	円	円	円	円	円	円
・	内								
・	内								
・	内								
・	内								
計									
関連法人の特定資産譲渡等損失相当額の特例計算									
対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度	関連法人対象事業年度の欠損金発生額 (⑥)	簿価純資産超過額等がある場合			特例計算による関連法人の特定資産譲渡等損失相当額				
		特定資産譲渡等損失額 (⑩)	欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額 (⑮と⑯のうち少ない金額) (⑰)	⑰のうち簿価純資産超過額を構成するものとされた部分の金額 (⑰の金額を⑰の古いものから順次振当) (⑱)	⑲に金額の記載がある場合にあつては⑲、⑳に金額の記載がある場合にあつては⑳				
計	⑥	⑩	⑰	⑱	⑲	⑳			
・	内	円	円	円	円	円			
・	内								
・	内								
・	内								
・	内								
計									
関連法人の支配関係事業年度の前事業年度終了の時点における時価純資産超過額又は簿価純資産超過額の計算並びに時価純資産価額及び簿価純資産価額の明細									
時価純資産超過額 ((27のイ)-(33のイ)) (20)		簿価純資産超過額 ((27のロ)-(33のロ)) (21)		時価純資産超過額 ((27のイ)-(33のイ)) (22)		簿価純資産超過額 ((27のロ)-(33のロ)) (23)		時価純資産超過額 ((27のイ)-(33のイ)) (24)	
資		産		負		債		計	
名称等		時価 (イ)	帳簿価額 (ロ)	名称等		時価 (イ)	帳簿価額 (ロ)	計	
		⑳	㉑			㉒	㉓	計	
		㉔	㉕			㉖	㉗	計	
		㉘	㉙			㉚	㉛	計	
		㉜	㉝			㉞	㉟	計	
		㊱	㊲			㊳	㊴	計	
計		㊵	㊶	計		㊷	㊸	計	

合併等前二年以内適格合併等が行われていた場合の(法第72条の2第1項第1号に掲げる事業) 特定資産譲渡等損失額の計算に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

対象法人の別	被合併法人等(名称:)・当該法人				
適格組織再編成等の別	合併(適格・非適格)・残余財産の確定・適格分割・適格現物出資・適格現物分配		適格組織再編成等の日		・
対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度	支配関係事業年度以後の事業年度の特定資産譲渡等損失額の計算				
	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額の合計額(別表12⑨)	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額(別表12⑩)	各関連法人における損金算入額等の合計額(各関連法人の⑦の合計額)	各関連法人の特定資産譲渡等損失相当欠損金額等の合計額(各関連法人の⑭の合計額)	特定資産譲渡等損失額①-②+④
計	①	②	③	④	⑤

関連法人の特定資産譲渡等損失相当欠損金額等の計算の明細

関連法人の名称			支配関係発生日	・						
合併等前二年以内適格合併等の別	適格合併・残余財産の確定		合併等前二年以内適格合併等の日	・						
合併等前二年以内適格合併等に係る合併法人の別	他の関連法人(名称:)・被合併法人等・当該法人									
対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度	関連法人対象事業年度	関連法人対象事業年度の欠損金発生額	欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算			特定資産譲渡等損失相当額から控除する金額の計算	特定資産譲渡等損失相当欠損金額等⑪-⑬			
		当該関連法人における損金算入額等	譲渡等特定事由による損失の額の合計額	譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額	特定資産譲渡等損失額⑧-⑨	欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額(⑥と⑩のうち少ない金額)又は⑭		控除済金額(他の関連法人の⑬の合計額)	特定資産譲渡等損失相当額から控除する金額(③-⑫)と⑪のうち少ない金額	
計		⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭

関連法人の特定資産譲渡等損失相当額の特例計算

対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度	関連法人対象事業年度	簿価純資産超過額等がある場合				特例計算による関連法人の特定資産譲渡等損失相当額
		関連法人対象事業年度の欠損金発生額⑥	特定資産譲渡等損失額⑩	欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額(⑮と⑯のうち少ない金額)	⑰のうち簿価純資産超過額を構成するものとされた部分の金額(⑳)の金額を⑰の古いものから順次振当	㉑に金額の記載がある場合にあつては0、㉒に金額の記載がある場合にあつては⑱
計		⑮	⑯	⑰	⑱	⑲

関連法人の支配関係事業年度の前事業年度終了の時点における時価純資産超過額又は簿価純資産超過額の計算並びに時価純資産価額及び簿価純資産価額の明細

時価純資産超過額((⑳の(イ))-(㉑の(イ)))-(㉒の(ロ))-(㉓の(ロ))	⑳	円	簿価純資産超過額((㉒の(ロ))-(㉓の(ロ)))-(㉔の(イ))-(㉕の(イ))	㉑	円
資 産			負 債		
名称等	時価(イ)	帳簿価額(ロ)	名称等	時価(イ)	帳簿価額(ロ)
⑳	円	円	㉔	円	円
㉑			㉕		
㉒			㉖		
㉓			㉗		
㉔			㉘		
計	㉔		計	㉕	

共同事業を行うための適格組織再編成等に該当しない場合の引継対象未処理欠損金額等又は控除未済欠損金額等の特例に関する明細書

事業	・	・	法人
年度	・	・	名

適格組織再編成等の別	合併(適格・非適格)・残余財産の確定・適格分割・適格現物出資・適格現物分配	適格組織再編成等の日	・	・				
対象法人の別	被合併法人等(名称:)・当該法人	支配関係発生日	・	・				
引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の特例計算								
対象法人の 事業年度	欠損金額等の 区分	被合併法人等の未処理欠損金額等又は当該法人の控除未済欠損金額等 <small>(被合併法人等の最終の事業年度の別表9の⑤又は当該法人の前期の別表9の⑤)</small>	特例計算による引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算 時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額以上である場合 (①の金額)	時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額に満たない場合 <small>(支配関係事業年度前の事業年度にあっては①と⑥-⑦のうち少ない金額、支配関係事業年度以後の事業年度にあっては①の金額)</small>	簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合 <small>(支配関係事業年度前の事業年度にあっては0、支配関係事業年度以後の事業年度にあっては①と⑧-⑩のうち少ない金額)</small>	特例計算による引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等 ②、③又は④		
		①	②	③	④	⑤		
・	・	欠損金額等・災害損失金	円	円	円	円		
・	・	欠損金額等・災害損失金						
・	・	欠損金額等・災害損失金						
・	・	欠損金額等・災害損失金						
・	・	欠損金額等・災害損失金						
・	・	欠損金額等・災害損失金						
・	・	欠損金額等・災害損失金						
・	・	欠損金額等・災害損失金						
・	・	欠損金額等・災害損失金						
・	・	欠損金額等・災害損失金						
・	・	欠損金額等・災害損失金						
計								
時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額に満たない場合又は簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合の引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算の明細								
対象法人の 事業年度	欠損金額等の 区分	時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額に満たない場合	⑥のうち制限対象金額を構成するものとされた部分の金額 <small>(⑬の金額を⑥の古いものから順次振当)</small>	簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合	⑧のうち特定資産譲渡等損失相当額 別表12の⑫	⑨のうち簿価純資産超過額を構成するものとされた部分の金額 <small>(⑭の金額を⑨の古いものから順次振当)</small>		
		支配関係前未処理欠損金額等又は支配関係前控除未済欠損金額等 <small>(支配関係事業年度の前事業年度の別表9の⑤)</small>	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	
・	・	欠損金額等・災害損失金	円	円	円	円		
・	・	欠損金額等・災害損失金		内				
・	・	欠損金額等・災害損失金		内				
・	・	欠損金額等・災害損失金		内				
・	・	欠損金額等・災害損失金		内				
・	・	欠損金額等・災害損失金		内				
・	・	欠損金額等・災害損失金		内				
・	・	欠損金額等・災害損失金		内				
・	・	欠損金額等・災害損失金		内				
・	・	欠損金額等・災害損失金		内				
計								
支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産超過額又は簿価純資産超過額の計算の明細								
時価純資産超過額 <small>(⑳の(イ)-㉔の(イ))-㉔の(ロ)-㉔の(ロ))</small>		⑪	円	制限対象金額 ⑫-⑪	⑬	円		
支配関係前未処理欠損金額等又は支配関係前控除未済欠損金額等の合計額 ⑥の計		⑫		簿価純資産超過額 <small>(㉔の(ロ)-㉔の(ロ))-㉔の(イ)-㉔の(イ))</small>	⑭			
支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産価額及び簿価純資産価額の明細								
資		産		負債				
名称等	時価 (イ)	帳簿価額 (ロ)	名称等	時価 (イ)	帳簿価額 (ロ)	名称等	時価 (イ)	帳簿価額 (ロ)
	⑮	円		⑰	円		⑲	円
	⑯			⑱			⑳	
	⑰			㉑			㉒	
	⑰		計	㉒		計	㉓	

第六号様式別表十三の二(用紙日本産業規格A4) (第五条関係) [別紙五十四]

共同事業を行うための適格組織再編成等に該当しない場合の引継対象未処理欠損金額等又は控除未済欠損金額等の特例に関する明細書（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業）

事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

第六号様式別表十三の二（用紙日本産業規格A4）（第五条関係）〔別紙五十五〕

適格組織再編成等の別	合併（適格・非適格）・残余財産の確定・適格分割・適格現物出資・適格現物分配	適格組織再編成等の日	・	・
対象法人の別	被合併法人等（名称：）・当該法人	支配関係発生日	・	・

引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の特例計算							
対象法人の事業年度	欠損金額等の区分	被合併法人等の未処理欠損金額等又は当該法人の控除未済欠損金額等 <small>（被合併法人等の最終の事業年度の別表9の⑤又は当該法人の前期の別表9の⑤）</small>	特例計算による引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算	時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額以上である場合	時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額に満たない場合	簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合	特例計算による引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等
			（①の金額）	（②の金額）	（③の金額）	（④の金額）	②、③又は④
		①	②	③	④	⑤	
・	・	欠損金額等・災害損失金	円	円	円	円	円
・	・	欠損金額等・災害損失金					
・	・	欠損金額等・災害損失金					
・	・	欠損金額等・災害損失金					
・	・	欠損金額等・災害損失金					
・	・	欠損金額等・災害損失金					
・	・	欠損金額等・災害損失金					
・	・	欠損金額等・災害損失金					
・	・	欠損金額等・災害損失金					
・	・	欠損金額等・災害損失金					
・	・	欠損金額等・災害損失金					
計							

時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額に満たない場合又は簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合の引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算の明細

対象法人の事業年度	欠損金額等の区分	時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額に満たない場合	簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合			
		支配関係前未処理欠損金額等又は支配関係前控除未済欠損金額等 <small>（支配関係事業年度の前事業年度の別表9の⑤）</small>	⑥のうち制限対象金額を構成するものとされた部分の金額 <small>（⑬の金額を⑥の古いものから順次振当）</small>	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等発生額 <small>（支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表9の「当期分」の欠損金額等）</small>	⑧のうち特定資産譲渡等損失相当額 <small>別表12の⑫</small>	⑨のうち簿価純資産超過額を構成するものとされた部分の金額 <small>（⑭の金額を⑨の古いものから順次振当）</small>
		⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
・	・	欠損金額等・災害損失金	円	円	円	円
・	・	欠損金額等・災害損失金		内	円	円
・	・	欠損金額等・災害損失金		内		
・	・	欠損金額等・災害損失金		内		
・	・	欠損金額等・災害損失金		内		
・	・	欠損金額等・災害損失金		内		
・	・	欠損金額等・災害損失金		内		
・	・	欠損金額等・災害損失金		内		
・	・	欠損金額等・災害損失金		内		
・	・	欠損金額等・災害損失金		内		
・	・	欠損金額等・災害損失金		内		
・	・	欠損金額等・災害損失金		内		
計						

支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産超過額又は簿価純資産超過額の計算の明細

時価純資産超過額 <small>(22の(イ)-(26の(イ))-(22の(ロ)-(26の(ロ)))</small>	⑪	円	制限対象金額 <small>12-11</small>	⑬	円
支配関係前未処理欠損金額等又は支配関係前控除未済欠損金額等の合計額 <small>⑥の計</small>	⑫		簿価純資産超過額 <small>(22の(ロ)-(26の(ロ))-(22の(イ)-(26の(イ)))</small>	⑭	

支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産価額及び簿価純資産価額の明細

資			産			負債		
名称等	時価	帳簿価額	名称等	時価	帳簿価額	名称等	時価	帳簿価額
	(イ)	(ロ)		(イ)	(ロ)		(イ)	(ロ)
⑮	円	円	⑰	円	円	⑲	円	円
⑯			⑱			⑳		
⑰			㉑			㉒		
⑰			計	㉒		計	㉓	

事業を移転しない適格組織再編成等が行われた場合の
控除未済欠損金額等の特例に関する明細書

事業	・	・	法人名
年度	・	・	

第六号様式別表十三の三 (用紙日本産業規格A4) (第五条関係) [別紙五十六]

適格組織再編成等の別		適格分割・適格現物出資・適格現物分配		適格組織再編成等の日		支配関係発生日	
調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の特例計算				特例計算による調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算			
当該法人の 事業年度	欠損金額等の 区分	当該法人の控除未済 欠損金額等 (当該法人の前期の別表9 の⑤)	移転時価資産価額が 移転簿価資産価額以下 である場合	移転時価資産価額が移転簿価資産価額を 超える場合	移転時価資産超過額 が支配関係前欠損金 額等の合計額以下で ある場合	移転時価資産超過額 が支配関係前欠損金 額等の合計額を超え る場合	特例計算による調整 後の当該法人分の控 除未済欠損金額等
			(①の金額)		(支配関係事業年度前の 事業年度にあつては(⑥- ⑦)、支配関係事業年度 以後の事業年度であつて は①)	(支配関係事業年度前の 事業年度にあつては0、支 配関係事業年度以後の 事業年度にあつては(①- ⑩))	②、③又は④
		①	②	③	④	⑤	
：	：	円	円	円	円	円	円
：	：						
：	：						
：	：						
：	：						
：	：						
：	：						
：	：						
：	：						
：	：						
計							
移転時価資産価額が移転簿価資産価額を超える場合の調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算の明細							
当該法人の 事業年度	欠損金額等の 区分	支配関係前欠損金額 等 (支配関係事業年度前の事 業年度の①)	移転時価資産超過額が支配 関係前欠損金額等の合計 額以下である場合	移転時価資産超過額が支配関係前欠損金額等の合計額を超える場合		⑨のうち制限対象金 額を構成するものと された部分の金額	
			⑥のうち移転時価資 産超過額を構成する ものとされた部分の 金額 (⑪の金額を⑥の古いもの から順次振当)	支配関係事業年度以後 の事業年度の欠損金 額等のうち特定資産譲 渡等損失相当額以外 の部分から成る金額 (別表12「⑧-⑫」)	支配関係後欠損金額 等 (支配関係事業年度以後の 事業年度の(①-⑧))	⑩のうち制限対象金 額を構成するものと された部分の金額 (⑬の金額を⑨の古いもの から順次振当)	
		⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	
：	：	円	円	円	円	円	円
：	：						
：	：						
：	：						
：	：						
：	：						
：	：						
：	：						
：	：						
計							
制限対象金額の計算の明細				移転直前における移転時価資産価額及び移転簿価資産価額の明細			
移転時価資産超過額 (⑬の(イ)-⑭の(ロ))	⑪		円	名称等	時価 (イ)	帳簿価額 (ロ)	
支配関係前欠損金額等の合計額 (⑥の計)	⑫				⑭	円	円
制限対象金額 ⑪-⑫	⑬				⑮		
				計	⑯		

事業を移転しない適格組織再編成等が行われた場合の（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業）
 控除未済欠損金額等の特例に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

適格組織再編成等の別	適格分割・適格現物出資・適格現物分配	適格組織再編成等の日	・	・
		支配関係発生日	・	・

調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の特例計算						
当該法人の事業年度	欠損金額等の区分	当該法人の控除未済欠損金額等 〔当該法人の前期の別表9の⑤〕	特例計算による調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算			特例計算による調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等 ②、③又は④
			移転時価資産価額が移転簿価資産価額以下である場合 (①の金額)	移転時価資産価額が移転簿価資産価額を超える場合 移転時価資産超過額が支配関係前欠損金額等の合計額以下である場合 〔支配関係事業年度前の事業年度にあっては(⑥-⑦)、支配関係事業年度以後の事業年度にあっては①〕	移転時価資産超過額が移転簿価資産価額を超える場合 移転時価資産超過額が支配関係前欠損金額等の合計額を超える場合 〔支配関係事業年度前の事業年度にあっては0、支配関係事業年度以後の事業年度にあっては(①-⑩)〕	
		①	②	③	④	⑤
：	：	円	円	円	円	円
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
計						

移転時価資産価額が移転簿価資産価額を超える場合の調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算の明細						
当該法人の事業年度	欠損金額等の区分	支配関係前欠損金額等 〔支配関係事業年度前の事業年度の①〕	移転時価資産超過額が支配関係前欠損金額等の合計額以下である場合	移転時価資産超過額が支配関係前欠損金額等の合計額を超える場合		
			⑥のうち移転時価資産超過額を構成するものとされた部分の金額 〔①の金額を⑥の古いものから順次振当〕	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額以外の部分から成る金額 〔別表12「⑧-⑫」〕	支配関係後欠損金額等 〔支配関係事業年度以後の事業年度の(①-⑧)〕	⑨のうち制限対象金額を構成するものとされた部分の金額 〔⑬の金額を⑨の古いものから順次振当〕
		⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
：	：	円	円	円	円	円
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
計						

制限対象金額の計算の明細			移転直前における移転時価資産価額及び移転簿価資産価額の明細		
移転時価資産超過額 (17の(イ)-(17の(ロ)))	⑪	円	名称等	時価 (イ)	帳簿価額 (ロ)
支配関係前欠損金額等の合計額 (⑥の計)	⑫			⑭	円
制限対象金額 ⑪-⑫	⑬		⑮		
			計	⑯	

法人名		※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
		法人番号					
		事業年度	令和 令和	年 年	月 月	日から 日まで	

基準法人所得割額及び基準法人収入割額に関する計算書

1. 基準法人所得割額の計算

摘要		所得割の課税標準	税率 ($\frac{\text{率}}{100}$)	基準法人所得割額
		兆 十億 百万 千 円		兆 十億 百万 千 円
所得割	所得金額総額 ①			
	年400万円以下の金額 ②		0.00	
	年400万円を超え年800万円以下の金額 ③		0.00	
	年800万円を超える金額 ④		0.00	
	計 ②+③+④ ⑤		0.00	
	軽減税率不適用法人の金額 ⑥		0.00	

2. 基準法人収入割額の計算

摘要		収入割の課税標準	税率 ($\frac{\text{率}}{100}$)	基準法人収入割額
		兆 十億 百万 千 円		兆 十億 百万 千 円
収入割	収入金額総額 ⑦			
	収入金額 ⑧		0.00	

第六号様式別表十四 (提出用)
(用紙日本産業規格A4・セピア色)
(第五条関係) (別紙五十八)

法人名	※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	法人番号					
	事業年度	令和 令和	年	月	日	日から 日まで

第六号様式別表十四 (提出用)

基準法人所得割額及び基準法人収入割額に関する計算書

1. 基準法人所得割額の計算

摘要	所得割の課税標準	税率 ($\frac{\quad}{100}$)	基準法人所得割額	
				兆
① 所得金額総額				
② 年400万円以下の金額	000		00	
③ 年400万円を超え年800万円以下の金額	000		00	
④ 年800万円を超える金額	000		00	
計 ②+③+④	000		00	
⑥ 軽減税率不適用法人の金額	000		00	

(用紙日本産業規格A4・セピア色)

2. 基準法人収入割額の計算

摘要	収入割の課税標準	税率 ($\frac{\quad}{100}$)	基準法人収入割額	
				兆
⑦ 収入金額総額				
⑧ 収入金額	000		00	
⑨ 収入金額総額				
⑩ 収入金額	000		00	

(第五条関係)

「別紙五十九」

整理番号		事務所	区分	管理番号		申告区分
1			A			
法人番号						
申告年月日		事業年度		予備		
38		43		56		
				69		

第六号様式別表十四 (入力用)

(用紙日本産業規格 A 4・セピア色)

(第五条関係)

〔別紙六十二〕

12 B

01					
02				000	
03				000	
04				000	
05				000	
06				000	

11				00	
12				00	
13				00	
14				00	
15				00	

12 B

07					
08				000	
09					
10				000	

16				00	
----	--	--	--	----	--

17				00	
----	--	--	--	----	--

第六号の三様式（提出用）（用紙日本産業規格A4・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）〔別紙六十二〕

受付印

令和 年 月 日

殿

法人番号 申告年月日

所在地 <small>（本県が支店等の場合は本店所在地と併記）</small>	事業種目	兆	十億	百万	千	円
(ふりがな)	前期末現在の資本金の額 又は出資金の額	()
法人名	前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額					
代表者氏名	前期末現在の 資本金等の額					

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分又は前連結事業年度分の道府県民税の予定申告書

事業税				道府県民税			
前事業年度の事業税額 (41)の金額	18	兆	十億	百万	千	円	00
所得割額 (42) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	19						00
付加価値割額 (43) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	20						00
資本割額 (44) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	21						00
収入割額 (45) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	22						00
前事業年度の特別法人事業税額又は地方法人特別税額 (51)	23						00
特別法人事業税額又は地方法人特別税額 (23) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	24						00
予定申告税額 (19+20+21+22+24)	25						00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額又は地方法人特別税額	26						00
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額又は地方法人特別税額 (25-26)	27						00
前事業年度の事業税額・特別法人事業税額又は地方法人特別税額の明細							
摘要		課税標準		税率 (100)		税額	
所得割	所得金額総額 28	兆	十億	百万	千	円	
所得割	所得金額 29						兆 十億 百万 千 円
付加価値割	付加価値額総額 30						兆 十億 百万 千 円
付加価値割	付加価値額 31						兆 十億 百万 千 円
資本割	資本金等の額総額 32						兆 十億 百万 千 円
資本割	資本金等の額 33						兆 十億 百万 千 円
収入割	収入金額総額 34						兆 十億 百万 千 円
収入割	収入金額 35						兆 十億 百万 千 円
合計事業税額 29+31+33+35				36			
平成28年改正法附則第5条の控除額				37			
事業税の特定寄附金税額控除額				38			
仮装経理に基づく事業税額の控除額				39			
租税条約の実施に係る事業税額の控除額				40			
納付すべき事業税額 36-37-38-39-40				41			
41の内訳	所得割 42	兆	十億	百万	千	円	付加価値割 43
41の内訳	資本割 44						収入割 45
摘要		課税標準		税率 (100)		税額	
所得割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額	46	兆	十億	百万	千	円	00
収入割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額	47						00
合計特別法人事業税額又は地方法人特別税額 (46+47)				48			
仮装経理に基づく特別法人事業税額又は地方法人特別税額の控除額				49			
租税条約の実施に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額の控除額				50			
納付すべき特別法人事業税額又は地方法人特別税額 (48-49-50)				51			
道府県民税							
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 (17)の金額	1	兆	十億	百万	千	円	00
予定申告税額 (1) × $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$	2						00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	3						00
この申告により納付すべき法人税割額 (2-3)	4						00
均等割額	5						月
この申告により納付すべき道府県民税額 (4+6)	7						00
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細							
(特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	8	兆	十億	百万	千	円	()
法人税割額	9						
道府県民税の特定寄附金税額控除額	10						
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	11						
外国の法人税等の額の控除額	12						
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	13						
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	14						
納付すべき法人税割額 (9-10-11-12-13-14)	15						
5のうち特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等に係る法人税割額	16						
差引法人税割額 (15-16)	17						
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	52						
この申告の期間							
前事業年度又は前連結事業年度の期間							
備考							
関与税理士署名押印 (電話)							

令和 年 月 日 受付印		登記事項 登記年月日 確認印		整理番号	事務所	管理番号	申告区分
		法人番号		申告年月日 年 月 日			
所在地 (本県が支店等 の場合は本店 所在地と併記) (ふりがな)		(電話)		事業種目			
法人名 (ふりがな)		代表者 氏名印 (ふりがな)		前期末現在の資本金の額 又は出資金の額 (兆 十億 百万 千 円)		前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額	
前期末現在の 資本金等の額		前期末現在の 資本金等の額		前期末現在の 資本金等の額		前期末現在の 資本金等の額	

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの 事業年度分又は 道府県民税の 連結事業年度分 の 特別法人事業税 の 予定申告書 ※

事業税				道府県民税			
前事業年度の事業税額 (①の金額)	18	兆	十億	百万	千	円	00
所得割額 (④× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	19						00
付加価値割額 (④× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	20						00
資本割額 (④× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	21						00
収入割額 (④× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	22						00
特別法人税 前事業年度の特別法人事業税額 (⑤)	23						00
特別法人事業税額 (⑤× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	24						00
予定申告税額 (⑱+⑳+㉑+㉒+㉓)	25						00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額	26						00
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額	27						00
前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細							
摘要		課税標準		税率 (100)		税額	
所得割	所得金額総額 ⑳	兆	十億	百万	千	円	
	所得金額 ㉑						
付加価値割	付加価値額総額 ㉒						
	付加価値額 ㉓						
資本割	資本金等の額総額 ㉔						
	資本金等の額 ㉕						
収入割	収入金額総額 ㉖						
	収入金額 ㉗						
合計事業税額 ㉙+㉚+㉛+㉜				36			
平成28年改正法附則第5条の控除額				37			
事業税の特定寄附金税額控除額				38			
仮装経理に基づく事業税額の控除額				39			
租税条約の実施に係る事業税額の控除額				40			
納付すべき事業税額 36-37-38-39-40				41			
④の内訳	所得割 ④	兆	十億	百万	千	円	
	付加価値割 ④						
	資本割 ④						
	収入割 ④						
摘要		課税標準		税率 (100)		税額	
所得割に係る特別法人事業税額	④	兆	十億	百万	千	円	00
収入割に係る特別法人事業税額	④						00
合計特別法人事業税額 (④+④)				48			
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額				49			
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額				50			
納付すべき特別法人事業税額 48-49-50				51			
道府県民税							
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 (⑬の金額)	①	兆	十億	百万	千	円	00
予定申告税額 (①× $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$)	②						00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③						00
この申告により納付すべき法人税割額 (②-③)	④						00
均等割額	⑤						月
算定期間中において事務所等を有していた月数	⑤						円
この申告により納付すべき道府県民税額 (④+⑥)	⑦						00
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細							
(特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等)課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	⑧	兆	十億	百万	千	円	
法人税割額	⑨						
道府県民税の特定寄附金税額控除額	⑩						
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑪						
外国の法人税等の額の控除額	⑫						
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑬						
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑭						
納付すべき法人税割額 (⑨-⑩-⑪-⑫-⑬-⑭)	⑮						
⑮のうち特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等に係る法人税割額	⑯						
差引法人税割額 (⑮-⑯)	⑰						
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	⑳						
この申告の期間							
前事業年度又は前連結事業年度の期間				:			
備考							
関与税理士署名押印 (電話)							

(事業税)

(特別法人事業税)

受付印

令和 年 月 日 整理番号 事務所 管理番号 申告区分

法人番号 申告年月日 所在地 (本県が支店等の場合は本店所在地と併記) (ふりがな) 法人名 (ふりがな) 代表者氏名印 事業種目 前期末現在の資本金の額又は出資金の額 前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額 前期末現在の資本金等の額

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分又は前連結事業年度分の道府県民税の予定申告書

Table with columns for '事業税' and '道府県民税'. Rows include: 前事業年度の事業税額 (8), 所得割額 (54), 付加価値割額 (55), 資本割額 (56), 収入割額 (57), 所得割額 (58), 付加価値割額 (59), 資本割額 (60), 収入割額 (61), 前事業年度の特別法人事業税額 (68), 特別法人事業税額 (17), 予定申告税額 (9+10+11+12+13+14+15+16+18), 前事業年度の特別法人事業税額 (68), 特別法人事業税額 (17), 前事業年度又は前連結事業年度の期間, 法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額.

関与税理士署名押印 (電話)

第六号の三様式(その2) (提出用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係) 別紙六十四

		事業年度又は 連結事業年度	・ ・	法人 名						
前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細					前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細					
摘 要		課 税 標 準	税率 (100)	税 額	(特別控除戻戻税額等又は個別 帰属特別控除戻戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別 帰属法人税額					
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業					23	(兆 十億 百万 千 円)				
所得割	所得金額総額	33	兆 十億 百万 千 円		法人税割額	24				
	所得金額	34		兆 十億 百万 千 円		道府県民税の特定 寄附金税額控除額	25			
付加価値割	付加価値額総額	35			外国の法人税等 の額の控除額	26				
	付加価値額	36		兆 十億 百万 千 円		外国の法人税等 の額の控除額	27			
資本割	資本金等の額総額	37			仮装経理に基づく法人 税割額の控除額	28				
	資本金等の額	38		兆 十億 百万 千 円		仮装経理に基づく法人 税割額の控除額	29			
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業					納付すべき法人税割額 24-25-26-27-28-29					
収入割	収入金額総額	39	兆 十億 百万 千 円		差引法人税割額 30-31	30				
	収入金額	40		兆 十億 百万 千 円		29のうち特別控除戻戻税額等 又は個別帰属特別控除戻戻税額等 に係る法人税割額	31			
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					30-31					
所得割	所得金額総額	41	兆 十億 百万 千 円		所得割	42				
	所得金額	42		兆 十億 百万 千 円		所得割	43			
付加価値割	付加価値額総額	43			付加価値割	44				
	付加価値額	44		兆 十億 百万 千 円		付加価値割	45			
資本割	資本金等の額総額	45			資本割	46				
	資本金等の額	46		兆 十億 百万 千 円		資本割	47			
収入割	収入金額総額	47			収入割	48				
	収入金額	48		兆 十億 百万 千 円		収入割	49			
合計事業税額 34+36+38+40+42+44+46+48				49						
事業税の特定寄附金税額控除額				50						
仮装経理に基づく事業税額の控除額				51						
租税条約の実施に係る事業税額の控除額				52						
納付すべき事業税額 49-50-51-52				53						
法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業					法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					
33の内訳	所得割	54	兆 十億 百万 千 円	付加価値割	55	兆 十億 百万 千 円				
	資本割	56		収入割	57					
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					
33の内訳	所得割	58	兆 十億 百万 千 円	付加価値割	59	兆 十億 百万 千 円				
	資本割	60		収入割	61					
摘 要		課 税 標 準	税率 (100)	税 額						
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の 所得割に係る特別法人事業税額		62	兆 十億 百万 千 円	0.0						
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の 収入割に係る特別法人事業税額		63		0.0						
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の 収入割に係る特別法人事業税額		64		0.0						
合計特別法人事業税額 (62+63+64)				65						
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額				66						
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額				67						
納付すべき特別法人事業税額 65-66-67				68						

(事業税)

(特別法人事業税)

1	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分	24
			A			
	法人番号			申告年月日		43
				年	月	日
						25

事業年度又は
連結事業年度

44

49

50

55

12	B	70							
		71							
		72							
		73							
		56							69
		予備							

12	B	8							00
		9							00
		10							00
		11							00
		12							00
		13							00
		14							00
		15							00
		16							00
		17							00
		18							00
		19							00
		20							00
		21							00
		22							

12	B	01							00
		02							00
		03							00
		04							00
		05							
		06							00
		07							00

		12	B	80	分割 基準	分割 県数				
事業税	1	総数	81							
		本県分	82							
	2	総数	83							
		本県分	84							
	3	総数	85							
		本県分	86							
売上高		総数	87							
		軌道又は は鉄道	88							

第6号の3様式（その2）記載要領

- 1 この申告書は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人（同項第1号又は第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人を含む。）が前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎にして中間申告をする場合に使用すること。
- 2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通を提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所）所在地の道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）1通を添付すること。
- 3 ※印の欄は記載しないこと。
- 4 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 5 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載すること。
- 6 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 7 「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第1項第4号の5ロ、ハ又はホ（政令第6条の25第2号又は第3号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。
- 8 法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする法人にあっては、前事業年度の課税標準の総額の月数換算額を当該期間の分割基準によって算出した第10号様式を添付すること。
- 9 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額^㉔」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

特定寄附金を支出した場合の税額
控除の計算に関する明細書

事業年度又は 連結事業年度	・	・	法人名
	・	・	

第七号の三様式 (用紙日本産業規格A4) (附則第二条の六・第二条の六の二・第三条関係)

1. 特定寄附金に関する明細

支出した 特定寄附金	寄附した年月日	寄附先	まち・ひと・しごと創生寄附 活用事業の事業名	特定寄附金の額
①				
	計		②	

2. 特定寄附金額の按分の計算

適用する事業税の分割基準	1. 従業者数 2. 固定資産の価額	3. 事務所又は事業所数 4. 軌道の延長キロメートル数	5. 電線路の電力の容量
--------------	-----------------------	---------------------------------	--------------

	事業税		道府県民税・都民税	
	分割基準 (単位 =) (イ)	按分後の 特定寄附金の額 (ロ) 円	従業者の数 (単位 = 人) (ハ)	按分後の 特定寄附金の額 (ニ) 円
本都道府県分 ③				
③のうち東京都特別区分 ④				
③のうち東京都市町村分 ⑤				
合計 ⑥				

[別紙六十五]

3. 特定寄附金税額控除額の計算

事業税			道府県民税・都民税		
特定寄附金の額 ②又は③の(ロ)	⑦	円	特定寄附金の額 ②又は③の(ニ)	⑫	円
控除額 ⑦×10/100	⑧		控除額 ⑫×2.9/100又は⑮+⑰	⑬	
控除対象事業税額 第6号様式⑳ - 第6号様式㉑	⑨	00	特別区分 特定寄附金の額 ②、③の(ニ)又は④の(ニ)	⑭	
税額控除上限額 ⑨×20/100	⑩		特別区分 控除額 ⑭×20/100	⑮	
控除額 ⑧と⑩のうち少ない額	⑪		市町村分 特定寄附金の額 ②、③の(ニ)又は⑤の(ニ)	⑯	
			市町村分 控除額 ⑯×2.9/100	⑰	
			控除対象法人税割額 第6号様式㉒ - 第6号の2様式③	⑱	
			税額控除上限額 ⑱×20/100	⑲	
			控除額 ⑬と⑲のうち少ない額	⑳	

(東京都の場合)

特定寄附金を支出した場合の税額
控除の計算に関する明細書

事業年度又は 連結事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

第七号の三様式 (用紙日本産業規格A4) (附則第二条の六・第二条の六の二・第三条関係) [別紙六十六]

1. 特定寄附金に関する明細

支出した 特定寄附金	寄附した年月日	寄附先	まち・ひと・しごと創生寄附 活用事業の事業名	特定寄附金の額
①				
	計		②	

2. 特定寄附金額の按分の計算

適用する事業税の分割基準	1. 従業者数 2. 固定資産の価額	3. 事務所又は事業所数 4. 軌道の延長キロメートル数	5. 電線路の電力の容量
--------------	-----------------------	---------------------------------	--------------

	事業税		道府県民税・都民税	
	分割基準 (単位 =) (イ)	按分後の 特定寄附金の額 (ロ)	従業者の数 (単位 = 人) (ハ)	按分後の 特定寄附金の額 (ニ)
本都道府県分 ③		円		円
③のうち東京都特別区分 ④				
③のうち東京都市町村分 ⑤				
合計 ⑥				

3. 特定寄附金税額控除額の計算

事業税			道府県民税・都民税		
特定寄附金の額 ②又は③の(ロ)	⑦	円	特定寄附金の額 ②又は③の(ニ)	⑫	円
控除額 ⑦×20/100	⑧		控除額 ⑫×5.7/100又は⑮+⑰	⑬	
控除対象事業税額 第6号様式⑳又は第6号様式(その2)㉑	⑨	00	東京都に申告する 特別区分 市町村分 の場合の㉒の計算	特定寄附金の額 ②、③の(ニ)又は④の(ニ)	⑭
税額控除上限額 ⑨×20/100	⑩			控除額 ⑭×40/100	⑮
控除額 ⑧と⑩のうち少ない額	⑪			特定寄附金の額 ②、③の(ニ)又は⑤の(ニ)	⑯
				控除額 ⑯×5.7/100	⑰
				控除対象法人税割額 (第6号様式㉓又は第6号様式(その2)㉔)-第6号の2様式③	⑱
				税額控除上限額 ⑱×20/100	⑲
				控除額 ⑬と⑲のうち少ない額	⑳

(東京都の場合)

更正請求書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	令和 年 月 日	※ 処理 事項	発信年月日					
	殿		通信日付印	確認印				
所在地及び電話番号		〒 (電話)						
(ふりがな) 法人名及び法人番号		(法人番号)						
(ふりがな) 代表者氏名印								
地方税法 条 の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。								
更正の請求の対象となる 事業年度又は連結事業年度		・ ・ から ・ ・ まで						
摘 要		更正の請求前			更正の請求後			
道府県 民 税	課 税 標 準 等	円			円			
	税 額 等							
事業税	課 税 標 準 等	所 得 等						
		付 加 価 値 額						
		資 本 金 等 の 額						
		収 入 金 額						
		欠 損 金 額 等						
税 額 等								
特別法人 事業税 又は 地方法人 特別税	課 税 標 準	基準法人所得割額						
		基準法人収入割額						
		税 額 等						
法第20条の9の3第1項の 更正の請求の場合		法 定 納 期 限	・ ・					
法第20条の9の3第2項の 更正の請求の場合		第1号の判決等の確定日	・ ・					
		第2号の更正・決定等のあった日	・ ・					
		第3号の政令で定める理由の生じた日	・ ・					
法第53条の2の更正の請求の 場合		国の税務官署の更正の通知日	・ ・					
法第72条の33の2の更正の 請求の場合		修 正 申 告 書 の 提 出 日	・ ・					
		更 正 ・ 決 定 の 通 知 を 受 け た 日	・ ・					
		国の税務官署の更正・決定の通知日	・ ・					
更正の請求をする理由及び請 求をするに至った事情の詳細 その他参考となるべき事項								
連結親法人の本店所在地及び 電話番号		〒 (電話)						
(ふりがな) 連結親法人の名称及び法人番号		(法人番号)						
還付を受けようとする金融機関 及び支払方法		銀行 支店 口座番号 (普通・当座)						
関与税理士署名押印		(電話)						

第十号の三様式 (用紙日本産業規格A4) (第六条の五関係) [別紙六十九]

更正請求書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	令和 年 月 日	※ 処理 事項	発信年月日			
		殿	通信日付印	確認印		
所在地及び電話番号		(電話)				
(ふりがな) 法人名及び法人番号		(法人番号)				
(ふりがな) 代表者氏名印						
地方税法 条 の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。						
更正の請求の対象となる 事業年度又は連結事業年度		. . . から . . . まで				
摘 要		更正の請求前		更正の請求後		
道府県 民 税	課 税 標 準 等	円		円		
	税 額 等					
事業税 (法第72条 の2第1項 第1号 第2号 第3号 に掲げる事業)	課 税 標 準 等	所 得 等				
		付 加 価 値 額				
		資 本 金 等 の 額				
		収 入 金 額				
		欠 損 金 額 等				
	税 額 等					
特別法人 事業税 又は 地方法人 特別税	課 税 標 準	基 準 法 人 所 得 割 額				
		基 準 法 人 収 入 割 額				
	税 額 等					
法第20条の9の3第1項の 更正の請求の場合		法 定 納 期 限	. . .			
法第20条の9の3第2項の 更正の請求の場合		第1号の判決等の確定日	. . .			
		第2号の更正・決定等のあった日	. . .			
		第3号の政令で定める理由の生じた日	. . .			
法第53条の2の更正の請求の 場合		国 の 税 務 官 署 の 更 正 の 通 知 日	. . .			
法第72条の33の更正の請求 の場合		修 正 申 告 書 の 提 出 日	. . .			
		更 正 ・ 決 定 の 通 知 を 受 け た 日	. . .			
		国 の 税 務 官 署 の 更 正 ・ 決 定 の 通 知 日	. . .			
更正の請求をする理由及び請 求をするに至った事情の詳細 その他参考となるべき事項						
連結親法人の本店所在地及び 電話番号		(電話)				
(ふりがな) 連結親法人の名称及び法人番号		(法人番号)				
還付を受けようとする金融機関 及び支払方法		銀行 支店 口座番号 (普通・当座)				
関与税理士署名押印		(電話)				

第十号の三様式 (用紙日本産業規格A4) (第六条の五関係) [別紙七十]

徴収猶予の申請書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	送付年月日 <small>通信目付印</small>	整理番号	事務所 <small>区分</small>	管理番号	申請区分
	年 月 日 殿	相互協議申立て年月日	年 月 日	法人番号	
所在地 <small>(本県が支店等 の場合は本店 所在地と併記)</small>			相手国等に相互協議申立てを行っている場合 <input type="checkbox"/>		
	(電話)	(ふりがな) 法人名			

地方税法 第55条の2第1項・第72条の39の2第1項
 第55条の4第1項・第72条の39の4第1項の規定により、下記のとおり徴収猶予を申請します。

	事業年度又は 連結事業年度	納期限	法人道府県民税		事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税				
			法人税割額	延滞金額	所得割額又は特別法人事業税額 若しくは地方法人特別税額	付加価値割額	加算金額	延滞金額	
納付すべき金額			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
上記のうち猶予を受けようとする金額			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
担保									

第十号の五様式(第三条の四・第三条の四の三・第五条の二・第五条の四関係)「別紙七十二」

令和 年度分 事業税申告書

知事殿 令和 年 月 日提出	ふりがな 氏名	⑩	屋号 電話番号	
	住所		事務所又は 事業所の所在地	
	個人番号			

事業の種類	①収入金額	②必要経費 (③の金額を含め ないこと)	③青色事業専従者 給与額又は事業専 従者控除額	所得金額 ①-②-③
	円	円	円	円

専従者控除額の内訳	氏名	個人番号	あなた との 続柄	生年月日	従事 月数	青色事業専従者 給与額又は事業 専従者控除額	所得税法第 57条第2項 の書類の提 出の有無	
					. .	月	円	有 無
					. .	月	円	有 無
					. .	月	円	有 無
所得税における青色申告の承認の有無					有 無			

次の事項に該当する方は下の記載欄に書いてください。なお、事務所又は事業所が他の都道府県にもある方は、その所在地と各月の末日現在の従業者の数を事務所又は事業所ごとに適宜の用紙に書いて、添付してください。

- 1 事業税の非課税所得がある方
- 2 事業用資産の譲渡損失がある方
- 3 被災事業用資産の損失がある方（白色申告者のみ）
- 4 前年中に新しく事業を開始した方又は事業を廃止した方

1	非課税事業 の種類	④収入金額	⑤必要経費 (⑥の金額を含め ないこと)	⑥青色事業専従者 給与額又は事業 専従者控除額 (③×非課税事業 への従事割合)	所得金額 ④-⑤-⑥	
		円	円	円	円	
2	譲渡資産の種類	⑦譲渡価格	⑧帳簿価格	損失額 ⑧-⑦		
		円	円	円		
3	赤字のうちに含まれる被災事業用資産の損失の金額				円	
4	新しく事業を開始し、又は事業を廃止した月日			月	日	開始 廃止

----- (切り取らないでください) -----

令和 年度分 事業税申告書の受付書

氏名	殿	受付日付印
住所		

令和 年度分 事業税申告書

知事殿 令和 年 月 日提出	ふりがな 氏 名	④ 屋 号 電 話 番 号
	住 所	事務所又は 事業所の所 在 地
	個人番号	

事業の種類	①収入金額	②必要経費 (③の金額を含め) ないこと	③青色事業専従者 給与額又は事業専 従者控除額	所 得 金 額 ①-②-③
	円	円	円	円

専従者控除額の内訳	氏 名	個人番号	あなた との 続 柄	生年月日	従事 月数	青色事業専従者 給与額又は事業 専従者控除額	所得税法第 57条第2項 の書類の提 出の有無	
					. .	月	円	有 無
					. .	月	円	有 無
					. .	月	円	有 無
所得税における青色申告の承認の有無					有 無			

次の事項に該当する方は下の記載欄に書いてください。なお、事務所又は事業所が他の都道府県にもある方は、その所在地と各月の末日現在の従業者の数を事務所又は事業所ごとに適宜の用紙に書いて、添付してください。

- 1 事業税の非課税所得がある方
- 2 事業用資産の譲渡損失がある方
- 3 被災事業用資産の損失がある方（白色申告者のみ）
- 4 前年中に新しく事業を開始した方又は事業を廃止した方

1	非課税事業 の 種 類	④収入金額	⑤必要経費 (⑥の金額を含め) ないこと	⑥青色事業専従者 給与額又は事業 専従者控除額 (③×非課税事業 への従事割合)	所 得 金 額 ④-⑤-⑥	
		円	円	円	円	
2	譲渡資産の種類	⑦譲 渡 価 格	⑧帳 簿 価 格	損 失 額 ⑧-⑦		
		円	円	円		
3	赤字のうちに含まれる被災事業用資産の損失の金額				円	
4	新しく事業を開始し、又は事業を廃止した月日			月	日	開始 廃止

----- (切り取らないでください) -----

令和 年度分 事業税申告書の受付書

氏 名	殿	受付日付印
住 所		

徴収猶予の申請書

第十四号の三様式
(第七条関係)
〔別紙七十五〕

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>	年 月 日 殿	相互協議申立て年月日	年 月 日	相手国等に相互協議申立てを行っている場合 <input type="checkbox"/>
主たる 事務所 又は 事業所 所在地	(電話)		(ふりがな) 氏 名	

地方税法第72条の57の2第1項の規定により、下記のとおり徴収猶予を申請します。

	年度	納期限	事業税額	延滞金額
納付すべき金額			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
上記のうち猶予を受けようとする金額			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
担保				

第14号の3様式記載要領

- 1 この申請書は法第72条の57の2第1項の規定に基づき徴収の猶予を申請する場合に使用すること。
- 2 ※印の欄は記載しないこと。

徴収猶予の申請書

第十四号の三様式（第六条の九関係）

〔別紙七十六〕

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>	年 月 日 殿	相互協議申立て年月日	年 月 日	相手国等に相互協議申立てを行っている場合 <input type="checkbox"/>
主たる事務所 又は 事業所所在地	(電話)		(ふりがな) 氏名	

送付年月日 通信日付印	確認印
----------------	-----

地方税法第72条の57の2第1項の規定により、下記のとおり徴収猶予を申請します。

	年度	納期限	事業税額	延滞金額
納付すべき金額			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
上記のうち猶予を受けようとする金額			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
担保				

第14号の3様式記載要領

- 1 この申請書は法第72条の57の2第1項の規定に基づき徴収の猶予を申請する場合に使用すること。
- 2 ※印の欄は記載しないこと。

第16号の43様式記載要領〔別紙七十七〕

- 1 この申告書は、法第160条の規定により自動車税環境性能割の納付に関し申告又は報告を行う場合、また、法第177条の13第1項の規定により自動車税種別割の賦課徴収に関し申告又は報告を行う場合に使用すること。
- 2 「申告区分」及び「取得原因」の各欄には、該当する項目の番号を右の枠内に記入すること。また、「申告区分」の欄で「7. 変更」に該当する場合には、番号を記入するほか、（ ）内の該当項目を○で囲むこと。
- 3 「課税区分」の欄には、該当する項目の番号を「環境性能割」及び「種別割」の各枠内に記入すること。また、移転登録による自動車税種別割の課税対象外、本人持ち込みにより他の都道府県から転入する場合の自動車税環境性能割の課税対象外等、1から6までの項目に該当しない場合には、「7. その他」を選択し（ ）内にその詳細を記入すること。
- 4 「登録年月日」、「初度登録年月」及び「生年月日」の各欄のうち年号の部分には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 5 「納税（申告・報告）義務者」の欄の「住所又は所在地」には、上段に都道府県、市町村名、番地まで記入すること。また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、下段の枠内に、ビル等の名称のほか棟号数、室番号又は○〇様方のように、郵便物が確実に届くように記入すること。なお、「氏名又は名称」の欄の右端の「印」位置に、必ず押印すること。
- 6 「用途」、「種別」、「営・自区分」、「燃料の種類」、「所有形態」及び「グリーン化特例」の各欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 7 「用途」の欄で「07. バス（その他）」、「09. 特種用途自動車」又は「10. その他」に該当する場合及び「燃料の種類」又は「所有形態」の各欄で「その他」に該当する場合は、（ ）内にその詳細を記入すること。
- 8 「車体の形状」の欄には、自動車検査証の「車体の形状」の欄に記載された形状を記入すること。
- 9 「乗車定員」及び「最大積載量」の各欄には、貨客兼用車等であるため乗車定員及び最大積載量がそれぞれ複数ある場合、（ ）内にはいずれか大きい方の乗車定員とこれに係る最大積載量を記入すること。
- 10 「長さ」、「幅」及び「高さ」の各欄には、特種用途自動車の場合のみ記入すること。
- 11 「取得前の用途」の欄には、他から自動車の譲渡を受けた場合など、今回の申告以前も当該自動車が所有されていた場合においてその用途について該当する項目の番号を枠内に記入し、併せて初度登録年月からの経過年数を記入すること。また、「3. その他」に該当する場合には、（ ）内にその詳細を記入すること。
- 12 「通常の取得価額」の欄には、法第156条に規定する通常の取得価額を記入すること。
- 13 「通常の取得価額」の欄の「付加物の内訳」には、具体的な付加物の名称とその金額を記入すること。
- 14 「税率区分」の欄には、次のうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。また、「★★★★」は平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車のことを、「★★★」は平成30年排出ガス基準25%低減又は平成17年排出ガス基準50%低減達成車のことをいう。

なお、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車であって、次の【乗用車】の01～11又は【2.5t以下バス・トラック】のうち、平成22年度基準エネルギー消費効率を満たしている自動車については、「R2年度燃費基準+40%達成」は「H22年度燃費基準+110%達成」に、「R2年度燃費基準+30%達成」は「H22年度燃費基準+95%達成」に、「R2年度燃費基準+20%達成」は「H22年度燃費基準+80%達成」に、「R2年度燃費基準+10%達成」は「H22年度燃費基準+65%達成」に、「R2年度燃費基準達成」は「H22年度燃費基準+50%達成」に、「H27年度燃費基準+25%達成」は「H22年度燃費基準+57%達成」に、「H27年度燃費基準+20%達成」は「H22年度燃費基準+50%達成」に、「H27年度燃費基準+15%達成」は「H22年度燃費基準+44%達成」に、「H27年度燃費基準+10%達成」は「H22年度燃費基準+38%達成」に読み替えた上、該当する項目の番号を記入すること。

- 【乗用車】
- | | | |
|---|--|-------------------------------------|
| 01. ★★★★★かつR2年度燃費基準+40%達成ガソリン車（非課税） | 02. ★★★★★かつR2年度燃費基準+30%達成ガソリン車（非課税） | 03. ★★★★★かつR2年度燃費基準+20%達成ガソリン車（非課税） |
| 04. ★★★★★かつR2年度燃費基準+10%達成ガソリン車（非課税）（R2.9.30まで） | 05. ★★★★★かつR2年度燃費基準達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）（R2.9.30まで） | |
| 06. ★★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：1/100）（R2.9.30まで） | 07. 01～06に該当しないガソリン車（自家用：2/100、営業用：2/100）（R2.9.30まで） | |
| 08. ★★★★★かつR2年度燃費基準+10%達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：非課税）（R2.10.1以降） | 09. ★★★★★かつR2年度燃費基準達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：0.5/100）（R2.10.1以降） | |
| 10. ★★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成ガソリン車（自家用：3/100、営業用：1/100）（R2.10.1以降） | 11. 01～03及び08～10に該当しないガソリン車（自家用：3/100、営業用：2/100）（R2.10.1以降） | |
| 12. ★★★★★かつR2年度燃費基準+40%達成LPG車（非課税） | 13. ★★★★★かつR2年度燃費基準+30%達成LPG車（非課税） | 14. ★★★★★かつR2年度燃費基準+20%達成LPG車（非課税） |
| 15. ★★★★★かつR2年度燃費基準+10%達成LPG車（非課税）（R2.9.30まで） | 16. ★★★★★かつR2年度燃費基準達成LPG車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）（R2.9.30まで） | |
| 17. ★★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成LPG車（自家用：2/100、営業用：1/100）（R2.9.30まで） | 18. 12～17に該当しないLPG車（自家用：2/100、営業用：2/100）（R2.9.30まで） | |
| 19. ★★★★★かつR2年度燃費基準+10%達成LPG車（自家用：1/100、営業用：非課税）（R2.10.1以降） | 20. ★★★★★かつR2年度燃費基準達成LPG車（自家用：2/100、営業用：0.5/100）（R2.10.1以降） | |
| 21. ★★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成LPG車（自家用：3/100、営業用：1/100）（R2.10.1以降） | 22. 12～14及び19～21に該当しないLPG車（自家用：3/100、営業用：2/100）（R2.10.1以降） | |
- 【2.5t以下バス・トラック】
- | | | |
|--|--|--|
| 23. ★★★★★かつH27年度燃費基準+25%達成ガソリン車（非課税） | 24. ★★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成ガソリン車（非課税） | 25. ★★★★★かつH27年度燃費基準+15%達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：0.5/100） |
| 26. ★★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：1/100） | 27. 23～26に該当しないもの（自家用：3/100、営業用：2/100） | |
- 【2.5t超3.5t以下バス・トラック】
- | | | |
|---|--|--|
| 28. ★★★★★かつH27年度燃費基準+15%達成ガソリン車（非課税） | 29. ★★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成ガソリン車（非課税） | 30. ★★★★★かつH27年度燃費基準+5%達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：0.5/100） |
| 31. ★★★★★かつH27年度燃費基準達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：1/100） | 32. ★★★★★かつH27年度燃費基準+15%達成ガソリン車（非課税） | 33. ★★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：0.5/100） |
| 34. ★★★★★かつH27年度燃費基準+5%達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：1/100） | 35. H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつH27年度燃費基準+15%達成ディーゼル車（非課税） | |
| 36. H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつH27年度燃費基準+10%達成ディーゼル車（非課税） | 37. H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつH27年度燃費基準+5%達成ディーゼル車（自家用：1/100、営業用：0.5/100） | |
| 38. H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつH27年度燃費基準達成ディーゼル車（自家用：2/100、営業用：1/100） | 40. H21年排出ガス基準適合かつH27年度燃費基準+10%達成ディーゼル車（自家用：1/100、営業用：0.5/100） | |
| 39. H21年排出ガス基準適合かつH27年度燃費基準+15%達成ディーゼル車（非課税） | 42. 28～41に該当しないもの（自家用：3/100、営業用：2/100） | |
| 41. H21年排出ガス基準適合かつH27年度燃費基準+5%達成ディーゼル車（自家用：2/100、営業用：1/100） | | |
- 【3.5t超バス・トラック】
- | | |
|--|---|
| 43. H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつH27年度燃費基準+15%達成ディーゼル車（非課税） | 44. H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつH27年度燃費基準+10%達成ディーゼル車（非課税） |
| 45. H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつH27年度燃費基準+5%達成ディーゼル車（自家用：1/100、営業用：0.5/100） | |
| 46. H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつH27年度燃費基準達成ディーゼル車（自家用：2/100、営業用：1/100） | 47. H21年排出ガス基準適合かつH27年度燃費基準+15%達成ディーゼル車（非課税） |
| 48. H21年排出ガス基準適合かつH27年度燃費基準+10%達成ディーゼル車（自家用：1/100、営業用：0.5/100） | 49. H21年排出ガス基準適合かつH27年度燃費基準+5%達成ディーゼル車（自家用：2/100、営業用：1/100） |
| 50. 43～49に該当しないもの（自家用：3/100、営業用：2/100） | |

- 【その他の自動車】
- | | |
|---|-------------------------|
| 51. 電気自動車、天然ガス自動車（H30年排出ガス基準適合（3.5t以下の自動車）又はH21年排出ガス基準10%低減）（非課税） | 52. プラグインハイブリッド自動車（非課税） |
| 53. クリーンディーゼル乗用車（H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準適合）（非課税） | |
| 54. 01～53に該当しない乗用車（自家用：2/100、営業用：2/100）（R2.9.30まで） | |
| 55. 01～53に該当しない乗用車（自家用：3/100、営業用：2/100）（R2.10.1以降） | |
| 56. 01～55に該当しないもの（自家用：3/100、営業用：2/100） | |
- 上記14の01～50、53～55のいずれかに該当する場合は「燃費」の欄に燃費値を記入すること。また、貨物自動車の場合には、「変速装置」の欄について該当する項目を○で囲むこと。
- なお、「構造」の欄については、車両総重量1.7t超3.5t以下の貨物自動車については「A」、「B1」又は「B2」のいずれか該当する項目を選択すること。「A」は次の要件のいずれにも該当する場合をいい、「A」以外の場合のうち（ろ）に掲げる要件に該当する場合を「B1」、「B1」以外のものを「B2」という。
- （い）最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。 （ろ）乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
- （は）運転室の前方に原動機を有するものであること。

- 16 「パリアフリー・ASV特例」の欄には、特例の適用を受けようとするか否かについて、該当する項目を○で囲むこと。特例の適用を受けようとする場合は、次のうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- なお、「トラック」はけん引車及び被けん引車を除いたもの、「バス等」は専ら人の運送の用に供する自動車で乗車定員10人以上のもの（立席を有するものを除く。）のことをいう。
- | | | | |
|---|---------------------------------|--|------------------------------|
| 01. ノンステップバス <1,000万円控除> | 02. リフト付きバス（乗車定員30人以上）<650万円控除> | 03. リフト付きバス（乗車定員30人未満）<200万円控除> | 04. ユニバーサルデザインタクシー <100万円控除> |
| 05. ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（3.5t超8t以下トラック）<350万円控除（R1.10.31まで）> | | 06. ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（5t以下バス等）<350万円控除（R1.10.31まで）> | |
| 07. ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（5t超12t以下バス等）<350万円控除（R1.10.31まで）> | | 08. ASV（車両安定性制御装置搭載車両）（3.5t超8t以下トラック）<350万円控除（R1.10.31まで）> | |

09. A S V (車両安定性制御装置搭載車両) (5 t超12t以下バス等) <350万円控除(R1. 10. 31まで)>
11. A S V (車線逸脱警報装置搭載車両) (20t超22t以下トラック) <175万円控除(R2. 10. 31まで)>
13. A S V (車線逸脱警報装置搭載車両) (5 t超12t以下バス等) <175万円控除(R1. 10. 31まで)>
15. A S V (衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両) (3. 5t超8 t以下トラック) <525万円控除(R1. 10. 31まで)>
17. A S V (衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置搭載車両) (3. 5t超8 t以下トラック) <525万円控除(R1. 10. 31まで)>
19. A S V (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (5 t以下バス等) <350万円控除(R1. 11. 1以降)>
20. A S V (衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置搭載車両) (5 t超12t以下バス等) <525万円控除(R1. 10. 31まで)>
21. A S V (車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (3. 5t超8 t以下トラック) <525万円控除(R1. 10. 31まで)>
23. A S V (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (3. 5t超8 t以下トラック) <525万円控除(R1. 10. 31まで)>
24. A S V (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (3. 5t超8 t以下トラック) <350万円控除(R1. 11. 1以降)>
25. A S V (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (8 t超20t以下トラック) <350万円控除>
26. A S V (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (5 t超12t以下バス等) <525万円控除(R1. 10. 31まで)>
27. A S V (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (5 t超12t以下バス等) <350万円控除(R1. 11. 1以降)>
10. A S V (車線逸脱警報装置搭載車両) (3. 5t超8 t以下トラック) <175万円控除(R1. 10. 31まで)>
12. A S V (車線逸脱警報装置搭載車両) (5 t以下バス等) <175万円控除(R1. 10. 31まで)>
14. A S V (車線逸脱警報装置搭載車両) (12t超バス等) <175万円控除(R1. 10. 31まで)>
16. A S V (衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両) (5 t超12t以下バス等) <525万円控除(R1. 10. 31まで)>
18. A S V (衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置搭載車両) (5 t以下バス等) <525万円控除(R1. 10. 31まで)>
22. A S V (車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (5 t超12t以下バス等) <525万円控除(R1. 10. 31まで)>
- 17 「グリーン化特例」の欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
また、令和元年度に新車新規登録された自動車については、4 から 6 までのうち該当する番号を枠内に記入すること。
なお、「★★★★」は平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車のことを、「PHV」はプラグインハイブリッド自動車のことを、「CD乗用車」はクリーンディーゼル乗用車のことをいう。

第16号の43様式記載要領〔別紙七十八〕

- この申告書は、法第160条の規定により自動車税環境性能割の納付に関し申告又は報告を行う場合、また、法第177条の13第1項の規定により自動車税種別割の賦課徴収に関し申告又は報告を行う場合に使用すること。
- 「申告区分」及び「取得原因」の各欄には、該当する項目の番号を右の枠内に記入すること。また、「申告区分」の欄で「7. 変更」に該当する場合には、番号を記入するほか、（ ）内の該当項目を○で囲むこと。
- 「課税区分」の欄には、該当する項目の番号を「環境性能割」及び「種別割」の各枠内に記入すること。また、移転登録による自動車税種別割の課税対象外、本人持ち込みにより他の都道府県から転入する場合の自動車税環境性能割の課税対象外等、1から6までの項目に該当しない場合には、「7. その他」を選択し（ ）内にその詳細を記入すること。
- 「登録年月日」、「初度登録年月」及び「生年月日」の各欄のうち年号の部分には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 「納税（申告・報告）義務者」の欄の「住所又は所在地」には、上段に都道府県、市町村名、番地まで記入すること。また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、下段の枠内に、ビル等の名称のほか棟号数、室番号又は○〇様方のように、郵便物が確実に届くよう記入すること。なお、「氏名又は名称」の欄の右端の「印」位置に、必ず押印すること。
- 「用途」、「種別」、「営・自区分」、「燃料の種類」、「所有形態」及び「グリーン化特例」の各欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 「用途」の欄で「07. バス（その他）」、「09. 特種用途自動車」又は「10. その他」に該当する場合及び「燃料の種類」又は「所有形態」の各欄で「その他」に該当する場合は、（ ）内にその詳細を記入すること。
- 「車体の形状」の欄には、自動車検査証の「車体の形状」の欄に記載された形状を記入すること。
- 「乗車定員」及び「最大積載量」の各欄には、貨客兼用車等であるため乗車定員及び最大積載量がそれぞれ複数ある場合、（ ）内にはいずれか大きい方の乗車定員とこれに係る最大積載量を記入すること。
- 「長さ」、「幅」及び「高さ」の各欄には、特種用途自動車の場合のみ記入すること。
- 「取得前の用途」の欄には、他から自動車の譲渡を受けた場合など、今回の申告以前も当該自動車が所有されていた場合においてその用途について該当する項目の番号を枠内に記入し、併せて初度登録年月からの経過年数を記入すること。また、「3. その他」に該当する場合には、（ ）内にその詳細を記入すること。
- 「通常の取得価額」の欄には、法第156条に規定する通常の取得価額を記入すること。
- 「通常の取得価額」の欄の「付加物の内訳」には、具体的な付加物の名称とその金額を記入すること。
- 「税率区分」の欄には、次のうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。また、「★★★★」は平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車のことを、「★★★」は平成30年排出ガス基準25%低減又は平成17年排出ガス基準50%低減達成車のことをいう。

なお、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車であって、次の【乗用車】の01～07又は【2.5t以下バス・トラック】のうち、平成22年度基準エネルギー消費効率を満たしている自動車については、「R2年度燃費基準+40%達成」は「H22年度燃費基準+110%達成」に、「R2年度燃費基準+30%達成」は「H22年度燃費基準+95%達成」に、「R2年度燃費基準+20%達成」は「H22年度燃費基準+80%達成」に、「R2年度燃費基準+10%達成」は「H22年度燃費基準+65%達成」に、「R2年度燃費基準達成」は「H22年度燃費基準+50%達成」に、「H27年度燃費基準+25%達成」は「H22年度燃費基準+57%達成」に、「H27年度燃費基準+20%達成」は「H22年度燃費基準+50%達成」に、「H27年度燃費基準+15%達成」は「H22年度燃費基準+44%達成」に、「H27年度燃費基準+10%達成」は「H22年度燃費基準+38%達成」に読み替えた上、該当する項目の番号を記入すること。

- 【乗用車】
- | | | |
|--|--|---|
| 01. ★★★★★かつR2年度燃費基準+40%達成ガソリン車（非課税） | 02. ★★★★★かつR2年度燃費基準+30%達成ガソリン車（非課税） | 03. ★★★★★かつR2年度燃費基準+20%達成ガソリン車（非課税） |
| 04. ★★★★★かつR2年度燃費基準+10%達成ガソリン車（非課税）（R3.3.31まで） | 05. ★★★★★かつR2年度燃費基準達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）（R3.3.31まで） | 06. ★★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：2/100）（R3.3.31まで） |
| 07. 01～06に該当しないガソリン車（自家用：2/100、営業用：2/100）（R3.3.31まで） | | |
-
- | | | |
|---|---|---|
| 12. ★★★★★かつR2年度燃費基準+40%達成LPG車（非課税） | 13. ★★★★★かつR2年度燃費基準+30%達成LPG車（非課税） | 14. ★★★★★かつR2年度燃費基準+20%達成LPG車（非課税） |
| 15. ★★★★★かつR2年度燃費基準+10%達成LPG車（非課税）（R3.3.31まで） | 16. ★★★★★かつR2年度燃費基準達成LPG車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）（R3.3.31まで） | 17. 12～17に該当しないLPG車（自家用：2/100、営業用：2/100）（R3.3.31まで） |

【2.5t以下バス・トラック】

- | | | |
|--|--|--|
| 23. ★★★★★かつH27年度燃費基準+25%達成ガソリン車（非課税） | 24. ★★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成ガソリン車（非課税） | 25. ★★★★★かつH27年度燃費基準+15%達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：0.5/100） |
| 26. ★★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：1/100） | 27. 23～26に該当しないもの（自家用：3/100、営業用：2/100） | |

【2.5t超3.5t以下バス・トラック】

- | | | |
|--|---|---|
| 28. ★★★★★かつH27年度燃費基準+15%達成ガソリン車（非課税） | 29. ★★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成ガソリン車（非課税） | 30. ★★★★★かつH27年度燃費基準+5%達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：0.5/100） |
| 31. ★★★★★かつH27年度燃費基準達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：1/100） | 32. ★★★★★かつH27年度燃費基準+15%達成ガソリン車（非課税） | 33. ★★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：0.5/100） |
| 34. ★★★★★かつH27年度燃費基準+5%達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：1/100） | 35. H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつH27年度燃費基準+15%達成ディーゼル車（非課税） | 36. H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつH27年度燃費基準+10%達成ディーゼル車（自家用：1/100、営業用：0.5/100） |
| 37. H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつH27年度燃費基準+5%達成ディーゼル車（自家用：2/100、営業用：1/100） | 38. H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつH27年度燃費基準達成ディーゼル車（自家用：2/100、営業用：1/100） | 39. H21年排出ガス基準適合かつH27年度燃費基準+15%達成ディーゼル車（非課税） |
| 40. H21年排出ガス基準適合かつH27年度燃費基準+10%達成ディーゼル車（自家用：1/100、営業用：0.5/100） | 41. H21年排出ガス基準適合かつH27年度燃費基準+5%達成ディーゼル車（自家用：2/100、営業用：1/100） | 42. 28～41に該当しないもの（自家用：3/100、営業用：2/100） |

【3.5t超バス・トラック】

- | | |
|--|---|
| 43. H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつH27年度燃費基準+15%達成ディーゼル車（非課税） | 44. H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつH27年度燃費基準+10%達成ディーゼル車（非課税） |
| 45. H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつH27年度燃費基準+5%達成ディーゼル車（自家用：1/100、営業用：0.5/100） | 46. H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつH27年度燃費基準達成ディーゼル車（自家用：2/100、営業用：1/100） |
| 47. H21年排出ガス基準適合かつH27年度燃費基準+15%達成ディーゼル車（非課税） | 48. H21年排出ガス基準適合かつH27年度燃費基準+10%達成ディーゼル車（自家用：1/100、営業用：0.5/100） |
| 49. H21年排出ガス基準適合かつH27年度燃費基準+5%達成ディーゼル車（自家用：2/100、営業用：1/100） | 50. 43～49に該当しないもの（自家用：3/100、営業用：2/100） |

【その他の自動車】

- | | |
|---|-------------------------|
| 51. 電気自動車、天然ガス自動車（H30年排出ガス基準適合（3.5t以下の自動車）又はH21年排出ガス基準10%低減）（非課税） | 52. プラグインハイブリッド自動車（非課税） |
| 53. クリーンディーゼル乗用車（H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準適合）（非課税） | |
| 54. 01～07、12～18、23～53に該当しない乗用車（自家用：2/100、営業用：2/100）（R3.3.31まで） | |
-
- | | |
|--|--|
| 56. 01～07、12～18、23～54に該当しないもの（自家用：3/100、営業用：2/100） | |
|--|--|
- 15 上記14の01～07、12～18、23～50、53～54のいずれかに該当する場合は「燃費」の欄に燃費値を記入すること。また、貨物自動車の場合には、「変速装置」の欄について該当する項目を○で囲むこと。

なお、「構造」の欄については、車両総重量1.7t超3.5t以下の貨物自動車については「A」、「B1」又は「B2」のいずれか該当する項目を選択すること。「A」は次の要件のいずれにも該当する場合をいい、「A」以外の場合のうち（ろ）に掲げる要件に該当する場合を「B1」、「B1」以外のものを「B2」という。

- (い) 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。 (ろ) 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
- (は) 運転室の前方に原動機を有するものであること。

- 16 「パリアフリー・ASV特例」の欄には、特例の適用を受けようとするか否かについて、該当する項目を○で囲むこと。特例の適用を受けようとする場合は、次のうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- なお、「トラック」はけん引車及び被けん引車を除いたもの、「バス等」は専ら人の運送の用に供する自動車で乗車定員10人以上のもの（立席を有するものを除く。）のことをいう。
- | | | | |
|---|---|---|--|
| 01. ノンステップバス <1,000万円控除> | 02. リフト付きバス（乗車定員30人以上）<650万円控除> | 03. リフト付きバス（乗車定員30人未満）<200万円控除> | 04. ユニバーサルデザインタクシー <100万円控除> |
| 05. ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（3.5t超8t以下トラック）<350万円控除（R1.10.31まで）> | 06. ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（5t以下バス等）<350万円控除（R1.10.31まで）> | 07. ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（5t超12t以下バス等）<350万円控除（R1.10.31まで）> | 08. ASV（車両安定性制御装置搭載車両）（3.5t超8t以下トラック）<350万円控除（R1.10.31まで）> |

09. A S V (車両安定性制御装置搭載車両) (5t超12t以下バス等) <350万円控除(R1.10.31まで)>
11. A S V (車線逸脱警報装置搭載車両) (20t超22t以下トラック) <175万円控除(R2.10.31まで)>
13. A S V (車線逸脱警報装置搭載車両) (5t超12t以下バス等) <175万円控除(R1.10.31まで)>
15. A S V (衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両) (3.5t超8t以下トラック) <525万円控除(R1.10.31まで)>
17. A S V (衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置搭載車両) (3.5t超8t以下トラック) <525万円控除(R1.10.31まで)>
19. A S V (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (5t以下バス等) <350万円控除(R1.11.1以降)>
20. A S V (衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置搭載車両) (5t超12t以下バス等) <525万円控除(R1.10.31まで)>
21. A S V (車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (3.5t超8t以下トラック) <525万円控除(R1.10.31まで)>
23. A S V (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (3.5t超8t以下トラック) <525万円控除(R1.10.31まで)>
24. A S V (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (3.5t超8t以下トラック) <350万円控除(R1.11.1以降)>
25. A S V (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (8t超20t以下トラック) <350万円控除>
26. A S V (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (5t超12t以下バス等) <525万円控除(R1.10.31まで)>
27. A S V (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (5t超12t以下バス等) <350万円控除(R1.11.1以降)>
10. A S V (車線逸脱警報装置搭載車両) (3.5t超8t以下トラック) <175万円控除(R1.10.31まで)>
12. A S V (車線逸脱警報装置搭載車両) (5t以下バス等) <175万円控除(R1.10.31まで)>
14. A S V (車線逸脱警報装置搭載車両) (12t超バス等) <175万円控除(R1.10.31まで)>
16. A S V (衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両) (5t超12t以下バス等) <525万円控除(R1.10.31まで)>
18. A S V (衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置搭載車両) (5t以下バス等) <525万円控除(R1.10.31まで)>
22. A S V (車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (5t超12t以下バス等) <525万円控除(R1.10.31まで)>
- 17 「グリーン化特例」の欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
また、令和元年度に新車新規登録された自動車については、4から6までのうち該当する番号を枠内に記入すること。
なお、「★★★★」は平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車のことを、「PHV」はプラグインハイブリッド自動車のことを、「CD乗用車」はクリーンディーゼル乗用車のことをいう。

給与支払報告書（総括表）

第十七号様式（用紙日本産業規格A5）（第十条関係）「別紙七十九」

種 別	整理番号	
※	※	※

令和 年 月 日提出

給与の支払期間	令和 年 月分から 月分まで		
給与支払者の個人番号又は法人番号			
フリガナ		提出区分	年間分 退職者分
給与支払者の氏名又は名称		事業種目	
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称		受給者員 総 人 員	人
フリガナ		報告人員	人
同上の所在地		報告人員のうち退職者人員	人
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名		所 属 署 名	税務署
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	氏名 課 係 (電話)	給与の支払方法及びその期日	
特別徴収税額の払込みを希望する金融機関	(名称)	(所在地)	

第17号様式記載要領

- この給与支払報告書（以下「支払報告書」という。）は、地方税法（以下「法」という。）第317条の6第1項又は第3項に規定する給与について使用してください。
- 給与の支払をする者で、給与所得について所得税を源泉徴収する義務のあるものは、次により関係市町村に提出してください。
 - 1月1日現在において給与の支払を受けている者 1月31日まで
 - 給与の支払を受けている者のうち給与の支払をうけなくなったもの（以下「退職者」という。）退職した年の翌年の1月31日まで
- 「給与支払者の個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載してください。
- 「給与の支払期間」欄には、「報告人員」欄には、「提出区分が「退職者分」の場合は「報告人員のうち退職者人員」とする。）に給与を支払った期間を記載してください。
- 「提出区分」欄には、次により記載してください。
 - 1月1日現在において給与の支払を受けている者について、1月1日から同月31日までに支払報告書を提出する場合（あわせて前年の退職者について支払報告書を提出する場合を含む。）には、「年間分」を○で囲んでください。
 - 退職者についてのみ支払報告書を提出する場合には、「退職者分」を○で囲んでください。なお、提出区分が「退職者分」の場合は、太線部分のみ記載して提出することもできます。
- 「給与支払者が法人である場合の代表者の氏名」欄には、経理責任者の職氏名を記載してください。給与支払者が国の機関である場合には、国の機関名を記載してください。
- 「連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号」欄には、この報告書について応答する者の氏名、所属課、係名及びその電話番号を記載してください。
- 「受給者総人員」欄には、1月1日現在において給与の支払をする事務所、事業所等から給与等の支払を受けている者の総人員を記載してください。
- 「報告人員」欄には、提出先に市町村に対して「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する人員（退職者人員を含む。）を述べ人数で記載してください。
- 「報告人員のうち退職者人員」欄には、提出先の市町村に対して「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する退職者の人員を述べ人数で記載してください。
- 「給与の支払方法及びその期日」欄には、月給、週給等及び毎月20日、毎週月曜日等と記載してください。
- 「特別徴収税額の払込みを希望する金融機関」欄には、給与の支払をする事務所又は事業所の所在する市町村以外の市町村に特別徴収税額を払い込む場合において、その払込みを希望する金融機関の所在地及び名称を記載してください。なお、市町村の都合によっては、これと異なる金融機関を指定することがあります。
- ※の欄は記載しないでください。

給与支払報告書（総括表）

第十七号様式（用紙日本産業規格A5）（第十条関係）「別紙八十」

		指 定 番 号			
令和 年 月 日提出					
給与の支払期間	令和 年 月分から 月分まで				
給与支払者の 個人番号又は法人番号					
フリガナ					
給与支払者の 氏名又は名称			事業種目		
所得税の源泉徴収 をしている事務所 又は事業の名称			受給者員	人	
フリガナ			報 告 人 員	特別徴収対象者	人
同上の所在地	〒			普通徴収対象者 (退職者)	人
				普通徴収対象者 (退職者を除く)	人
給与支払者が 法人である場合 の代表者の氏名			報告人員の合計	人	
連絡者の氏名、 所属課、係名 及び電話番号	課 係		所 務 署 轄 名	税務署	
関与税理士等の氏名 及び電話番号	氏名 (電話)		給与の支払方法 及びその期日		
	氏名 (電話)		納入書の送付		必要 ・ 不要

第17号様式記載要領

- この給与支払報告書（以下「報告書」という。）は、地方税法（以下「法」という。）第317条の6第1項又は第3項に規定する給与について使用してください。
- 給与の支払をする者で、給与所得について所得税を源泉徴収する義務のあるものは、次により関係市町村に報告書を提出してください。
 - (イ) 1月1日現在において給与の支払を受けている者 1月31日まで
 - (ロ) 給与の支払を受けている者のうち給与の支払を受けなくなったもの 退職した年の翌年の1月31日まで
- 「指定番号」欄には、提出先の市町村が定める指定番号を記載してください。
- 「給与の支払期間」欄には、「報告人員の合計」欄で計上された人員に給与を支払った期間を記載してください。
- 「給与支払者の個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載してください。
- 「給与支払者が法人である場合の代表者の氏名」欄には、経理責任者の職氏名を記載してください。給与支払者が国の機関である場合には、国の機関名を記載してください。
- 「連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号」欄には、この報告書について応答する者の氏名、所属課、係名及びその電話番号を記載してください。
- 「関与税理士等の氏名及び電話番号」欄には、税理士等が報告書を作成する場合に、報告書に関する問合せ先となる税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。
- 「受給者総人員」欄には、1月1日現在において給与の支払をする事務所、事業所等から給与等の支払を受けている者の総人員を記載してください。
- 「特別徴収対象者」欄には、提出先の市町村に対して「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する者で、特別徴収の対象となるもの的人员を記載してください。
- 「普通徴収対象者（退職者）」欄には、提出先の市町村に対して「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する者で、普通徴収の対象となるものうち退職者の人員を記載してください。
- 「普通徴収対象者（退職者を除く）」欄には、提出先の市町村に対して「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する者で、普通徴収の対象となるものうち退職者を除いた人員を記載してください。
- 「報告人員の合計」欄には、「特別徴収対象者」欄、「普通徴収対象者（退職者）」欄及び「普通徴収対象者（退職者を除く）」欄の人員の合計を記載してください。
- 「給与の支払方法及びその期日」欄には、月給、週給等及び毎月20日、毎週月曜日等と記載してください。

特定寄附金を支出した場合の税額
控除の計算に関する明細書

事業年度又は 連結事業年度	・	・	法人名
	・	・	

第二十号の様式 (用紙日本産業規格A4) (附則第二条の六関係) [別紙八十二]

1. 特定寄附金に関する明細

支出した 特定寄附金	寄附した年月日	寄附先	まち・ひと・しごと創生寄附 活用事業の事業名	特定寄附金の額
				円
	①			
計			②	

2. 特定寄附金額の按分の計算

	従業者の数 (単位 = 人)	(イ)	按分後の 特定寄附金の額	(ロ)
本市町村分	③			円
合計	④			

3. 特定寄附金税額控除額の計算

特定寄附金の額	②又は③の(ロ)	⑤	円
控除額	⑤×17.1/100	⑥	
控除対象法人税割額 第20号様式⑤ - 第20号の2様式①又は第20号様式⑥ - 第20号の2様式②		⑦	
税額控除上限額	⑦×20/100	⑧	
控除額	⑥と⑧のうち少ない額	⑨	

特定寄附金を支出した場合の税額
控除の計算に関する明細書

事業年度又は 連結事業年度	・	・	法人名
	・	・	

第二十号の五様式 (用紙日本産業規格A4) (附則第二条の六関係) [別紙八十二]

1. 特定寄附金に関する明細

支出した 特定寄 附金	寄附した年月日	寄附先	まち・ひと・しごと創生寄附 活用事業の事業名	特定寄附金の額
①				
	計		②	

2. 特定寄附金額の按分の計算

	従業者の数 (単位 = 人)	(イ)	按分後の 特定寄附金の額	(ロ)
本市町村分	③			円
合計	④			

3. 特定寄附金税額控除額の計算

特定寄附金の額	②又は③の(ロ)	⑤	円
控除額	$⑤ \times 34.3 / 100$	⑥	
控除対象法人税割額 第20号様式⑤ - 第20号の2様式①又は第20号様式⑥ - 第20号の2様式②		⑦	
税額控除上限額	$⑦ \times 20 / 100$	⑧	
控除額	⑥と⑧のうち少ない額	⑨	

徴収猶予の申請書

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	年 月 日 年 月 日	相互協議申立て年月日 年 月 日	法人番号 _____
	所在地 <small>(本県が支店等 の場合には本店 所在地と併記)</small>	相手国等に相互協議申立てを行っている場合 <input type="checkbox"/>	

地方税法 第321条の11の2第1項 第321条の11の3第1項 の規定により、下記のとおり徴収猶予を申請します。

納付すべき金額	事業年度又は 連結事業年度	納期限	法人市町村民税	
			法人税割額	延滞金額
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
上記のうち猶予を受けようとする金額	事業年度又は 連結事業年度	納期限	法人市町村民税	
			法人税割額	延滞金額
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
担保				

徴収猶予の申請書

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	年 月 日 年 月 日	相互協議申立て年月日 年 月 日	法人番号 _____
	所在地 <small>(本県が支店等 の場合には本店 所在地と併記)</small>	相手国等に相互協議申立てを行っている場合 <input type="checkbox"/>	

地方税法 第321条の11の2第1項 第321条の11の3第1項 の規定により、下記のとおり徴収猶予を申請します。

納付すべき金額	事業年度又は 連結事業年度	納期限	法人市町村民税	
			法人税割額	延滞金額
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
上記のうち猶予を受けようとする金額	事業年度又は 連結事業年度	納期限	法人市町村民税	
			法人税割額	延滞金額
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
担保				

- 1 この申告書は、法第454条の規定により、軽自動車税環境性能割の納付に関し申告又は報告を行う場合に使用すること。
- 2 「申告区分」及び「取得原因」の各欄には、該当する項目の番号を右の枠内に記入すること。
また、「申告区分」の欄で「7. 変更」に該当する場合には、番号を記入するほか、()内の該当項目を○で囲むこと。
- 3 「課税区分」の欄には、本人持ち込みにより他の市町村から転入する場合の軽自動車税環境性能割の課税対象外等、1から6までの項目に該当しない場合には、「7. その他」を選択し()内にその詳細を記入すること。
- 4 「取得・変更・廃車等年月日」、「初度検査(届出)年月」及び「生年月日」の各欄のうち年号の部分には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 5 「納税(申告・報告)義務者」の欄の「住所又は所在地」には、上段に都道府県、市町村名、番地まで記入すること。
また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、下段の枠内に、ビル等の名称のほかに棟号数、室番号又は○○様方のように、郵送物が確実に届くように記入すること。
なお、「氏名又は名称」の欄の右端の「印」位置に、必ず押印すること。
- 6 「用途」、「種別」、「営・自区分」、「燃料の種類」及び「所有形態」の各欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 7 「用途」の欄で「09. 特種用途自動車」又は「10. その他」に該当する場合及び「燃料の種類」又は「所有形態」の各欄で「その他」に該当する場合は、()内にその詳細を記入すること。
- 8 「車体の形状」の欄には、自動車検査証の「車体の形状」の欄に記載された形状を記入すること。
- 9 「乗車定員」及び「最大積載量」の各欄には、貨客兼用車等であるため乗車定員及び最大積載量がそれぞれ複数ある場合、()内にはいずれか大きい方の乗車定員とこれに係る最大積載量を記入すること。
- 10 「長さ」、「幅」及び「高さ」の各欄には、特種用途自動車の場合のみ記入すること。
- 11 「取得前の用途」の欄には、他から軽自動車の譲渡を受けた場合など、今回の申告以前も当該軽自動車が所有されていた場合においてその用途について該当する項目の番号を枠内に記入し、併せて初度検査年月からの経過年数を記入すること。
また、「3. その他」に該当する場合には、()内にその詳細を記入すること。
- 12 「通常の取得価額」の欄には、法第450条に規定する通常の取得価額を記入すること。
- 13 「通常の取得価額」の欄の「付加物の内訳」には、具体的な付加物の名称とその金額を記入すること。
- 14 「税率区分」の欄には、次のうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。

また、「★★★★」は平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車のことをいう。

なお、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定していない軽自動車であって、次の【乗用車】又は【2.5t以下トラック】のうち、平成22年度基準エネルギー消費効率を満たしている軽自動車については、「R2年度燃費基準+40%達成」は「H22年度燃費基準+110%達成」に、「R2年度燃費基準+30%達成」は「H22年度燃費基準+95%達成」に、「R2年度燃費基準+20%達成」は「H22年度燃費基準+80%達成」に、「R2年度燃費基準+10%達成」は「H22年度燃費基準+65%達成」に、「R2年度燃費基準達成」は「H22年度燃費基準+50%達成」に、「H27年度燃費基準+25%達成」は「H22年度燃費基準+57%達成」に、「H27年度燃費基準+20%達成」は「H22年度燃費基準+50%達成」に、「H27年度燃費基準+15%達成」は「H22年度燃費基準+44%達成」に、「H27年度燃費基準+10%達成」は「H22年度燃費基準+38%達成」に読み替えた上、該当する項目の番号を記入すること。

【乗用車】

- | | |
|---|-------------------------------------|
| 01. ★★★★★かつR2年度燃費基準+40%達成ガソリン車(非課税) | 02. ★★★★★かつR2年度燃費基準+30%達成ガソリン車(非課税) |
| 03. ★★★★★かつR2年度燃費基準+20%達成ガソリン車(非課税) | 04. ★★★★★かつR2年度燃費基準+10%達成ガソリン車(非課税) |
| 05. ★★★★★かつR2年度燃費基準達成ガソリン車(自家用:非課税、営業用:0.5/100)(R2.9.30まで) | |
| 06. ★★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成ガソリン車(自家用:1/100、営業用:1/100)(R2.9.30まで) | |
| 07. 01~06に該当しないもの(自家用:1/100、営業用:2/100)(R2.9.30まで) | |
| 08. ★★★★★かつR2年度燃費基準達成ガソリン車(自家用:1/100、営業用:0.5/100)(R2.10.1以降) | |
| 09. ★★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成ガソリン車(自家用:2/100、営業用:1/100)(R2.10.1以降) | |
| 10. 01~04、08及び09に該当しないもの(2/100)(R2.10.1以降) | |

【2.5t以下トラック】

- | | |
|--|--|
| 11. ★★★★★かつH27年度燃費基準+25%達成ガソリン車(非課税) | 12. ★★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成ガソリン車(非課税) |
| 13. ★★★★★かつH27年度燃費基準+15%達成ガソリン車(自家用:1/100、営業用:0.5/100) | 14. ★★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成ガソリン車(自家用:2/100、営業用:1/100) |
| 15. 11~14に該当しないもの(2/100) | |

【その他の軽自動車】

16. 電気軽自動車、天然ガス軽自動車(H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減)(非課税)
17. 01~16に該当しないもの(2/100)

- 15 上記14の01~15のいずれかに該当する場合は「燃費」の欄に燃費値を記入すること。
また、貨物自動車の場合には、「変速装置」の欄について該当する項目を○で囲むこと。
なお、「構造」の欄については、貨物自動車の場合には「A」又は「B」を選択すること。「A」は次の要件のいずれにも該当する場合をいい、「A」以外の場合を「B」という。
(い) 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。
(ろ) 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
(は) 運転室の前方に原動機を有するものであること。

- 1 この申告書は、法第454条の規定により、軽自動車税環境性能割の納付に関し申告又は報告を行う場合に使用すること。
- 2 「申告区分」及び「取得原因」の各欄には、該当する項目の番号を右の枠内に記入すること。
また、「申告区分」の欄で「7. 変更」に該当する場合には、番号を記入するほか、()内の該当項目を○で囲むこと。
- 3 「課税区分」の欄には、本人持ち込みにより他の市町村から転入する場合の軽自動車税環境性能割の課税対象外等、1から6までの項目に該当しない場合には、「7. その他」を選択し()内にその詳細を記入すること。
- 4 「取得・変更・廃車等年月日」、「初度検査(届出)年月」及び「生年月日」の各欄のうち年号の部分には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 5 「納税(申告・報告)義務者」の欄の「住所又は所在地」には、上段に都道府県、市町村名、番地まで記入すること。
また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、下段の枠内に、ビル等の名称のほかに棟号数、室番号又は○○様方のように、郵送物が確実に届くように記入すること。
なお、「氏名又は名称」の欄の右端の「印」位置に、必ず押印すること。
- 6 「用途」、「種別」、「営・自区分」、「燃料の種類」及び「所有形態」の各欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 7 「用途」の欄で「09. 特種用途自動車」又は「10. その他」に該当する場合及び「燃料の種類」又は「所有形態」の各欄で「その他」に該当する場合は、()内にその詳細を記入すること。
- 8 「車体の形状」の欄には、自動車検査証の「車体の形状」の欄に記載された形状を記入すること。
- 9 「乗車定員」及び「最大積載量」の各欄には、貨客兼用車等であるため乗車定員及び最大積載量がそれぞれ複数ある場合、()内にはいずれか大きい方の乗車定員とこれに係る最大積載量を記入すること。
- 10 「長さ」、「幅」及び「高さ」の各欄には、特種用途自動車の場合のみ記入すること。
- 11 「取得前の用途」の欄には、他から軽自動車の譲渡を受けた場合など、今回の申告以前も当該軽自動車が所有されていた場合においてその用途について該当する項目の番号を枠内に記入し、併せて初度検査年月からの経過年数を記入すること。
また、「3. その他」に該当する場合には、()内にその詳細を記入すること。
- 12 「通常の取得価額」の欄には、法第450条に規定する通常の取得価額を記入すること。
- 13 「通常の取得価額」の欄の「付加物の内訳」には、具体的な付加物の名称とその金額を記入すること。
- 14 「税率区分」の欄には、次のうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。

また、「★★★★」は平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車のことをいう。

なお、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定していない軽自動車であって、次の【乗用車】又は【2.5t以下トラック】のうち、平成22年度基準エネルギー消費効率を満たしている軽自動車については、「R2年度燃費基準+40%達成」は「H22年度燃費基準+110%達成」に、「R2年度燃費基準+30%達成」は「H22年度燃費基準+95%達成」に、「R2年度燃費基準+20%達成」は「H22年度燃費基準+80%達成」に、「R2年度燃費基準+10%達成」は「H22年度燃費基準+65%達成」に、「R2年度燃費基準達成」は「H22年度燃費基準+50%達成」に、「H27年度燃費基準+25%達成」は「H22年度燃費基準+57%達成」に、「H27年度燃費基準+20%達成」は「H22年度燃費基準+50%達成」に、「H27年度燃費基準+15%達成」は「H22年度燃費基準+44%達成」に、「H27年度燃費基準+10%達成」は「H22年度燃費基準+38%達成」に読み替えた上、該当する項目の番号を記入すること。

【乗用車】

- | | |
|--|-------------------------------------|
| 01. ★★★★★かつR2年度燃費基準+40%達成ガソリン車(非課税) | 02. ★★★★★かつR2年度燃費基準+30%達成ガソリン車(非課税) |
| 03. ★★★★★かつR2年度燃費基準+20%達成ガソリン車(非課税) | 04. ★★★★★かつR2年度燃費基準+10%達成ガソリン車(非課税) |
| 05. ★★★★★かつR2年度燃費基準達成ガソリン車(自家用:非課税、営業用:0.5/100) (R3.3.31まで) | |
| 06. ★★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成ガソリン車(自家用:1/100、営業用:1/100) (R3.3.31まで) | |
| 07. 01~06に該当しないもの(自家用:1/100、営業用:2/100) (R3.3.31まで) | |

【2.5t以下トラック】

- | | |
|--|--|
| 11. ★★★★★かつH27年度燃費基準+25%達成ガソリン車(非課税) | 12. ★★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成ガソリン車(非課税) |
| 13. ★★★★★かつH27年度燃費基準+15%達成ガソリン車(自家用:1/100、営業用:0.5/100) | 14. ★★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成ガソリン車(自家用:2/100、営業用:1/100) |
| 15. 11~14に該当しないもの(2/100) | |

【その他の軽自動車】

16. 電気軽自動車、天然ガス軽自動車(H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減)(非課税)
17. 01~07、11~16に該当しないもの(2/100)
- 15 上記14の01~07、11~15のいずれかに該当する場合は「燃費」の欄に燃費値を記入すること。
また、貨物自動車の場合には、「変速装置」の欄について該当する項目を○で囲むこと。
なお、「構造」の欄については、貨物自動車の場合には「A」又は「B」を選択すること。「A」は次の要件のいずれにも該当する場合をいい、「A」以外の場合を「B」という。
(い) 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。
(ろ) 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
(は) 運転室の前方に原動機を有するものであること。